

**令和3年度
予算説明書**

取手市

目 次

一般会計・特別会計予算の概要	2
一般会計	
一般会計予算の概要	6
歳入	8
歳出	
議会費	16
総務費	18
民生費	40
衛生費	71
農林水産業費	86
商工費	90
土木費	98
消防費	115
教育費	119
公債費	141
特別会計	
取手駅西口都市整備事業特別会計	143
国民健康保険事業特別会計	147
後期高齢者医療特別会計	155
介護保険特別会計	161
競輪事業特別会計	179
取手地方公平委員会特別会計	183
参考資料	187

- ※ 合併前の取手市・藤代町を旧取手市・旧藤代町と表記
- ※ 事業別説明中の担当課右脇のページ表記は、令和3年度予算書の当該事業掲載ページを示す
- ※ 事業別説明中の（ ）内の金額は、令和2年度当初予算額を表記

*主要事業の特定財源は下記の凡例により名称を省略			
分担金	:分担金	県 交	:県交付金
負担金	:負担金	財産収入	:財産運用収入、財産売却収入
使用料	:使用料	寄附金	:寄附金
手数料	:手数料	繰入金	:特別会計繰入金、基金繰入金
国 負	:国庫負担金	繰越金	:繰越金
国 補	:国庫補助金	諸収入	:延滞金、加算金及び過料
国 委	:国庫委託金		市預金利子、貸付金元利収入
県 負	:県負担金		受託事業収入、収益事業収入
県 補	:県補助金		雑入
県 委	:県委託金	市 債	:地方債

令和 3 年度 予算 説明 書

地方自治法第 2 1 1 条第 2 項及び同法施行令第 1 4 4 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、次のとおり提出します。

令和 3 年 3 月

取手市長 藤井 信吾

令和3年度当初予算について

《予算規模等》

1. 令和3年度の一般会計当初予算規模は**368億円**で、前年度当初予算と比較して**1億6,000万円減**（前年度比0.4%減）となります。

予算規模が減となった要因は、令和3年度に予定していた藤代小・藤代幼稚園大規模改造事業や高井小学校内部改修事業、都市公園施設長寿命化対策事業など合計5つの事業が、令和2年度の国の当初予算・第3号補正予算の対象となり、3月補正予算に前倒しして計上したことによるものです。

2. 特別会計（6事業）の予算規模は、**244億3,400万円**となり、前年度当初予算と比較して**3億8,735万円増**（前年度比1.6%増）となります。

この中で大きく増額となったのは、競輪事業（3億9,998万円増）、後期高齢者医療（3億3,851万円増）、介護保険（1億9,272万円増）、の3つの特別会計です。

一方、減額となったのは、国民健康保険事業（5億1,390万円減）、取手駅西口都市整備事業（2,994万円減）、の2つの特別会計です。

取手駅西口都市整備事業の予算規模が減となった要因は、駅前広場整備工事の一部などが令和2年度の国の当初予算・第3号補正予算の対象となり、3月補正予算に前倒ししたことによるものです。

《予算総括表》

(単位：千円)

会計別 \ 区分	令和3年度 当初予算	令和2年度 当初予算	比較	増減率
一般会計	36,800,000	36,960,000	△ 160,000	△ 0.4%
特別会計	24,434,004	24,046,654	387,350	1.6%
取手駅西口 都市整備事業	878,989	908,937	△ 29,948	△ 3.3%
国民健康 保険事業	10,133,032	10,646,932	△ 513,900	△ 4.8%
後期高齢者医療	3,246,374	2,907,856	338,518	11.6%
介護保険	8,487,889	8,295,169	192,720	2.3%
競輪事業	1,687,038	1,287,051	399,987	31.1%
取手地方 公平委員会	682	709	△ 27	△ 3.8%
合計	61,234,004	61,006,654	227,350	0.4%

一 般 会 計

令和3年度一般会計予算の概要

【歳入】

(単位：千円、%)

区 分	令和3年度 当初予算		令和2年度 当初予算		比 較	増減率
		構成比		構成比		
01 市税	12,584,942	34.2	13,479,251	36.5	△ 894,309	△ 6.6
02 地方譲与税	319,848	0.9	327,061	0.9	△ 7,213	△ 2.2
03 利子割交付金	10,000	0.0	13,000	0.0	△ 3,000	△ 23.1
04 配当割交付金	56,000	0.1	59,000	0.2	△ 3,000	△ 5.1
05 株式等譲渡所得割交付金	58,000	0.2	32,000	0.1	26,000	81.3
06 法人事業税交付金	104,000	0.3	130,000	0.3	△ 26,000	△ 20.0
07 地方消費税交付金	2,130,000	5.8	2,128,000	5.8	2,000	0.1
08 ゴルフ場利用税交付金	47,000	0.1	48,000	0.1	△ 1,000	△ 2.1
09 環境性能割交付金	27,000	0.1	36,000	0.1	△ 9,000	△ 25.0
10 地方特例交付金	111,000	0.3	95,000	0.3	16,000	16.8
11 地方交付税	7,120,000	19.3	7,259,678	19.6	△ 139,678	△ 1.9
12 交通安全対策特別交付金	14,000	0.0	14,000	0.0	0	0.0
13 分担金及び負担金	159,837	0.4	152,672	0.4	7,165	4.7
14 使用料及び手数料	317,876	0.9	313,060	0.8	4,816	1.5
15 国庫支出金	5,438,335	14.8	5,165,705	14.0	272,630	5.3
16 県支出金	2,595,159	7.0	2,529,404	6.8	65,755	2.6
17 財産収入	56,379	0.2	58,108	0.2	△ 1,729	△ 3.0
18 寄附金	150,159	0.4	100,159	0.3	50,000	49.9
19 繰入金	844,493	2.3	1,322,962	3.6	△ 478,469	△ 36.2
20 繰越金	500,000	1.4	500,000	1.3	0	0.0
21 諸収入	757,272	2.1	801,340	2.2	△ 44,068	△ 5.5
22 市債	3,398,700	9.2	2,395,600	6.5	1,003,100	41.9
合 計	36,800,000	100.0	36,960,000	100.0	△ 160,000	△ 0.4

【歳出】

(単位：千円、%)

区 分	令和3年度 当初予算		令和2年度 当初予算		比較	増減率
		構成比		構成比		
01 議会費	267,104	0.7	277,343	0.7	△ 10,239	△ 3.7
02 総務費	4,962,990	13.5	5,036,566	13.6	△ 73,576	△ 1.5
03 民生費	15,348,195	41.7	15,093,056	40.8	255,139	1.7
04 衛生費	1,499,434	4.1	1,683,597	4.6	△ 184,163	△ 10.9
05 農林水産業費	248,512	0.7	242,915	0.7	5,597	2.3
06 商工費	360,127	1.0	401,537	1.1	△ 41,410	△ 10.3
07 土木費	4,413,195	12.0	4,432,552	12.0	△ 19,357	△ 0.4
08 消防費	1,837,120	5.0	1,910,559	5.2	△ 73,439	△ 3.8
09 教育費	3,488,504	9.5	3,719,185	10.1	△ 230,681	△ 6.2
10 災害復旧費	5	0.0	5	0.0	0	0.0
11 公債費	4,324,807	11.7	4,112,659	11.1	212,148	5.2
12 諸支出金	7	0.0	26	0.0	△ 19	△ 73.1
13 予備費	50,000	0.1	50,000	0.1	0	0.0
合 計	36,800,000	100.0	36,960,000	100.0	△ 160,000	△ 0.4

歳 入

1 市 税

・ 市民税

(個人市民税)

(単位：人、千円)

区 分	令和3年度(A)	令和2年度(B)	比較(A)-(B)
納税義務者数	53,894	53,653	241
均等割額	181,931	185,325	△ 3,394
所得割額	4,968,059	5,420,224	△ 452,165
分離課税額	40,000	40,000	0
予 算 額	5,189,990	5,645,549	△ 455,559

*積算根拠 (単位：円)

	(調定見込額)	(※注)	(収納率)	(予算額)
・均等割	3,500円 × 53,894人	× 97.70%	× 98.72%	≒ 181,931,000円
・所得割	5,591,639,000円	× 90.00%	× 98.72%	≒ 4,968,059,000円
・分離課税退職分	40,000,000円	× 100.00%	=	40,000,000円
			計	5,189,990,000円

※新型コロナウイルス感染症拡大による影響を見込む

(法人市民税)

・ 均等割

(単位：件、千円)

区 分	均等割額 (円)	法 人 件 数		均 等 割 額		
		令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	比 較 (A)-(B)
		総 数	総 数	(A)	(B)	
9号法人	3,000,000	13	12	39,000	36,000	3,000
8号法人	1,750,000	2	2	3,500	3,500	0
7号法人	410,000	108	109	44,280	44,690	△ 410
6号法人	400,000	4	4	1,600	1,600	0
5号法人	160,000	76	74	12,160	11,840	320
4号法人	150,000	21	20	3,150	3,000	150
3号法人	130,000	284	284	36,920	36,920	0
2号法人	120,000	10	8	1,200	960	240
1号法人	50,000	1,360	1,332	68,000	66,600	1,400
合 計		1,878	1,845	209,810	205,110	4,700

・法人税割 (税率8.4% ※令和元年10月1日以降開始の事業年度より12.1%から8.4%に変更)

(単位：千円)

令和3年度(A)	令和2年度(B)	比較(A)-(B)
235,974	469,829	△ 233,855

*積算根拠

	(調定見込額)	(※注)	(収納率)	(予算額)
・均等割	209,810,000円	× 94.4%	× 99.64%	≒ 197,346,000円
・法人税割	236,827,000円	× 99.64%	≒	235,974,000円
			計	433,320,000円

※新型コロナウイルス感染症拡大による影響を見込む
(法人税割の調定見込額は影響分を含めた数値)

・固定資産税

(土地)

土地に関する調べ (免税点含む)

(単位：地積 千㎡、課税標準額 千円)

地目	年度	令和3年度			令和2年度			比較 (A)-(B)
		筆数	地積	課税標準額 (A)	筆数	地積	課税標準額 (B)	
田	調整区域	18,467	19,900	2,275,880	18,492	19,918	2,277,691	△ 1,811
	市街化区域	170	80	114,948	173	80	129,167	△ 14,219
畑	調整区域	9,233	4,667	265,519	9,271	4,694	266,915	△ 1,396
	市街化区域	1,435	701	1,658,712	1,433	708	1,771,643	△ 112,931
宅地		47,826	13,357	82,580,914	48,043	13,310	84,159,509	△ 1,578,595
山林	一般	2,129	1,305	40,750	2,124	1,301	40,582	168
	介在	803	391	545,178	816	392	964,551	△ 419,373
池沼		111	80	644	111	80	644	0
原野		712	231	7,278	710	227	7,287	△ 9
雑種地		11,955	4,057	19,430,729	11,994	4,043	19,722,760	△ 292,031
合計		92,841	44,769	106,920,552	93,167	44,753	109,340,749	△ 2,420,197

*積算根拠

$$\begin{aligned}
 & \text{(課税標準額)} && \text{(免税点以下)} \\
 106,920,552,000\text{円} & - & 463,413,000\text{円} & = & 106,457,139,000\text{円} \\
 & & \text{(税率)} & & \text{(税額)} \\
 & & \times 1.4\% & \ni & 1,490,399,000\text{円} \\
 \text{(税額)} & & \text{(住宅用地特例税額)} & & \text{(減免見込額)} & & \text{(調定見込額)} \\
 1,490,399,000\text{円} & - & (3,367,000\text{円} & + & 2,486,000\text{円}) & = & 1,484,546,000\text{円} \\
 \text{(調定見込額)} & & \text{(収納率)} & & \text{(予算額)} \\
 1,484,546,000\text{円} & \times & 99.00\% & \ni & 1,469,700,000\text{円}
 \end{aligned}$$

(家屋)

(単位：床面積 千㎡、課税標準額 千円)

区分	令和3年度		令和2年度		比較 (A)-(B)
	床面積	課税標準額 (A)	床面積	課税標準額 (B)	
既存分	6,283	199,008,786	6,234	202,694,715	△ 3,685,929
新增分	64	4,647,572	77	5,693,143	△ 1,045,571
合計	6,347	203,656,358	6,311	208,387,858	△ 4,731,500

・軽自動車税

(種別割)

(単位：台、円)

区 分	税額 (円)	令和3年度		令和2年度		比 較 (C)-(D)		
		課税台数 (A)	調定額 (C)	課税台数 (B)	調定額 (D)			
原動機付自転車	50cc以下	2,000	3,189	6,378,000	3,277	6,554,000	△ 176,000	
	51cc～90cc	2,000	281	562,000	281	562,000	0	
	91cc～125cc	2,400	857	2,056,800	861	2,066,400	△ 9,600	
	ミニカー	3,700	57	210,900	64	236,800	△ 25,900	
	小 計		4,384	9,207,700	4,483	9,419,200	△ 211,500	
小型特殊	農耕用作業用	2,400	1,137	2,728,800	1,133	2,719,200	9,600	
	特殊作業用	5,900	65	383,500	67	395,300	△ 11,800	
	小 計		1,202	3,112,300	1,200	3,114,500	△ 2,200	
軽自動車	二 輪 車	3,600	1,034	3,722,400	1,067	3,841,200	△ 118,800	
	自家用	乗 用	5,400	309	1,668,600	277	1,495,800	172,800
			7,200	9,005	64,836,000	8,836	63,619,200	1,216,800
			8,100	872	7,063,200	502	4,066,200	2,997,000
			10,800	4,962	53,589,600	4,999	53,989,200	△ 399,600
			12,900	3,403	43,898,700	3,839	49,523,100	△ 5,624,400
		小 計		18,551	171,056,100	18,453	172,693,500	△ 1,637,400
		貨 物	3,800	42	159,600	24	91,200	68,400
			4,000	1,439	5,756,000	1,444	5,776,000	△ 20,000
			5,000	973	4,865,000	879	4,395,000	470,000
			6,000	1,500	9,000,000	1,564	9,384,000	△ 384,000
	小 計			3,954	19,780,600	3,911	19,646,200	134,400
	営業用	乗 用	6,900	1	6,900	0	0	6,900
		小 計		1	6,900	0	0	6,900
		貨 物	2,900	3	8,700	2	5,800	2,900
			3,000	84	252,000	78	234,000	18,000
			3,800	47	178,600	52	197,600	△ 19,000
			4,500	23	103,500	26	117,000	△ 13,500
			小 計		157	542,800	158	554,400
		小 計		23,697	195,108,800	23,589	196,735,300	△ 1,626,500
	二輪の小型自動車	6,000	1,437	8,622,000	1,474	8,844,000	△ 222,000	
	合 計		30,720	216,050,800	30,746	218,113,000	△ 2,062,200	

*積算根拠 調定見込額 216,050,000円×収納率 97.88%≒211,469,000円(予算額)

(環境性能割)

*積算根拠 県税込見込 291,164,000円×H30課税台数比実績 2.545%≒7,410,000円(予算額)

・市たばこ税

(単位：本、円)

区分	令和3年度(A)	令和2年度(B)	比較(A)-(B)
課税標準本数	90,176,785	94,789,238	△ 4,612,453
税額	568,218,000	556,523,000	11,695,000

＊積算根拠

- 令和3年度たばこ販売本数見込み(令和2年度推定販売本数×伸び率)

$$94,922,932 \text{本} \times 0.95 = 90,176,785 \text{本}$$

- 従量割 課税標準額

$$90,176,785 \times 7/12 \times 6,122/1,000 + 90,176,785 \times 5/12 \times 6,552/1,000 \doteq 568,218,000 \text{円}$$

※令和3年10月1日から税率改正。1,000本あたり6,122円から6,552円。

・都市計画税

(土地) 納税義務者数及び課税標準額 (免税点以上)

(単位：人、千円)

年度 項目	令和3年度		令和2年度		比較 (A)-(B)	比較 (C)-(D)
	納税義務者数 (A)	課税標準額 (C)	納税義務者数 (B)	課税標準額 (D)		
土地	26,753	124,293,446	26,599	126,864,323	154	△ 2,570,877

※納税義務者数の合計は、法人も含めた実数である。

＊積算根拠

(課税標準額)

$$124,293,446,000 \text{円} \times \text{税率} 0.3\% \doteq 372,880,000 \text{円}$$

(税額)

(住宅用地特例税額)

(減免見込額)

(調定見込額)

$$372,880,000 \text{円} - (440,800 \text{円} + 460,000 \text{円}) \doteq 371,979,000 \text{円}$$

(調定見込額)

(収納率)

(予算額)

$$371,979,000 \text{円} \times 99.00\% \doteq 368,259,000 \text{円}$$

(家屋)

(単位：床面積 千㎡、課税標準額 千円)

区分	令和3年度		令和2年度		比較 (A)-(B)
	床面積	課税標準額(A)	床面積	課税標準額(B)	
既存分	5,057	170,911,667	5,010	173,394,000	△ 2,482,333
新增分	56	4,087,000	70	5,222,334	△ 1,135,334
合計	5,113	174,998,667	5,080	178,616,334	△ 3,617,667

＊積算根拠

(課税標準額)

(税率)

(税額)

$$174,998,667,000 \text{円} \times 0.30\% \doteq 524,996,000 \text{円}$$

(税額)

(減免等)

(調定見込額)

$$524,996,000 \text{円} - 366,000 \text{円} = 524,630,000 \text{円}$$

(調定見込額)

(収納率)

(予算額)

$$524,630,000 \text{円} \times 99.00\% \doteq 519,383,000 \text{円}$$

令和3年度市税滞納繰越予算計上積算表

(単位：円)

税 目	R2年度末 調定見込額	収 入 見込率	収入見込額	徴収猶予額	不納欠損 見込額	R3年度への 滞納繰越見込額 (R2調定額)	徴 収 見込率	徴収見込額
	(A)	(B)	(A) × (B) = (C)	(D)	(E)	(A)-(C)+(D)-(E)=(F)	(G)	(F) × (G) = (H)
個人市民税	5,871,098,867	97.91%	5,748,297,558	5,598,900	9,000,000	119,400,000	66.22%	79,066,679
前年度分	5,762,226,000	98.69%	5,686,740,839	5,598,900	0	81,084,000	66.22%	53,693,824
前々年度以前分	108,872,867	56.54%	61,556,719	0	9,000,000	38,316,000	66.22%	25,372,855
法人市民税	627,509,028	99.00%	621,233,672	6,494,200	600,000	12,169,000	17.68%	2,151,478
前年度分	620,879,000	99.86%	620,009,769	6,494,200	0	7,363,000	17.68%	1,301,778
前々年度以前分	6,630,028	18.46%	1,223,903	0	600,000	4,806,000	17.68%	849,700
固定資産税	5,563,433,399	97.63%	5,431,780,918	18,179,115	12,000,000	137,831,000	39.87%	54,953,218
前年度分	5,425,047,000	99.09%	5,375,679,072	18,179,115	0	67,547,000	39.87%	26,930,988
前々年度以前分	138,386,399	40.54%	56,101,846	0	12,000,000	70,284,000	39.87%	28,022,230
軽自動車税	229,837,211	94.96%	218,249,667	0	800,000	10,786,000	37.35%	4,028,570
前年度分	219,636,000	97.70%	214,584,372	0	0	5,051,000	37.35%	1,886,548
前々年度以前分	10,201,211	35.93%	3,665,295	0	800,000	5,735,000	37.35%	2,142,022
市たばこ税	0	0.00%	0	0	0	0	0.00%	0
前々年度以前分	0	0.00%	0	0	0	0	0.00%	0
都市計画税	936,478,183	97.63%	914,260,573	3,059,285	2,000,000	23,275,000	39.87%	9,279,742
前年度分	912,775,000	99.11%	904,651,303	3,059,285	0	11,182,000	39.87%	4,458,263
前々年度以前分	23,703,183	40.54%	9,609,270	0	2,000,000	12,093,000	39.87%	4,821,479
合 計	13,228,356,688	97.77%	12,933,822,388	33,331,500	24,400,000	303,461,000	49.26%	149,479,687
前年度計	12,940,563,000	98.93%	12,801,665,355	33,331,500	0	172,227,000	51.25%	88,271,401
前々年度以前計	287,793,688	45.92%	132,157,033	0	24,400,000	131,234,000	46.64%	61,208,286

※ 滞納繰越分の予算額は、それぞれ各税目千円未満切り捨てで計上しているため、端数の関係で合計とは一致しない。

(単位：千円、%)

歳入項目	3年度	2年度	増減額	増減率	概要
2 地方譲与税	319,848	327,061	△ 7,213	△ 2.2	
自動車重量譲与税	231,000	235,000	△ 4,000	△ 1.7	道路特定財源の一般財源化に伴い、市町村道整備の財源としての使途制限を廃止。自動車重量税総額の100分の40.7が市町村に譲与されるもので、道路の延長及び面積に按分して譲与される。
地方揮発油譲与税	80,000	83,000	△ 3,000	△ 3.6	道路特定財源の一般財源化に伴い、地方道路譲与税の名称を地方揮発油譲与税に改正。地方揮発油税総額の100分の42が道路の延長及び面積に按分して市町村に譲与される。
森林環境譲与税	8,848	9,061	△ 213	△ 2.4	森林環境譲与税総額の10分の9に相当する金額を市町村に対し私有林人工林面積、林業就業者数、人口に按分して譲与される。※ただし、令和3年度の譲与割合は10分の8.5
3 利子割交付金	10,000	13,000	△ 3,000	△ 23.1	個人の納めた県民税利子割の100分の59.4に相当する金額を市町村に対し個人県民税の額に按分して交付される。
4 配当割交付金	56,000	59,000	△ 3,000	△ 5.1	県に納入された配当割額の100分の59.4に相当する金額を市町村に対し個人県民税の額に按分して交付される。
5 株式等譲渡所得割交付金	58,000	32,000	26,000	81.3	県に納入された株式等譲渡所得割額の100分の59.4に相当する金額を市町村に対し個人県民税の額に按分して交付される。
6 法人事業税交付金	104,000	130,000	△ 26,000	△ 20.0	県に納入された法人事業税額の100分の7.7に相当する金額を市町村に対し従業員数に按分して交付される。
7 地方消費税交付金	2,130,000	2,128,000	2,000	0.1	
一般分	874,000	920,000	△ 46,000	△ 5.0	地方消費税の2分の1に相当する金額を、直近の国勢調査の人口、事業所統計の従業者数により按分して交付される。
社会保障財源化分	1,256,000	1,208,000	48,000	4.0	地方消費税の引上げ分について、全額国勢調査の人口により按分し交付される。
8 ゴルフ場利用税交付金	47,000	48,000	△ 1,000	△ 2.1	県に納入された当該市町村に所在するゴルフ場に係るゴルフ場利用税の100分の7に相当する金額が交付される。
9 環境性能割交付金	27,000	36,000	△ 9,000	△ 25.0	消費税率引上げに伴い、自動車取得税に代わり導入された自動車税環境性能割について、県に納入された金額の100分の44.65に相当する金額が、市町村に道路の延長及び面積に按分して交付される。
10 地方特例交付金	111,000	95,000	16,000	16.8	
個人市民税減収補てん特例交付金	89,000	81,000	8,000	9.9	所得税から個人市民税への税源移譲により、所得税で控除しきれない住宅借入金等特別税額控除（ローン控除）を個人市民税から控除することとなったことに伴い、市町村に生じる減収を補てんするため交付される。
自動車税減収補てん特例交付金	18,000	7,000	11,000	157.1	新型コロナウイルス感染症が経済に与える影響を鑑み、令和3年12月まで自家用乗用車の環境性能割の税率が1%軽減されることに伴い、市町村に生じる減収を補てんするため交付される。
軽自動車税減収補てん特例交付金	4,000	7,000	△ 3,000	△ 42.9	

(単位：千円、%)

歳入項目	3年度	2年度	増減額	増減率	概要
11 地方交付税	7,120,000	7,259,678	△ 139,678	△ 1.9	
普通交付税	6,750,000	6,690,000	60,000	0.9	国税のうち所得税・法人税・酒税・消費税・地方 法人税を原資とし、基準財政需要額が基準財政収 入額を超える団体に交付される。 令和2年度実績 6,596,740千円 (令和2年度実績との差 +153,260千円)
特別交付税	370,000	362,000	8,000	2.2	普通交付税で補捉されない特別の財政需要に対 し、地方交付税総額の6%が交付される。
震災復興特別交付税	0	207,678	△ 207,678	△ 100.0	東日本大震災による被災団体の復旧・復興事業費 及び地方税法の規定に基づく減収分等に対し交付 される。
12 交通安全対策 特別交付金	14,000	14,000	0	0.0	交通安全施設整備の財源として交付されるもの で、交付基準は交通事故発生件数と人口集中地区 人口が基礎となり交付される。
13 分担金及び負担金	159,837	152,672	7,165	4.7	民間保育園入所児保護者負担金、一時的保育事業 保護者負担金、取手北相馬休日夜間緊急診療所運 営費負担金、常総地域病院群輪番制病院運営費負 担金、放課後児童対策事業保護者負担金等
14 使用料及び手数料	317,876	313,060	4,816	1.5	・使用料（自転車駐車場、公立保育所、道路・住 宅・公園、体育館・テニスコート、公民館・ギャ ラリー等） ・手数料（戸籍関係、し尿処理、粗大ごみ収集運 搬、建築確認等）
15 国庫支出金	5,438,335	5,165,705	272,630	5.3	各事業及び事務にかかる負担金、補助金、委託金 （生活保護費負担金1,562,250千円、子どものた めの教育・保育給付費負担金990,940千円、児童 手当負担金959,520千円、自立支援給付費負担金 877,500千円）
16 県支出金	2,595,159	2,529,404	65,755	2.6	各事業及び事務にかかる負担金、補助金、委託金
17 財産収入	56,379	58,108	△ 1,729	△ 3.0	土地売払収入、土地貸付料、利子等
18 寄附金	150,159	100,159	50,000	49.9	ふるさと取手応援基金寄附金、平和基金寄附金、 みどりの基金寄附金等
19 繰入金	844,493	1,322,962	△ 478,469	△ 36.2	・基金繰入金 財政調整基金繰入金500,000千円、減債基金繰入 金50,000千円、公共施設整備基金繰入金54,437千 円、学校施設整備基金繰入金17,853千円、ふるさ と取手応援基金繰入金196,387千円、森林環境譲 与税基金繰入金12,045千円等 ・特別会計繰入金 後期高齢者医療特別会計繰入金100千円、介護保 険特別会計繰入金7,626千円、国民健康保険事業 特別会計繰入金1千円
20 繰越金	500,000	500,000	0	0.0	令和2年度からの繰越金
21 諸収入	757,272	801,340	△ 44,068	△ 5.5	市税延滞金、預金利子、貸付金元利収入、受託事 業収入、収益事業収入、給食事業収入、雑入
22 市債	3,398,700	2,395,600	1,003,100	41.9	農林水産業債、商工債、土木債、消防債、教育 債、合併特例債、緊急防災・減災事業債、臨時財 政対策債、公共施設等除却債
うち臨時財政対策債	2,600,000	1,340,000	1,260,000	94.0	令和2年度実績 1,486,517千円 (令和2年度実績との差 +1,113,483千円)

1 議会費

1 議会費 1 議会費

[担当：議会事務局] P. 49

1001 議員報酬等に要する経費 190,027,000 円 (200,895,000 円)

[一財 190,027,000 円]

○ 内容

(1) 報酬

議 長	@494,000×12 ヶ月×1 人
副議長	@444,000×12 ヶ月×1 人
議 員	@411,000×12 ヶ月×21 人

(2) 期末手当

議 長	@494,000×1.15×3.35 月×1 人
副議長	@444,000×1.15×3.35 月×1 人
議 員	@411,000×1.15×3.35 月×21 人

(3) 議員共済給付費負担金

@410,000×23 人×12 月×33.6/100=38,021,760 円

[担当：議会事務局] P. 50

2001 議会調査運営に要する経費 8,527,000 円 (11,419,000 円)

[その他 440,000 円 一財 8,087,000 円]

* 特財積算根拠

[繰入金:ふるさと取手応援基金繰入金 440,000 円]

○ 目的

(1) 議員の費用弁償に係る経費

従前の委員会全員による遠隔地への先進地視察を廃止し、地方自治法第 100 条第 13 項、会議規則第 106 条及び第 167 条の規定に基づく議員・委員派遣制度によって効率的かつ効果的に先進事例の調査充実を図る。

(2) 政務活動費

議員の調査研究その他の活動に資するために必要な経費の一部として、議会における会派又は無会派議員に対し交付する。用途については、調査研究費、研修費、資料購入費、広報費、広聴費等に要する経費を定めている。

(3) タブレット使用料

議員及び議会事務局にペーパーレス会議アプリケーションを組み込んだタブレット PC を貸与し、議案書はじめ各種議会関係資料のペーパーレス化による地球環境保全に寄与するとともに、スムーズな議案等の審議・審査、表決、オンライン会議の実施や調査活動を行う。

(4) 議場モニター

議場内に設置してある傍聴者向けモニター 3 台を老朽化により更新することで、傍聴環境の整備を図る。

○ 内容

- | | |
|------------------|--|
| (1) 議員の費用弁償に係る経費 | 議員、委員派遣旅費 700,000 円 |
| (2) 政務活動費 | @100,000×23 人=2,300,000 円 |
| (3) タブレット使用料 | 1,389,960 円(26 台・年) |
| (4) 議場モニター | 大型モニター1 台(設置費用含む) 238,040 円
小型モニター2 台(設置費用含む) 215,600 円 |

2 総務費

1 総務管理費 1 一般管理費

[担当：人事課] P. 58

2201 職員研修に要する経費 4,353,000円(6,735,000円)

[その他 63,000円 一財 4,290,000円]

* 特財積算根拠

[諸収入：研修受講経費助成金 60,000円]

[諸収入：防火管理講習受講補助金 3,000円]

○ 目的

様々な研修機会を効果的・効率的に提供し、活用することで、職員の自己啓発意欲を高め、実務的、専門的知識の習得による職務遂行能力の向上を図り、本市が求める職員像である創造性豊かで社会情勢の変化に柔軟に対応できる人材の育成を行う。

○ 内容

研修予定一覧

(単位：人)

区分	研修名	対象	受講人員 (延べ)
庁内研修	人事評価制度研修	評価者・被評価者	350
	ハラスメント研修	一般職員	40
	メンタルヘルス研修	一般職員	30
	ライフプランセミナー	希望職員・指定職員	30
派遣研修	茨城県市町村職員研修	21研修：指定職員	38
	常総広域職員共同研修	12研修：指定職員	220
	市町村アカデミー	2研修：指定職員	2
	各種専門研修・実務研修派遣	希望職員・指定職員	130
合計			840

・職員研修の実施にあたっては、研修生の人数制限や厚生労働省が示す「新しい生活様式」の対策を参考に新型コロナウイルス感染防止策を引き続き徹底していく。

・庁内研修

人事評価制度研修においては、能力主義・成果主義を基本とする人事評価の更なる精度の向上と職場における人材育成を目的として、より公正・公平で信頼性の高い制度運用が図れるよう、新任管理職や若手職員を中心に継続的に研修を実施する。

また、近年関心が高まっているメンタルヘルスやハラスメント研修のほか、自身のワークライフバランスを考えるライフプランセミナーを実施し、職員が働きやすい環境づくりを行っていく。

・派遣研修

社会環境の変化と市民の地方行政運営に対する意識が高まるなか、多様化・高度化する行政ニーズに対応するため、階層別研修、専門特別研修等のほか、幅広い研修機会を提供することにより、個々の自己啓発意欲を高めると共に、組織の運営方針や組織目標に沿った政策形成能力と職務遂行能力の向上と、各種業務に応じた専門的な知識・

能力の習得を図る。

なお、市外への派遣研修については、派遣地域での新型コロナウイルスの感染状況を鑑みながら研修生の派遣を決定する。

[担当：魅力とりで発信課・秘書課・環境対策課・文化芸術課] P. 59

2501 市制施行 50 周年記念事業に要する経費 11,423,000 円 (17,087,000 円)

[その他 7,120,000 円 一財 4,303,000 円]

* 特財積算根拠

[繰入金:ふるさと取手応援基金繰入金 7,120,000 円]

○ 目的

令和 2 年 10 月 1 日に市制施行 50 周年を迎えるにあたり、各所管課において記念事業の実施に向けてさまざまな準備を進めた。しかし、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が続くなか、茨城県においてもイベント等の開催には一定の取り組みが必要であり、ガイドラインの遵守なども求められているところであったため、予定していた市主催の式典・イベント等、多くの市民が集まる可能性のある事業や付随する事業の一部を令和 3 年度に延期する運びとなった。

○ 内容

(1) 市制施行 50 周年記念事業 3,000,000 円

50 周年を将来への新たな第一歩とし、美しいふるさとの風景を将来に残したいという願いを込め、記念事業として市の花である「藤の植樹」を行う。

- ・ 消耗品費 357,000 円
- ・ 印刷製本費 220,000 円
- ・ 通信運搬費 4,000 円
- ・ 50 周年記念事業植樹アーチ設置業務委託料 2,379,000 円
- ・ イベント用品賃借料 40,000 円

(2) 市制施行 50 周年記念式典事業 3,800,000 円

令和 2 年 10 月 1 日に市制施行 50 周年を迎えたため、記念式典を開催する。

- ・ 表彰用記念品、式典招待者用記念品、筆耕料等 2,537,000 円
- ・ 式典次第等印刷、式典運営消耗品、感染症対策消耗品等 725,000 円
- ・ 舞台演出委託料、記念アトラクション委託料等 538,000 円

(3) ホタル放流事業 1,351,000 円

ホタルが恒久的に生息する環境づくり及びホタルを通して里山などの自然保護の重要性の普及・啓発を目的とする。令和元年度に宮ノ前ふれあい公園内に整備された水路に、地域住民により組織される「宮ノ前ふれあい公園ホタルの里育成協議会」（以下「育成協議会」と呼ぶ）との協働によりヘイケボタルの幼虫及び成虫を放流する。育成協議会に対し、ホタル飼育のための知識及び技術向上を図るためホタル飼育講習会を開催する。

- ・ 報償費（ホタル飼育講習会講師謝礼）53,900 円
- ・ 需用費（消耗品費）ホタル放流事業消耗品費 1,297,000 円

(4)東京芸術大学学生オーケストラ演奏会 3,272,000円

市制施行50周年記念事業として、市と交流のある東京芸術大学の学生によるオーケストラ演奏会を実施する。

期 日：令和3年10月16日(土)開催予定

会 場：市民会館

- ・報償費(出演料・謝礼金等)2,208,000円
- ・使用料(舞台費・著作権使用料)231,000円
- ・役務費(運搬費・広告宣伝費・間接経費・印刷費等)1,267,000円
- ・需要費(消耗品・雑費)116,000円
- ・入場料収入(一般1,000円450名・高校生以下500円200名)550,000円

[担当：安全安心対策課] P.59

3001 防犯に要する経費 17,880,000円(16,692,000円)

[その他2,250,000円 一財15,630,000円]

* 特財積算根拠

[繰入金：ふるさと取手応援基金繰入金2,250,000円]

○ 目的

犯罪を未然に防止し、犯罪のない明るい社会を実現するため、防犯・暴力追放思想の普及と高揚、善良な風俗の保護並びに少年の健全育成の推進を図る。

また、茨城県警及び防犯団体と協力連携のもと警察官経験者による立ち番と防犯パトロールの拠点となる防犯ステーション(東6丁目・藤代駅南口)を中心として実施する。

○ 内容

市内への防犯カメラの設置や、防犯パトロール、防犯・暴力追放街頭キャンペーンの実施、自主防犯組織結成事業の補助及び結成促進などを行う。

また、防犯ステーションの運営事業では、土日、祝祭日等を除く月～金の14時から19時にかけて、取手地区・藤代地区それぞれ3名体制でパトロールを実施するとともに、火曜日及び金曜日においては15時から16時30分まで青色防犯パトロールを実施する。

- | | |
|-----------------|------------|
| ・防犯活動推進員報酬 | 8,648,000円 |
| ・費用弁償 | 506,000円 |
| ・修繕料(防犯カメラ) | 1,800,000円 |
| ・施設借上料 | 1,119,000円 |
| ・防犯カメラ設置工事 | 2,500,000円 |
| ・取手地区防犯協会負担金 | 2,248,000円 |
| ・市自主防犯組織結成事業補助金 | 50,000円 |

[担当：安全安心対策課] P.60

3301 空き家等の適正管理事業に要する経費 1,055,000円(1,055,000円)

[一財1,055,000円]

○ 目的

環境悪化や防犯上の危険となる空家の対策を行うため、令和3年4月1日より取手市空

家等対策計画を施行し、計画書に基づき管理不全な状態になることを防止し、生活環境の保全及び安全で安心な地域社会を実現する。

○ 内容

- ・空家、所有者等の実態調査
- ・「空家等調査台帳」整備
- ・所有者に対する助言指導

1 総務管理費 2 文書広報費

[担当：広報広聴課 → R3 魅力とりで発信課] P. 62

2801 広報発行に要する経費 17,769,000 円 (18,772,000 円)

[国・県 54,000 円 一財 17,715,000 円]

* 特財積算根拠

[国委: 自衛官募集事務委託金 54,000 円]

○ 目的

- ・「広報とりで」…市の施策やお知らせ、また、イベントや市内の出来事など、市民に身近な行政情報を掲載していく。令和2年4月15日号より「市民の顔が見える広報紙」をコンセプトに、全ページフルカラーとしてリニューアルした。今後も、毎月1日号で特集記事を掲載し、市民に取材する機会を増やししながら、広報紙の良さを生かして、身近で親しみやすい広報紙を発行していく。
- ・政策情報紙「薬」…市が進めている重要施策やプロジェクト事業などを途中経過も含め分かりやすくお知らせし、市政への関心を高めるとともに、市政への市民参加の意識高揚を図る。

○ 内容

< 広報紙の発行 >

1 広報発行に要する主な経費

・「広報とりで」印刷業務委託料	6,345,000 円
・「広報とりで」新聞折り込み料	6,684,000 円
・広報郵送料	493,000 円
・広報等封入業務手数料	35,000 円
・「広報とりで」二つ折り業務手数料	185,000 円
・「政策情報紙」印刷業務委託料	1,447,000 円
・広報編集用ソフト使用料	752,000 円

2 発行概要

(1) 広報とりで

- ・規格：タブロイド判 年24回(計196ページ)
12ページ 年1回、8ページ 年23回
- ・印刷部数：40,000部

(2) 政策情報紙「薬」

- ・規格：A4判 8ページ 年3回(計24ページ)
- ・印刷部数：45,200部

3 配布方法

(1) 広報とりで

- ・新聞折り込みによる配布(折り込み部数 31,000 部)
- ・郵送による配布(郵送件数 200 通)※新聞未購読者等への郵送
- ・市民課・藤代総合窓口課・取手支所・取手駅前窓口・公民館・郵便局・駅(JR・関東鉄道)・スーパーマーケット等に配置
- ・広報発行日に、ホームページやメールマガジン、LINE 等を活用し、プッシュ型の情報発信により発行をお知らせしていく。また、電子書籍ポータルサイト「イバラキイーブックス」、行政情報アプリ「マチイロ」などの登録促進を図るため、二次元コードを広報とりでに掲載していく。

(2) 政策情報紙「藁」

- ・各地区市政協力員から各世帯へ配布の他、公共施設・駅・スーパーマーケット等に配置

[担当：広報広聴課 → R3 市民協働課] P. 63

2901 市民相談に要する経費 2,471,000 円 (1,954,000 円)

[国・県 542,000 円 一財 1,929,000 円]

* 特財積算根拠

[県委：人権啓発事業委託金 542,000 円]

○ 目的

市民の日常生活上の悩みに応じた、弁護士や専門家による定期的な各種相談会を実施する他、相談者からの心配事等を電話や窓口で傾聴し、助言や関係機関への案内を行い、不安解消や問題解決への確な対応をすることで、安心して生活できる環境を整える。また、人権擁護委員と連携し、人権啓発活動を実施することにより、市民の人権意識の高揚を図る。

○ 内容

- ・市民相談一覧

相 談 種 別	内 容
法 律 相 談 (月 4 回)	相続・離婚・多重債務等民事事案に関する事
司 法 書 士 相 談 (月 1 回)	不動産登記・金銭貸借・相続等に関する事
人 権 相 談 (月 2 回)	人権・近隣関係・家庭内・親族間に関する事
行 政 相 談 (偶数月 1 回)	行政 (国や県) に関する事
社会保険労務士相談 (月 1 回)	年金・労働問題全般に関する事
行 政 書 士 相 談 (月 1 回)	相続・遺言・農地転用等に関する事
市 民 相 談	市民の多種多様な相談に関する事

内訳 市民法律相談委託料 1,710,000 円

人権擁護委員協議会負担金 219,000 円

- ・人権啓発活動県再委託事業

小中学校の児童・生徒を対象にした人権啓発のチラシを人権擁護委員と協力して作

成し、啓発グッズと共に配布する。

内訳 消耗品費 542,000 円

[担当：魅力とりで発信課] P. 63

3101 ホームページ管理に要する経費 5,181,000 円 (10,867,000 円)

[その他 600,000 円 一財 4,581,000 円]

* 特財積算根拠

[諸収入:広告掲載料 600,000 円]

○ 目的

ホームページを有効に活用して市を広く PR し、市民生活に必要な情報を迅速に、誰にとっても入手しやすいよう提供していく。障害の有無、年齢等にかかわらず、誰もがホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できる取り組み(ウェブアクセシビリティ)の意識の向上や、探しやすいホームページの実現を目指し、ウェブサイトのアクセシビリティに関する日本工業規格(JIS)に基づく適合試験の実施と職員研修を行う。ホームページサーバはクラウド化したことで災害時等にも業務の継続性を保ち、万一の事態となった場合でも早期復旧に向けた速やかな対応が可能となった。

○ 内容

・ウェブアクセシビリティ検証業務	484,000 円
・メール配信システム管理業務	1,584,000 円
・HP 閲覧支援、言語翻訳ソフト使用料	792,000 円
・ホームページ CMS サーバ使用料	2,315,000 円

1 総務管理費 4 財政管理費

[担当：財政課] P. 65

2101 ふるさと取手応援寄附金推進事業に要する経費 217,489,000 円 (152,354,000 円)

[その他 217,489,000 円]

* 特財積算根拠

[財産収入:ふるさと取手応援基金利子 9,000 円]

[寄附金:ふるさと取手応援基金寄附金 150,000,000 円]

[繰入金:ふるさと取手応援基金繰入金 67,480,000 円]

○ 目的

ふるさと取手応援寄附金条例に基づき、市のまちづくりを応援する人々からの寄附を広く募り、多様な事業に活用するための原資として確保・活用することを目的とする。また、寄附者に市の特産品等を返礼品として送ることで、市内産業の活性化を図り、全国に向けて市の魅力を発信していく。

○ 内容

ふるさと納税ポータルサイトに登録し、インターネットを活用したふるさと取手応援寄附金の受付や、寄附者への返礼品送付業務を行う。また、民間ポータルサイトのホームページ等を積極的に活用することで、全国的に取手市の魅力を発信し、市内の特産品や農産品を PR するとともに、寄附者の利便性向上を図り、広くふるさと取手応援寄附金を周知し

ていく。

委託料

・インターネット上での寄附金受付および返礼品発送等業務委託	51,972,000 円
うち 受付業務等の委託料分	19,800,000 円
返礼品代金・送料分	30,060,000 円
受領書発行業務の委託料分	2,112,000 円

積立金

・ふるさと取手応援基金利子および寄附金	150,009,000 円
---------------------	---------------

1 総務管理費 6 財産管理費

[担当：管財課] P. 68

2001 庁舎の管理に要する経費 95,868,000 円 (269,169,000 円)

[その他 3,201,000 円 一財 92,667,000 円]

* 特財積算根拠

[繰入金:公共施設整備基金繰入金 3,200,000 円]

[諸収入:電話通話料 1,000 円]

○ 目的

市役所本庁舎全体の適正な維持管理を図る。

○ 内容

庁舎管理業務委託内訳

委 託 料	予 算 額 (円)	内 容
庁舎管理業務委託料	22,220,000	庁舎の清掃、設備運転及び衛生管理業務
夜間警備委託料	6,204,000	夜間時における庁舎内外の巡察、各種届出の受理・保管、外線受信
電話交換及び総合案内業務委託料	14,949,000	市役所代表の電話交換、庁舎内放送、総合案内業務
消防設備保守点検委託料	616,000	消防設備の点検(年2回)
電気設備検査委託料	832,000	電気設備の保安及び点検(年次・毎月)
エレベーター保守点検委託料	1,142,000	エレベーター2台の保守点検業務
自動ドア保守点検委託料	317,000	自動ドア9台の保守点検業務
植栽剪定業務委託料	900,000	植栽剪定(年2回)、庭園除草(年3回)
空調機保守点検委託料	1,101,000	議会棟 GHP の保守点検6台分、電気空調設備の保守点検14台分
電話交換機保守点検委託料	1,980,000	本庁舎・藤代庁舎に設置の電話交換機保守点検業務
自家発電設備定期点検業務委託料	234,000	非常用発電設備の定期点検(年1回)

[担当：管財課] P. 69

2101 自動車の維持管理に要する経費 27,576,000 円 (28,077,000 円)

[国・県 420,000 円 その他 4,991,000 円 一財 22,165,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金 420,000 円]

[諸収入：広告掲載料 201,000 円]

[繰入金：ふるさと取手応援基金繰入金 4,790,000 円]

○ 目的

公用車の効率的維持管理を図る。また、2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとする目標を法定化する国の決定を受け、環境負荷の少ない電気自動車の導入を図る。

○ 内容

自動車維持管理内訳

項目	予算額 (円)	内容
市バス等運転業務委託料	500,000	職員がバスの運転を出来ない場合の市バスの運転代行業務委託
公用車リース料	13,626,000	リース車両 38 台 (リースアップによる入替え車両 3 台含)

電気自動車購入内訳

項目	予算額 (円)	内容
備品購入費	4,446,000	電気自動車の購入(1 台)
工事請負費	774,000	電気自動車充電用コンセント設置(1 基)

[担当：藤代総合窓口課] P. 71

2301 藤代庁舎の管理に要する経費 30,786,000 円 (32,936,000 円)

[一財 30,786,000 円]

○ 目的

藤代庁舎全体の適正な維持管理を図る。

○ 内容

藤代庁舎の空調設備は平成 27 年度に改修された。本年度は 3 年に 1 回のフロン抑制法に伴う定期点検を実施する。

その他の経費は、施設の適切な維持管理のための委託料等である。

委託料

- ・ 機械設備環境衛生管理業務委託料 6,455,000 円
- ・ 夜間警備業務委託料 5,146,000 円
- ・ 清掃管理業務委託料 5,808,000 円
- ・ 消防設備保守点検委託料 531,000 円
- ・ 電気設備検査委託料 407,000 円
- ・ エレベーター保守点検委託料 594,000 円
- ・ 自動ドア保守点検委託料 270,000 円
- ・ 植栽剪定業務委託料 307,000 円

1 総務管理費 7 企画費

[担当：魅力とりで発信課] P. 72

0701 シティプロモーションに要する経費 4,871,000 円 (4,765,000 円)

[その他 3,480,000 円 一財 1,391,000 円]

* 特財積算根拠

[繰入金:ふるさと取手応援基金繰入金 3,480,000 円]

○目的

市内外に対する PR 活動を通じて取手市の知名度・魅力度の向上を図り、交流人口・定住人口の増加を図る。令和 3 年度は駅貼りポスターの他に、外部 SNS を用いた広告掲載を行い、幅広い層に対して取手市を PR できるよう働きかける。引き続き、市の特徴的・先進的な取り組みについて積極的にプレスリリースを行い、メディアに対しアピールをして、パブリシティを獲得する。また、イベントの無観客化や人数制限等によって映像による情報発信の必要性が増し編集作業内容も高度化したことから、効率化のため編集用パソコンを購入する。

○内容

・消耗品費	1,204,000 円
・印刷製本費	220,000 円
・プレスリリース配信委託料	658,000 円
・シティプロモーションサイト運営関係費	1,460,000 円
・公共交通広告掲出委託料	458,000 円
・SNS 情報配信委託料	491,000 円
・動画編集用パソコン	368,000 円

[担当：政策推進課] P. 73

1501 行政改革推進に要する経費 6,237,000 円 新規

[その他 4,360,000 円 一財 1,877,000 円]

* 特財積算根拠

[繰入金:ふるさと取手応援基金繰入金 4,360,000 円]

○目的

本市では各種システムの導入等により業務の効率化を進めているが、未だ定型的な業務も多く存在している。大量の定型的な業務には、多くの人員と時間が必要であるため、職員の時間外勤務の増大や業務効率を下げる要因ともなっている。そのような定型的な業務に対し、AI-OCR（手書き帳票読み取りシステム）と RPA（定型事業プロセスの自動化技術）を組み合わせたシステムを導入することにより、大量の定型的な業務を自動化し、そこに携わる人員を削減することが可能となることで、職員でなければ対応できない非定型業務や直接的な市民サービスに注力できる環境を整え、業務の効率化と市民サービスの向上を図るものである。

○内容

AI-OCR と RPA を組み合わせて導入し、大量の定型反復業務を自動化することで、業務の効率化と生産性の向上を図るものである。

・職員研修	77,000 円
・環境構築、業務選定支援、実証実験	4,950,000 円
・サポートデスク	880,000 円
・RPA 及び AI-OCR ライセンス料	330,000 円

[担当：公共施設整備課] P. 74

2202 公共施設マネジメントに関する経費 7,351,000 円 (8,791,000 円)

[一財 7,351,000 円]

○ 目的

公共施設の約 7 割が築 30 年を超え、今後の維持保全にかかるコストの増大と、一斉に更新時期を迎えることから、集中して多額の財政負担が生じることが予測されるため、財政支出の平準化や施設の更新・複合化・多機能化・機能統合などを視野に入れた計画的な管理をしていく。

○ 内容

・公共施設等総合管理計画第 1 次行動計画策定支援業務委託料 6,215,000 円

厳しい財政状況の中、公共施設は年々老朽化が進み、今後、修繕等の費用がこれまで以上に増大することが予想されることから、将来を見据えた公共施設等の効率的な管理方法について、基本的な方針や考え方を定めた「取手市公共施設等総合管理計画」を平成 28 年 7 月に策定した。

目標を確実に達成するため、令和 2 年度からの 2 か年で、令和 4 年度から 13 年度までの 10 年間の行動計画を策定する。

1 総務管理費 8 電算組織管理費

[担当：情報管理課] P. 74

2001 電算・〇A化等に要する経費 367,524,000 円 (352,505,000 円)

[国・県 2,362,000 円 その他 109,000 円 一財 365,053,000 円]

* 特財積算根拠

[国委：国民年金事務委託金 2,031,000 円]

[国委：特別児童扶養手当事務委託金 244,000 円]

[県委：常住人口調査交付金 87,000 円]

[財産収入：(株)茨城計算センター配当金 64,000 円]

[繰入金：森林環境譲与税基金繰入金 45,000 円]

○ 目的

住民記録、税金、福祉など、市民が行う様々な手続きについて、市が迅速な窓口対応を提供するとともに、その後の内部処理業務、財務管理業務、文書管理業務等について、コンピュータシステムを活用し、正確で高速な事務処理を実現するものである。

また、庁内ネットワークの活用により藤代庁舎、取手支所、取手駅前窓口、戸頭窓口コーナーでも本庁舎と同様の証明発行業務や手続きの受付を行うほか、県域 WAN(いばらきブロードバンドネットワーク)を活用して、市民がインターネットから利用できる電子申請・届出サービス、公共施設予約サービス、地図情報閲覧サービス(いばらきデジタルまっぷ)、

ウェルネスプラザにおける公衆無線 WiFi の提供等、市民の利便性向上を図るものである。

庁内の情報システムの運用にあたっては、セキュリティを徹底するため、国が示す「自治体情報システム強靱性向上モデル」により、マイナンバー関連システムをインターネットリスクから分離し、端末からのデータ持ち出し不可設定、生体認証システムによるアクセス制御、さらにはインターネット接続口を県が集約して集中監視するシステム(いばらき情報セキュリティクラウド)への接続など、高度な監視を行い、情報システムを取り巻く環境変化に対して適切に対応することにより一層のセキュリティ向上を図るものである。

○ 内容

(1) 各種ネットワーク及びシステム維持費

庁内システムの運用及びインターネットサービス提供のためのネットワーク回線の確保や情報システムの維持管理を行う。また県や県内市町村と共同で整備しているいばらき電子申請・届出システム、いばらき公共施設予約システム、茨城県域統合型 GIS、いばらき情報セキュリティクラウド及び県域 WAN と相互接続している LGWAN(総合行政ネットワーク)の運用管理、番号制度にかかる中間サーバシステムの保守管理を行う。

また、庁舎内及び公共施設等において、ネットワーク機器及びネットワークに接続するパソコン端末の整備、維持を行う。

・ 光専用回線、サーバ室夜間警備専用回線、 第 4 次 LGWAN 冗長化回線通信運搬費	15,436,000 円
・ いばらきブロードバンド負担金	6,296,000 円
・ いばらき情報セキュリティクラウド負担金	2,413,000 円
・ 情報系サーバ機器等使用料	52,668,000 円
・ 情報系ネットワーク運用管理業務委託料	19,497,000 円
・ オンライン会議ソフトウェアライセンス使用料	165,000 円
・ 事務用パソコン使用料	42,593,000 円
・ 森林クラウドシステム負担金	45,000 円
・ 中間サーバ保守運用負担金	5,285,000 円

(2) 電算機処理委託・電子計算機器リース

住民基本台帳・各種税台帳等大量のデータ処理及び管理、財務会計・予算編成等の事務処理システムの安定的かつ継続的な運用、各種帳票類作成等の定型業務の効率的かつ正確な遂行を行うため情報処理業務を委託するものである。

あわせて、これらシステムの安全で確実な稼動のため、サーバ、バックアップ装置、ネットワーク機器及び窓口端末等、住民サービスの提供及び内部事務処理上重要な機器類を整備し、保守管理を図るものである。

・ 電算機情報処理業務委託料	197,022,000 円
・ 業務系サーバ機器等使用料	8,170,000 円

[担当：情報管理課] P. 76

2201 自治体情報システム強靱性向上事業に要する経費 7,164,000 円 (7,477,000 円)

[一財 7,164,000 円]

○ 目的

国が定めた「自治体情報システム強靱性向上モデル」に基づき、基幹系、情報系、インターネット系の3つのネットワークに分離することによって、インターネットリスクを回避し、かつ生体認証装置等の必要なアクセス制御を施すことにより、情報セキュリティを抜本的に強化することを目的とする。あわせて、情報系とインターネット系のネットワーク間における電子ファイル等のファイル交換について、安全に通信するための無害化転送システムにより業務の継続性を確保するものである。

○ 内容

基幹系、情報系、インターネット系の各ネットワークを分離するため、必要となる機器等の維持を行う。

・情報システムセキュリティ強化対策機器使用料	4,302,000円
・情報システムセキュリティ強化対策機器保守委託料	541,000円
・インターネット仮想化ソフトウェアライセンス使用料	1,221,000円
・ファイル無害化転送システム使用料	1,100,000円

1 総務管理費 9 交通安全対策費

[担当：安全安心対策課] P. 77

2001 交通安全の施設整備に要する経費 7,886,000円 (7,851,000円)

[一財 7,886,000円]

○ 目的

交通危険箇所の視野を確保し道路交通の視認性を高め、危険事項を掲示するなどにより交通事故の未然防止と交通の円滑化を図る。

○ 内容

・消耗品費(交通安全立看板)	450,000円
・光熱水費(赤色回転灯)	120,000円
・修繕料(カーブミラー、区画線等)	3,543,000円
・公共表示制作設置委託料	81,000円
・道路反射鏡設置工事	2,361,000円
・道路区画線設置工事	1,331,000円

[担当：安全安心対策課] P. 78

2101 自転車駐車場の維持管理に要する経費 56,600,000円 (54,749,000円)

[地方債 2,400,000円 その他 18,592,000円 一財 35,608,000円]

* 特財積算根拠

[市債：公共施設等除却債 2,695,000円×90%≒2,400,000円]

[使用料：自転車駐車場使用料 16,572,000円]

[使用料：バイク駐車場使用料 2,010,000円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 10,000円]

○ 目的

自転車等の利用が多い駅周辺に自転車等駐車場を確保・維持管理することにより自転車

等利用者の利便性の向上を図り、さらには路上放置自転車をなくし交通の円滑と安全を図る。

新取手駅自転車駐車場において、施設の一部が借地に建てられているため土地を返還するにあたり一部解体する。

○ 内容

- ・自転車駐車場管理委託料 42,246,000 円
- ・自転車駐車場土地借上料 4,602,000 円
- ・新取手駅自転車駐車場(一部)解体工事 2,695,000 円

[担当：安全安心対策課] P. 78

2201 放置自転車対策に要する経費 3,070,000 円 (5,402,000 円)

[その他 56,000 円 一財 3,014,000 円]

* 特財積算根拠

[手数料：放置自転車移動保管手数料 56,000 円]

○ 目的

自転車放置整理区域に指定している取手駅・新取手駅周辺の路上放置自転車をなくし、交通の円滑と安全を確保するとともに交通道德の高揚を図る。

○ 内容

- ・放置自転車移動作業委託料 990,000 円
- ・取手駅自転車放置整理区域管理業務委託料 1,744,000 円
- ・放置自転車保管場所管理業務委託料 284,000 円

1 総務管理費 10 地方振興費

[担当：市民協働課] P. 79

1001 市政協力員に要する経費 14,951,000 円 (15,521,000 円)

[一財 14,951,000 円]

○ 目的

地域と行政との連絡調整役として市政協力員を委嘱し、市民生活の利便と市政運営の円滑化を図るとともに、市政協力員としての見識を深めるために研修会を実施する。

○ 内容

- ・市政協力員謝礼(市政協力員 82 名)
- ・功労者表彰記念品
- ・研修時経費

[担当：市民協働課] P. 80

1101 市公募補助金検討委員会に要する経費 160,000 円 (160,000 円)

[一財 160,000 円]

○ 目的

市民による自発的な公益活動への支援を目的とした公募補助金制度により、申請のあった事業に対する書類審査及びヒアリングを通じて、事業の効果や補助対象事業としての可

否等について審査を行い、市長に対して提言する。

○ 内容

- ・委員会開催に伴う委員謝礼

委員長 6,700 円×1 人×5 回、委員 6,300 円×4 人×5 回

- ・(参考)令和3年度に実施予定の協働提案型公募補助対象(採択)事業

団体名	採択事業名	事業内容	予算額 (円)	担当課
特定非営利活動法人ワーカーズコープ	子ども食堂「ゆう」事業(継続)	何らかの事情で家庭で学習できない子どもや、保護者の多忙化のため孤食が多かったり、あるいは食事がとれない子ども等に、学習の機会と食育を目的とした居場所を提供する。	400,000	社会福祉課
農レッジ	こども農レッジ～こども食堂～事業(継続)	農業収穫体験や子ども達・保護者に対する食育を中心に子ども食堂を運営する。	300,000	健康づくり推進課
特定非営利活動法人取手セントラルクラブ	プラチナ健康教室事業(継続)	高齢者の健康年齢を高めるために、楽しみながらだれでも参加できる、鍵盤ハーモニカ、ヘルシーダンス、笑いヨガ、健康特別講演会、プラチナ美容塾特別講座などを行う。	450,000	高齢福祉課
よいなかまの会	よいなかま井野プロジェクト(継続)	芸術家等を招いた創作活動を中心としたワークショップと、子ども食堂を掛け合わせた「いこいの子ども食堂」の事業を通じて、多様な世代が楽しく過ごせる居場所をつくる。	191,000	文化芸術課
特定非営利活動法人笑夢	高齢者介護予防及び社会参加支援事業(新規)	高齢者向け地域サロンの運営及び開放等を通じて、地域住民及び高齢者のコミュニケーションの場をつくることで、地域や社会からの孤立を防ぐ。	459,000	高齢福祉課
特定非営利活動法人小貝川プロジェクト21	小貝川河川敷環境美化活動(新規)	小貝川流域の環境美化活動に必要な資機材を更新することで、水辺の環境保全と自然資源を活用した親水事業につなげる。	480,000	水とみどりの課

[担当：市民協働課] P. 80

2001 地区振興に要する経費 26,669,000 円 (25,181,000 円)

[その他 2,503,000 円 一財 24,166,000 円]

* 特財積算根拠

[手数料:認可地縁団体登録証明書交付手数料 3,000 円]

[諸収入:コミュニティ助成事業補助金 2,500,000 円]

○ 目的

各地区の自主的なコミュニティづくりのための活動を積極的に支援し、地域の連帯感を深め、自治組織の強化と円滑な運営を図る。

○ 内容

- ・地区補助金の交付(74 地区)
- ・コミュニティ助成事業補助金(宝くじ一般コミュニティ助成事業。小堀自治会)

[担当：市民協働課] P. 81

2301 地区集会所整備に要する経費 997,000 円 (6,272,000 円)

[その他 890,000 円 一財 107,000 円]

* 特財積算根拠

[繰入金:ふるさと取手応援基金繰入金 890,000 円]

○ 目的

自治会・町内会が自主的に行う地域集会所の新築・修繕等に要する経費の一部を補助し、地域コミュニティ活動を側面から支援する。

○ 内容

- ・集会所整備事業補助金(1ヶ所)
- ・集会所維持事業補助金(5ヶ所)

	事業名	集会所名	事業概要	補助金交付額
1	整備事業	萱場集会所	玄関及び廊下の修繕	812,000 円
2	維持事業	酒詰生活改善集会所	私有地に建設されている集会所の土地賃借料に要する経費	25,000 円
3	維持事業	永山会館	私有地に建設されている集会所の土地賃借料に要する経費	60,000 円
4	維持事業	戸頭団地賃貸住宅集会所	集会所の家賃に要する経費	60,000 円
5	維持事業	大日堂集会所(山王)	私有地に建設されている集会所の土地賃借料に要する経費	15,000 円
6	維持事業	台宿地区コミュニティセンター	私有地に建設されている集会所の土地賃借料に要する経費	25,000 円
	計			997,000 円

1 総務管理費 11 災害対策費

[担当：安全安心対策課] P. 82

2101 防災訓練に要する経費 842,000 円 (1,008,000 円)

[一財 842,000 円]

○ 目的

取手市地域防災計画に基づく防災訓練として、地域の自主防災組織等及び職員の参加のもと防災訓練を行い、防災意識の醸成と災害時における対応力の向上を図る。

○ 内容

- ・防災訓練時間外勤務手当 500,000 円

- ・防災訓練用消耗品費(釘、ペンキ、土嚢袋等) 216,000 円
- ・防災訓練用材料費(コンパネ、土嚢用砂等) 126,000 円

[担当：安全安心対策課・排水対策課・環境対策課・消防本部] P. 82

2201 災害対策に要する経費 20,117,000 円 (26,774,000 円)

[その他 5,450,000 円 一財 14,667,000 円]

* 特財積算根拠

[繰入金:ふるさと取手応援基金繰入金 5,450,000 円]

○ 目的

災害時に備え、アルファ米や保存水、乳幼児用液体ミルクのほか、段ボールベッド等の備蓄品を購入する。また、茨城県消防相互応援並びに緊急消防援助隊として、全国各地で発生する大規模な災害対応のため、被災地へ迅速に出動するための経費を確保する。

○ 内容

- ・消耗品費(アルファ米、段ボールベッド等) 6,330,000 円
- ・通信運搬費(災害時優先携帯電話等) 2,760,000 円
- ・緊急排水ポンプ設置委託料 4,000,000 円
- ・燃料費(災害応援出動時燃料費等) 148,000 円
- ・食糧費(災害応援出動時食糧費) 120,000 円

[担当：安全安心対策課] P. 83

2301 防災施設等の整備に要する経費 16,915,000 円 (16,208,000 円)

[その他 1,860,000 円 一財 15,055,000 円]

* 特財積算根拠

[負担金:防災ラジオ利用者負担金 480,000 円]

[繰入金:ふるさと取手応援基金繰入金 1,380,000 円]

○ 目的

災害時における災害情報の伝達を確実にを行うため、防災ラジオの在庫を確保し市民への貸与台数を増やすとともに、防災無線設備(配信局・送信局)の保守を行う。また、災害時における飲料水等確保のため、耐震性貯水槽の点検や災害時協力井戸に対する発電機貸与等を行う。

○ 内容

- ・280MHz 帯防災無線保守点検委託料(配信局・送信局) 5,442,000 円
- ・耐震性貯水槽保守点検委託料(とがしら公園・北浦川緑地公園) 363,000 円
- ・災害時協力井戸発電機の購入 1,536,000 円
- ・防災ラジオ(標準タイプ)の購入 4,752,000 円

[担当：安全安心対策課] P. 84

2401 自主防災組織に要する経費 8,521,000 円 (8,680,000 円)

[一財 8,521,000 円]

○ 目的

市民の防災意識と地域防災力の向上を図り、災害時の被害の軽減を図る。

○ 内容

- ・ 自主防災組織補助金(150 円×世帯数、下限 30,000 円) 6,393,000 円
- ・ 自主防災組織資機材補助金(年 150,000 円、設立年度から 3 年間) 300,000 円

[担当：社会福祉課] P. 84

2507 平成 23 年 3 月 11 日東北地方太平洋沖地震に伴う避難者支援経費 753,000 円
(753,000 円)

[国・県 633,000 円 一財 120,000 円]

* 特財積算根拠

[県負:東日本大震災に係る災害救助費負担金 633,000 円]

○ 目的

東日本大震災により、住居が全壊、流失又は原発事故による避難者に対して、市が民間住宅を借上げ、応急仮設住宅として貸与する。

○ 内容

避難者対応応急住宅借上げに伴う家賃及び共益費並びに必要な経費

- ・ 実避難世帯(1 世帯分) 720,000 円
- ・ 令和 3 年度契約更新事務手数料(1 世帯分) 33,000 円

1 総務管理費 13 男女共同参画推進費

[担当：市民協働課] P. 85

2001 男女共同参画社会の推進に要する経費 1,112,000 円 (3,270,000 円)

[その他 194,000 円 一財 918,000 円]

* 特財積算根拠

[繰入金:ふるさと取手応援基金繰入金 190,000 円]

[諸収入:第三次取手市男女共同参画計画書売却代 4,000 円]

○ 目的

家庭、職場、地域などあらゆる分野において一人ひとりがお互いの人権を尊重し個性と能力を十分に生かしきれぬ男女共同参画社会をめざし、意識の啓発と環境の整備、政策方針決定の場への女性の参画促進のための施策を、市、市民及び事業者が実施する。

○ 内容

[意識の改革事業]

- ・ 男女共同参画情報紙の発行、折込み、編集員謝礼 807,000 円
- ・ 研修等参加旅費 8,000 円
- ・ 男女共同参画誌購読料 6,000 円
- ・ 男女共同参画推進料理教室イベント保険料 2,000 円

[啓発・人材育成事業]

- ・ 男女共同参画地域推進委託料(男女共同参画に熱意のある市民が実行委員会を組織し、講演会事業などを実施する) 280,000 円

[相談事業]

・男女共同参画苦情処理員謝礼 7,000 円

(市が実施する男女共同参画に関する施策等についての意見・苦情の申し出に対応する)

1 総務管理費 15 諸費

[担当：総務課] P. 86

2001 非核平和推進関係経費 142,000 円 (732,000 円)

[その他 142,000 円]

* 特財積算根拠

[財産収入：平和基金利子 1,000 円]

[寄附金：平和基金寄附金 100,000 円]

[繰入金：平和基金繰入金 31,000 円]

[諸収入：戦争体験記売却代 9,000 円]

[諸収入：送料個人負担分 1,000 円]

○ 目的

非核兵器平和都市宣言都市として、戦争の悲惨さや核兵器の恐ろしさを後世に伝えるとともに、平和の尊さを広く啓発する。

○ 内容

8 月に非核平和をテーマとした展示を市民ギャラリーで実施する。また、市内金融機関等 26 ヶ所に募金箱を設置し、集まった募金を取手市平和基金に積み立てる。

[担当：総務課] P. 87

2101 地域改善対策に要する経費 1,144,000 円 (1,069,000 円)

[一財 1,144,000 円]

○ 目的

人権・同和問題の正しい理解と認識を深め、差別の解消を図る。

○ 内容

(1) 茨城県地域人権運動連合会取手支部への補助金 100,000 円

(2) 全日本同和会茨城県連合会取手支部への補助金 583,000 円

(3) 人権・同和問題研修会等への参加経費 交通費・宿泊費 77,400 円、資料代 277,000 円

(4) 機関紙購読料 105,248 円

[担当：政策推進課] P. 87

2701 常総地方広域市町村圏事務組合負担金 1,315,951,000 円 (1,147,821,000 円)

[一財 1,315,951,000 円]

○ 目的

近隣自治体において、広域的に共同で処理することで、より効率化できる業務を一部事務組合で行っている。常総地方広域市町村圏事務組合を組織し、下記の業務について、4 市(取手市・常総市・守谷市・つくばみらい市)で共同処理するものである。

○ 内容

共同処理している業務

- ・ ごみ処理に関する業務
- ・ 総合運動公園に関する業務
- ・ 地域交流センターに関する業務
- ・ 障害者支援施設に関する業務
- ・ 総合防災センターに関する業務
- ・ 職員の共同研修に関する業務

2 徴税費 2 賦課徴収費

[担当：納税課] P. 91

0701 徴収事務に要する経費 31,568,000円 (34,727,000円)

[その他 2,700,000円 一財 28,868,000円]

* 特財積算根拠

[手数料：市税督促手数料 2,700,000円]

(1) 市税のコンビニ収納に要する経費 5,552,000円

○ 目的

納税の利便性の向上と安定的な税収の確保を図る。

○ 内容

市県民税、固定資産税、軽自動車税を、コンビニエンスストアの店舗(一部を除く)から納付できる。納期限を過ぎた場合も、コンビニ用納付書を再発行することで納付可能となる。令和2年度からは、納付書のバーコードを利用したスマートフォンアプリ(Pay B、Line Pay、Pay Pay、au PAY、楽天銀行アプリ)による決済も可能となった。

(2) クレジットカード収納に要する経費 1,170,000円

○ 目的

納税の利便性の向上と安定的な税収の確保を図る。

○ 内容

市県民税、固定資産税、軽自動車税を、パソコン・スマートフォンを利用して、クレジットカード(ビザ、マスター、JCB、アメリカン・エキスプレス、ダイナース)で納付することができる。

(3) 公金収納情報データ処理委託に要する経費 6,997,000円

○ 目的

収納率向上のため、納税者からの照会等に対する迅速化及び収納管理事務の効率化を図る。

○ 内容

市税の収納処理について、金融機関等の窓口で収納された領収済通知書(紙ベース)を、OCR読み込み・パンチ入力処理によって電子データに変換し、「消込み用データ」として受け取り事務処理を行う。

(4) 茨城租税債権管理機構負担金 10,319,000円

○ 目的

滞納者及び収入未済額の縮減を図り、収納率の向上に努める。

○ 内容

市において、徴収困難な滞納事案を積極的に移管する。

3 戸籍住民基本台帳費 1 戸籍住民基本台帳費

[担当：市民課] P. 93

0501 戸籍・住民基本台帳事務に要する経費 29,788,000 円 (33,106,000 円)

[国・県 2,839,000 円 その他 26,949,000 円]

* 特財積算根拠

[国委：中長期在留者住居地届出等事務委託金 2,750,000 円]

[国委：日雇健康保険事務委託金 1,000 円]

[県委：人口動態調査事務委託金 88,000 円]

[手数料：総務手数料 10,576,000 円]

[手数料：戸籍住民登録手数料 16,363,000 円]

[諸収入：日雇健康保険事務委託金 2,000 円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 8,000 円]

○ 目的

戸籍・住民基本台帳関係の届出及び各種証明書の交付にあたり、戸籍や住民基本台帳のシステム等のリースにより、事務処理の正確性や迅速性をさらに高め、また4箇所の出先機関との連携により市民サービスの向上を図る。

○ 内容

- ・ 戸籍総合システムの機器一式及びソフトに要する経費
- ・ 住民基本台帳ネットワークシステムのリースに要する経費
- ・ 記載事項証明（戸籍）の編集発行や戸頭窓口での戸籍謄抄本の交付に必要な窓口証明発行機のリースに要する経費

< 戸籍・住民票等の手数料件数 >

(1) 総務手数料 11,568,500 円

種 別	単 価 (円)	件 数	合 計 (円)
印 鑑 登 録	300	3,800	1,140,000
印 鑑 登 録 証 明 (窓 口 交 付 分)	300	29,500	8,850,000
印 鑑 登 録 証 明 (コ ン ビ ニ 交 付 分)	200	4,800	960,000
仮 ナ ン バ ー	750	730	547,500
そ の 他 の 証 明	300	130	39,000
個 人 番 号 カ ー ド	800	40	32,000

(2) 戸籍住民登録手数料 27,409,250 円

種 別	単 価 (円)	件 数	合 計 (円)
戸 籍 謄 本	450	11,600	5,220,000
戸 籍 抄 本	450	3,000	1,350,000
除 原 謄 抄 本	750	5,600	4,200,000
受 理 証 明 書 他	350	330	115,500
	1,400	10	14,000
戸 籍 記 載 事 項 証 明	350	45	15,750
住 民 票 の 写 し (窓 口 交 付 分)	300	47,400	14,220,000
住 民 票 の 写 し (コ ン ビ ニ 交 付 分)	200	4,800	960,000
住 民 票 の 写 し (広 域 住 民 票)	300	80	24,000
住 基 閲 覧	4,000	30	120,000
戸 籍 附 票	300	1,600	480,000
住 基 記 載 事 項 証 明	300	1,500	450,000
身 分 証 明	300	800	240,000

[担当：市民課] P. 96

2201 個人番号事務に要する経費 51,789,000 円 (36,586,000 円)

[国・県 46,475,000 円 その他 60,000 円 一財 5,254,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：個人番号カード交付事業費補助金 38,708,000 円]

[国補：個人番号カード交付事務費補助金 7,767,000 円]

[手数料：総務手数料 32,000 円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 28,000 円]

○ 目的

行政の効率化、国民の利便性の向上、公平・公正な社会の実現を目的として、平成 27 年 10 月 5 日から個人番号(マイナンバー)制度が実施された。これに伴い、個人番号カードの作成業務等を地方公共団体情報システム機構(J-LIS)に一括業務委託し、市民課・藤代総合窓口課において個人番号カードの交付事務等を行う。

○ 内容

- ・個人番号カード発行業務に伴う地方公共団体情報システム機構(J-LIS)への関連事務委任交付金 38,708,000 円
- ・個人番号カード発行業務に伴う会計年度任用職員の報酬等 11,815,000 円
- ・個人番号カード交付時に使用する顔認証用機器の使用料 20,000 円
- ・個人番号カードプリンター使用料 316,000 円

[担当：市民課] P. 97

2501 コンビニ交付に要する経費 3,856,000 円 (3,164,000 円)

[その他 1,920,000 円 一財 1,936,000 円]

* 特財積算根拠

[手数料:総務手数料 960,000 円]

[手数料:戸籍住民登録手数料 960,000 円]

○ 目的

平成 27 年 10 月から個人番号(マイナンバー)制度が導入されたことに伴い、申請者に対する個人番号カード(マイナンバーカード)の交付が開始された。平成 28 年 7 月より、キオスク端末機による交付サービスを実施し、全国のコンビニエンスストアやスーパー等においても、マイナンバーカードによる住民票、印鑑登録証明書等の取得が可能となっている。発行可能時間は土日祝日含む午前 6 時 30 分から午後 11 時までとなっており、利便性が向上するとともに窓口待ち時間の縮減や窓口業務の軽減が図れる。

○ 内容

- ・ コンビニ交付に伴う地方公共団体情報システム機構(J-LIS) への手数料
- ・ コンビニ交付に伴う地方公共団体情報システム機構(J-LIS) への運営負担金

4 選挙費 2 諸選挙費

[担当：総務課] P. 99

2001 衆議院議員総選挙に要する経費 49,539,000 円 (0 円)

[国・県 49,539,000 円]

* 特財積算根拠

[国委:衆議院議員総選挙費委託金 49,390,000 円]

[国委:衆議院議員総選挙啓発推進事業委託金 149,000 円]

○ 目的

衆議院議員総選挙を適正かつ円滑に執行する。

○ 内容

衆議院議員の任期満了(令和 3 年 10 月 21 日)により執行が予定される選挙経費である。

[担当：総務課] P. 101

3001 茨城県知事選挙に要する経費 49,034,000 円 (0 円)

[国・県 47,616,000 円 一財 1,418,000 円]

* 特財積算根拠

[県委:県知事選挙費委託金 47,616,000 円]

○ 目的

茨城県知事選挙を適正かつ円滑に執行する。

○ 内容

茨城県知事の任期満了(令和 3 年 9 月 25 日)により執行が予定される選挙経費である。

3 民生費

1 社会福祉費 1 社会福祉総務費

[担当：社会福祉課] P. 109

2001 社会福祉協議会助成に要する経費 125,078,000 円 (138,190,000 円)

[一財 125,078,000 円]

○ 目的

社会福祉協議会の特性を活かし、市民の地域福祉に関する活動の推進を図る。

○ 内容

・社会福祉協議会運営費補助金 125,078,000 円

取手市社会福祉協議会本所運営経費	80,488,000 円
藤代支所運営経費	11,183,000 円
在宅福祉サービス運営事業	546,000 円
ボランティア支援センター運営事業	873,000 円
ヘルパーステーション運営事業	17,524,000 円
特定相談支援事業	14,464,000 円

[担当：社会福祉課] P. 111

2901 中国残留邦人支援事業に要する経費 9,112,000 円 (9,577,000 円)

[国・県 6,897,000 円 一財 2,215,000 円]

* 特財積算根拠

[国負：中国残留邦人支援費負担金 6,867,000 円]

[国委：遺族及び留守家族等援護事務委託金 30,000 円]

○ 目的

中国残留邦人等の置かれている特別な事情を鑑み、老後の生活の安定、地域でのいきいきとした暮らしを支援する。

○ 内容

・支援給付金 8,809,000 円

永住帰国した中国残留邦人等のうち、満額の老齢基礎年金を受給してもなお生活の安定が十分に図れない人に対し、老齢基礎年金制度による対応を補完する支援給付を行う。給付の種類には、生活支援給付・住宅支援給付・医療支援給付・介護支援給付等(国負担率 3/4)と、配偶者支援給付(国負担率 4/4)がある。取手市支援者数は5世帯6人(令和2年12月末現在)。

[担当：障害福祉課] P. 111

3101 特定疾病療養者見舞金支給に要する経費 17,300,000 円 (17,600,000 円)

[一財 17,300,000 円]

○ 目的

見舞金を支給することにより療養者本人、家族の経済的負担の軽減を図る。

○ 内容

原因が不明で治療方法が未確立なため、その治療期間が長期にわたるもので、茨城県の医療費公費負担制度適用疾病(令和元年7月から適用疾病333種類)の療養者で、継続的に入院・通院している方を対象に見舞金(年額20,000円)を支給する。

・扶助費 @20,000円×865人=17,300,000円

[担当：健康づくり推進課] P.111

3401 健康づくり推進事業に関する経費 4,929,000円(1,970,000円)

[その他2,626,000円 一財2,303,000円]

* 特財積算根拠

[繰入金:介護保険特別会計繰入金2,626,000円]

○ 目的

子どもから高齢者まで、健康で幸せに暮らせる「スマートウェルネスとりで」の実現を目指し、健康等に関する様々な事業を実施することで、市民全体の健康づくりを推進する。また、保険者機能強化推進交付金を活用し、高齢者の自立支援や重度化防止等に資する取組を支援する。

○ 内容

・印刷製本費1,027,000円

健康づくり事業を啓発する案内チラシやウォーキングマップの作成。

・負担金、補助金2,774,000円

健康づくり応援補助金(2,450,000円)

市内のフィットネスクラブ等に新規入会し、継続して健康づくりに取り組む市民を支援する。

食育推進事業補助金(300,000円)

協働提案型公募補助対象事業として、こども農レッジ～こども食堂～事業に対し、補助金を交付。採択年度は令和元年度～令和3年度。

[担当：健康づくり推進課] P.112

4201 ウェルネスプラザ管理運営に要する経費 120,921,000円(120,921,000円)

[国・県8,778,000円 一財112,143,000円]

* 特財積算根拠

[国補:子ども・子育て支援交付金4,389,000円]

[県補:子ども・子育て支援交付金4,389,000円]

○ 目的

市民交流支援・健康づくり支援・子育て支援施策を展開する中核的施設として、取手ウェルネスプラザ及び取手ウェルネスパークの管理運営を行い、市民の健康づくり施策の推進と持続可能な中心市街地の活性化を図る。

○ 内容

・ウェルネスプラザ指定管理料118,700,000円

取手ウェルネスプラザ及び取手ウェルネスパークの指定管理料。

指定管理期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日。

指定管理者はとりで健幸づくりパートナーズ（代表構成員：シダックス大新東
ヒューマンサービス株式会社、構成員：コナミスポーツ株式会社）

- ・土地借上料 2,160,000 円

取手ウェルネスプラザ第3駐車場の土地借上料。

[担当：社会福祉課] P.112

4301 生活困窮者自立相談支援事業に要する経費 29,528,000 円 (28,680,000 円)

[国・県 13,875,000 円 一財 15,653,000 円]

* 特財積算根拠

[国負:生活困窮者自立相談支援費負担金 13,875,000 円]

○ 目的

平成25年12月に成立した生活困窮者自立支援法に基づき、様々な問題を抱え経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することが出来なくなる恐れのある、生活困窮者を早期に把握し、生活保護に至る前の段階から支援を行う。国負担率3/4(人口規模等により国庫負担に上限額がある)。

○ 内容

地域の実情に合った支援体制を築き上げることにより、生活困窮状態から早期自立を支援する「生活困窮者自立支援制度」のうち、必須事業である自立相談支援事業を委託により行う。

配置人員(主任相談支援員1名・相談支援員1名・就労支援員1名)

委託費内訳

・人件費	24,629,000 円
・事業費	436,000 円
・事務費	2,968,000 円
・退職共済掛金	1,495,000 円

[担当：社会福祉課] P.113

4401 生活困窮者住居確保給付事業に関する経費 414,000 円 (319,000 円)

[国・県 310,000 円 一財 104,000 円]

* 特財積算根拠

[国負:生活困窮者住居確保給付費負担金 414,000 円×3/4≒310,000 円]

○ 目的

本事業は生活困窮者自立支援法に基づき、離職者であって就労能力及び就労意欲のある者のうち、住居を喪失している者又は喪失するおそれのある者に対して、住居確保給付金を支給することにより、これらの者の住居及び就労機会の確保に向けた支援を行う。国負担率3/4。

○ 内容

生活困窮者自立相談支援事業のうち必須事業である住居確保給付金の支給を行う。

賃貸住宅入居者が対象で家賃を原則3ヶ月給付する。

給付額	単身世帯	上限 35,400 円
	複数世帯	42,000 円から

[担当：社会福祉課] P.113

4402 新型コロナウイルス感染症対策経費 3,969,000円 新規

[国・県 2,976,000円 一財 993,000円]

* 特財積算根拠

[国負：生活困窮者住居確保給付費負担金(感染症対応分)

3,969,000円×3/4≒2,976,000円]

○ 目的

本事業は生活困窮者自立支援法に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、離職及び減収した者であって就労能力及び就労意欲のある者のうち、住居を喪失している者又は喪失するおそれのある者に対して、住居確保給付金を支給することにより、これらの者の住居及び就労機会の確保に向けた支援を行う。国負担率 3/4。

○ 内容

生活困窮者自立相談支援事業のうち必須事業である住居確保給付金の支給を行う。

賃貸住宅入居者が対象で家賃を原則3ヶ月給付する。

給付額 単身世帯 上限 35,400円

複数世帯 42,000円から

[担当：社会福祉課] P.113

4501 むくもり学習支援事業に要する経費 1,642,000円 (1,930,000円)

[国・県 821,000円 一財 821,000円]

* 特財積算根拠

[国補：むくもり学習支援事業費補助金 1,642,000円×1/2=821,000円]

○ 目的

本事業は、生活保護世帯や生活困窮状態にある世帯の子どもたちに対し、学習支援や子どもたちの悩み、進学に関する助言等を行い、子どもたちの学習意欲の向上を図る。

○ 内容

「生活困窮者自立支援制度」のうち、任意事業である学習支援事業を委託により行う。

委託費内訳

・人件費 936,000円

・事業費 563,000円

・事務費 143,000円

[担当：社会福祉課] P.113

4601 ひきこもり対策推進事業に要する経費 1,712,000円 (1,800,000円)

[一財 1,712,000円]

○ 目的

ひきこもり支援に対する第一次相談窓口としての機能を充実・強化し、家族や本人に対するきめ細やかな支援を行う。

○ 内容

ひきこもり支援の特性として、個々の事情に対する支援には専門性が必要であり、経験と実績のある2団体にアドバイザーとして助言を受けつつ、相談のスキルを高めるとも

に支援内容の充実を図り、関係機関と連携し必要な支援を行う。

・ひきこもり相談支援業務委託料 1,712,000 円

[担当：社会福祉課] P.113

4701 生活困窮者就労準備支援事業に要する経費 1,253,000 円 新規

[国・県 835,000 円 一財 418,000 円]

* 特財積算根拠

[国補:生活困窮者就労準備支援事業補助金 1,253,000 円×2/3≒835,000 円]

○ 目的

生活困窮状態にある者または被保護者であって、一般就労に直ちに就くことが困難な者に対し、一般就労のための基礎能力を身につけることで安定的な就労に就き、生活困窮状態から脱却を図ることを目的とする。

○ 内容

- ・適切な日常生活習慣形成のための指導・訓練
- ・就労の前段階として必要な社会的能力の習得
- ・事業所等での就労体験受け入れ先の確保及び就労体験の実施、一般雇用への就職活動に向けた技法や知識の取得等の支援

当事業は実施主体である県と協定を締結した市（13 市）により広域で実施するものである。

・生活困窮者就労準備支援事業負担金 1,253,000 円

[担当：社会福祉課] P.114

4801 生活困窮者家計改善支援事業に要する経費 1,290,000 円 新規

[国・県 860,000 円 一財 430,000 円]

* 特財積算根拠

[国補:生活困窮者家計改善支援事業補助金 1,290,000 円×2/3=860,000 円]

○ 目的

家計収支の均衡がとれていないなど、家計に課題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、相談者とともに家計の状況を明らかにした上で必要な情報提供や専門的な助言等を行い、相談者自身の家計を管理する力を高め、早期に生活を再生させることを目的とする。

また、被保護世帯については生活保護受給中から家計管理のスキルを身につけ、円滑に安定した家計管理に移行することにより、保護脱却後の再受給防止を目的とする。

○ 内容

- ・家計管理に関する支援
- ・滞納の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援
- ・債務整理に関する支援

当事業は実施主体である県と協定を締結した市（8 市）により広域で実施するものである。

・生活困窮者家計改善支援事業負担金 1,290,000 円

[担当：高齢福祉課] P. 114

5601 成年後見制度利用促進に要する経費 7,714,000円(437,000円)

[一財 7,714,000円]

○ 目的

成年後見制度利用促進法に基づき、権利擁護支援が必要な人の早期発見と早期支援を目的に、成年後見制度の利用促進を図る。

○ 内容

取手市成年後見制度利用促進基本計画に基づき様々な事業に関する進捗状況を確認するため、「取手市成年後見制度利用促進審議会」を開催する。

また、利用者や後見人等の相談窓口となり、家庭裁判所など関係機関同士の調整役を担う「中核機関」の機能の一部を取手市社会福祉協議会(成年後見サポートセンター)に委託する。

- ・成年後見制度利用促進審議会委員報酬 @6,700円×1人×2回 = 13,400円
@6,300円×14人×2回 = 176,400円
- ・中核機関運営委託料 @7,492,000円×1 = 7,492,000円

1 社会福祉費 2 障害者福祉費

[担当：障害福祉課] P. 114

0501 障害福祉事務に要する経費 773,000円(449,000円)

[その他 300,000円 一財 473,000円]

* 特財積算根拠

[繰入金:ふるさと取手応援基金繰入金 300,000円]

(新規事業)

- ・ヘルプマークの普及啓発

○ 目的

援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方々に対して、ヘルプマークを作成し活用することによって援助が必要な方が日常的に様々な援助が得られる社会づくりを推進する。

○ 内容

義手義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるためのヘルプマークの作成と配布を行う。

- ・需用費 414,150円
ヘルプマークの作成(東京都のガイドライン仕様と同じ物)
@170円×2,000個×1.10=374,000円
ヘルプマーク周知啓発用パンフレット
@18.25円×2,000枚×1.10=40,150円

[担当：障害福祉課] P.116

2701 障害者福祉センターつつじ園管理運営に要する経費

36,181,000円 (38,954,000円)

[国・県 464,000円 一財 35,717,000円]

* 特財積算根拠

[国補：地域生活支援事業補助金 313,000円]

[県補：地域生活支援事業補助金 151,000円]

○ 目的

在宅の障害者(主に知的障害者対象)の方に就労訓練、生活訓練及び生活介護を提供し、
身辺自立・社会参加の促進を図るとともに、宿泊施設を備えることで冠婚葬祭等により介護
者が介護できないときの支援(夜間支援)を行う。

また、障害者の地域生活支援促進のために日中の居場所、創作的活動の機会の提供、日
常生活の相談支援や地域交流を行う「地域活動支援センター事業」を実施する。

○ 内容

指定管理者制度により運営する障害者福祉施設であり、平成30年度から令和3年度まで
取手市社会福祉協議会が運営を行う。

・ 委託料

障害者福祉センターつつじ園指定管理料	36,163,000円
内訳) 障害福祉サービス等	29,652,000円
地域生活支援事業 生活訓練事業(夜間支援)	1,080,000円
地域生活支援事業 地域活動支援センター事業	5,431,000円

・ 火災保険料

18,000円

[担当：障害福祉課] P.116

2801 障害者福祉センターふじしろ管理運営に要する経費

9,866,000円 (10,386,000円)

[その他 283,000円 一財 9,583,000円]

* 特財積算根拠

[諸収入：商工会藤代支所光熱水費使用料 283,000円]

○ 目的

在宅の障害者(主に知的障害者対象)の方に自立訓練(生活訓練)就労訓練を提供し、自立
した日常生活を営むために必要な訓練、就労の機会や生産活動の提供、生活等に関する相
談及び助言その他必要な支援を行う。

○ 内容

指定管理者制度により運営する障害者福祉施設であり、平成30年度から令和3年度まで
取手市社会福祉協議会が運営を行う。

・ 委託料

障害者福祉センターふじしろ指定管理料	9,850,000円
--------------------	------------

・ 火災保険料

16,000円

[担当：障害福祉課] P. 116

2901 障害者福祉センターあけぼの管理運営に要する経費

20,329,000円 (21,398,000円)

[国・県 1,290,000円 一財 19,039,000円]

* 特財積算根拠

[国補：地域生活支援事業補助金 870,000円]

[県補：地域生活支援事業補助金 420,000円]

○ 目的

在宅の障害者(主に身体障害者対象)の方に生活介護及び機能訓練を提供するとともに、地域活動支援センターⅡ型を併設することで創作的活動、レクリエーション、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施し障害者の身辺自立・社会参加の促進を図る。

○ 内容

指定管理者制度により運営する障害者福祉施設であり、平成30年度から令和3年度まで取手市社会福祉協議会が運営を行う。

・委託料

障害者福祉センターあけぼの指定管理料 20,329,000円

内訳) 障害福祉サービス等 11,329,000円

地域生活支援事業 地域活動支援センターⅡ型事業 9,000,000円

[担当：障害福祉課] P. 116

3201 特別障害者援護に要する経費 20,700,000円 (20,909,000円)

[国・県 15,514,000円 一財 5,186,000円]

* 特財積算根拠

[国負：特別障害者手当給付費 20,686,000円×3/4≒15,514,000円]

○ 目的

在宅の常時特別な介護(児童にあつては常時の介護)を必要とする重度障害者の方に、その重度の障害ゆえに生ずる特別の負担の一助として手当を支給することにより、重度障害者の経済的負担の軽減を図る。

○ 内容

・特別障害者手当 @27,350円×38人×12月=12,471,600円

・障害児福祉手当 @14,880円×41人×12月=7,320,960円

・福祉手当(経過措置) @14,880円×5人×12月=892,800円

年4回支給

5月(2~4月分)、8月(5~7月分)、11月(8~10月分)、2月(11~1月分)に支給

・通信運搬費 14,000円

[担当：障害福祉課] P. 117

3301 介護給付費等に関する経費 1,760,214,000円 (1,564,564,000円)

[国・県 1,316,250,000円 一財 443,964,000円]

* 特財積算根拠

[国負：自立支援給付費負担金 1,755,000,000円×1/2=877,500,000円]

[県負:自立支援給付費負担金 1,755,000,000円×1/4=438,750,000円]

○ 目的

障害者が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、全国共通の基準により障害の種類や程度、介護者の状況などを踏まえ支給決定される障害福祉サービスについて、自立支援給付費として支給することにより、障害者の福祉の増進を図る。

○ 内容

・ 障害者給付審査会委員報酬	1,127,000円	
会長	@17,000円×1人×7回=	119,000円
委員	@16,000円×9人×7回=	1,008,000円
・ 障害者給付審査会委員費用弁償	56,000円	
・ 扶助費(自立支援給付費)	1,755,000,000円	
介護給付費	934,491,500円	
居宅介護	(70,865,000円)	121人
行動援護	(28,000円)	1人
重度訪問介護	(36,000円)	1人
同行援護	(11,126,000円)	14人
療養介護	(9,224,000円)	4人
生活介護	(667,090,000円)	254人
短期入所	(9,162,500円)	90人
施設入所支援	(166,960,000円)	101人
訓練等給付費	764,737,000円	
共同生活援助	(191,160,000円)	110人
宿泊型自立訓練	(6,915,000円)	3人
自立訓練(機能)	(1,122,000円)	1人
自立訓練(生活)	(32,047,000円)	12人
就労移行支援	(77,385,000円)	42人
就労継続支援A型	(168,630,000円)	93人
就労継続支援B型	(280,265,000円)	178人
就労定着支援	(7,213,000円)	22人
計画相談支援給付費	30,027,500円	
特定障害者特別給付費	25,744,000円	
・ 消耗品費	267,000円	
・ 通信運搬費	33,000円	
・ 自立支援システム使用料	126,000円	
・ 請求審査サポートソフト使用料	951,000円	
・ 給付審査会医師意見書文書料	936,000円	(新規者・継続者 190人分)
・ 障害支援区分認定調査業務委託料	28,000円	
・ 国保連支払審査手数料	1,690,000円	

[担当：障害福祉課] P. 117

3302 自立支援医療に関する経費 57,027,000円 (56,229,000円)

[国・県 42,750,000円 一財 14,277,000円]

* 特財積算根拠

[国負：自立支援医療給付費負担金 更生医療 51,060,000円×1/2=25,530,000円
育成医療 1,578,000円×1/2= 789,000円
療養介護医療費 4,362,000円×1/2= 2,181,000円]

[県負：自立支援医療給付費負担金 更生医療 51,060,000円×1/4=12,765,000円
育成医療 1,578,000円×1/4= 394,500円
療養介護医療費 4,362,000円×1/4= 1,090,500円]

○ 目的

更生医療 身体障害者(身体障害者手帳所持者)で、その障害を除去・軽減する手術等の治療に対して提供される、更生のために必要な医療費を支給する。(対象となる医療行為の制限あり。)

育成医療 18歳未満の障害児(身体に障害のある方に限る)で、その障害を除去・軽減する手術等の治療に対して提供される、生活の能力を得るために必要な医療費を支給する。(対象となる医療行為の制限あり。)

療養介護 療養介護に係る介護給付費を受けた障害者で、病院や施設等で機能訓練や介護等を受けている場合に、医療に要した費用を支給する。

○ 内容

免疫療法(HIV、腎臓、肝臓移植手術後の免疫療法)、心臓手術、腎臓移植術、関節形成手術、角膜手術、人工透析、人工関節手術等の医療費について支給する。

・更生医療給付費 51,060,000円

内訳) 生保透析者 @300,000円×10人×12月=36,000,000円
生保免疫者 @280,000円×2人×12月= 6,720,000円
一般免疫者 @41,000円×12人×12月= 5,904,000円
一般肝臓・腎臓免疫者 @29,000円×7人×12月= 2,436,000円

・育成医療給付費 1,578,000円

内訳) 肢体不自由児 @132,000円×2人 =264,000円
咀嚼機能障害 @5,900円×2人×12月=142,000円
心臓機能障害 @230,000円×4人 =920,000円
肝臓機能障害 @7,000円×3人×12月=252,000円

・療養介護医療費 4,362,000円

重度障害者療養介護分 @72,700円×5人×12月=4,362,000円

・審査支払手数料 27,000円

[担当：障害福祉課] P. 117

3303 補装具費に関する経費 20,000,000円 (20,000,000円)

[国・県 15,000,000円 一財 5,000,000円]

* 特財積算根拠

[国負：自立支援補装具費負担金 20,000,000円×1/2=10,000,000円]

[県負:自立支援補装具費負担金 20,000,000円×1/4= 5,000,000円]

○ 目的

身体障害者手帳所持者及び難病の方に、身体の失われた部分や障害のある部分を補って、日常生活や働くことを容易にする用具の交付もしくは修理を行い、身体障害者の福祉の向上を図る。

○ 内容

- ・補装具交付及び修理費 20,000,000円
義肢、装具、座位保持装置、盲人安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、車いす、歩行器及び重度障害者用意思伝達装置等が交付及び修理対象品目である。

[担当:障害福祉課] P.118

3304 地域生活支援事業に関する経費 58,198,000円 (56,907,000円)

[国・県 23,748,000円 一財 34,450,000円]

* 特財積算根拠

[国補:地域生活支援事業補助金 16,016,000円]

[県補:地域生活支援事業補助金 7,732,000円]

○ 目的

障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ効果的、効率的に柔軟な事業形態による事業を実施し、障害者の福祉の増進を図る。

○ 内容

〈報償費〉

- ・自立支援協議会委員謝礼 @2,000円×25人×4回=200,000円
自立支援協議会は、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関の連携を図り支援体制の整備を行う。

〈手数料〉

- ・成年後見制度利用支援事業(市長による後見開始の審判の申立)
申立鑑定料 @100,000円×3人×1.10=330,000円
申立診断書 @10,000円×3人×1.10= 33,000円
申立収入印紙、連絡用切手代 24,000円

〈委託料〉

- ・意思疎通支援事業委託料 714,000円
手話通訳者や要約筆記者の派遣を委託し、障害者の意思疎通の円滑化を図る。
手話通訳者・要約筆記者派遣費用 341,000円
通訳者派遣事務費 @2,000円×6件×12月=144,000円
通訳者派遣交通費 @1,587円×12件×12月=229,000円
- ・手話通訳者報酬(1名・報酬・交通費を含む) 825,000円
意思疎通の合理的配慮として聴覚障害のある方と、職員とのコミュニケーションをサポートする手話通訳者を配置することにより、円滑な行政サービスの提供と市民サービスの向上を図る。
- ・精神障害者家族等相談員事業委託料

精神障害者及びその家族等の相談を対象とした相談員委託事業で、家族等への必要な援助を行う。

精神障害者家族等相談員事業委託料 @20,000 円×3 人=60,000 円

- ・地域活動支援センター事業委託料 5,004,000 円

地域活動支援センターとは、障害者等が通う場であり、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の場として運営されるものである。I 型は専門職員を配置し相談支援事業を併せて実施すると共に医療、福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、障害に対する理解促進を図るための普及啓発事業を行う。

(委託先)地域活動支援センター I 型「いなしきハートフルセンター」

竜ヶ崎保健所管内の 5 市 2 町(守谷市、取手市、龍ヶ崎市、牛久市、稲敷市、利根町、河内町)で委託している。負担割合は人口割、利用者割等により決定される。

- ・生活支援(生活訓練等)事業委託料 140,000 円

精神障害者の社会復帰と自立、社会参加の促進を図るため、創作的活動又は生産活動の機会の提供、日常的な相談への対応や地域交流活動等を行なうもの。

(委託先)地域活動支援センター クローバ柏

〈負担金、補助及び交付金〉

- ・地域身体障害者スポーツ大会負担金 60,000 円

6 市 1 町 1 村(取手市、つくばみらい市、牛久市、龍ヶ崎市、美浦村、阿見町、稲敷市、かすみがうら市)で持ち回り開催するスポーツ大会負担金で各市町村同額

- ・社会参加促進事業補助金 742,000 円

社会福祉協議会の取手市総合ボランティア支援センターの行う手話奉仕員、要約筆記奉仕員、点訳奉仕員の養成事業、点字・声の広報等発行事業、ボランティア活動支援事業に対する補助金

- ・成年後見制度利用支援事業

後見人等報酬助成金 984,000 円

在宅@28,000 円×1 人×12 月=336,000 円

入所@18,000 円×3 人×12 月=648,000 円

〈扶助費〉

- ・日常生活用具給付 23,200,000 円

ストマ用装具 18,658,000 円 その他の日常生活用具 4,542,000 円

ストマ用装具、電気式たん吸引器、入浴補助用具、聴覚障害者用通信装置などを給付し日常生活の利便を図る。

- ・自動車改造費助成 100,000 円

@100,000 円×1 件

- ・自動車運転免許取得費助成 100,000 円

@100,000 円×1 件

- ・移動支援 5,930,000 円

屋外での移動が困難な視覚障害者、全身性障害者、知的障害者及び精神障害者の方に、外出の際の移動を支援する。

- ・日中一時支援 16,600,000 円

日中において監護する者がいないため一時的に見守り等の支援が必要な障害者の方に活動の場を提供し、家族の就労支援や一時的な休息を得られるようにする。

- ・訪問入浴サービス 2,723,000 円

自宅において入浴することが困難な重度障害者の方に、移動入浴車によるサービスを提供し、重度障害者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図る。

@453,750 円/年×6名≒2,723,000 円

[担当：障害福祉課] P.120

3801 合理的配慮の提供支援事業に要する経費 450,000 円 (470,000 円)

[一財 450,000 円]

○ 目的

障害のある人への差別をなくし、障害のある人もない人も、ともに暮らしやすいまちづくりを進めるため、合理的配慮を提供するための費用を助成する。

○ 内容

- ・合理的配慮提供支援助成金 450,000 円

助成額は対象経費全額とし、上限額はコミュニケーションツールの作成助成金は 10,000 円、物品購入助成金は 50,000 円、段差の解消等の改修工事助成金は 100,000 円。

(内訳)

コミュニケーションツールの作成助成金 @10,000 円×5 件 = 50,000 円

物品購入助成金 @50,000 円×4 件 = 200,000 円

段差の解消等の改修工事助成金 @100,000 円×2 件 = 200,000 円

1 社会福祉費 3 老人福祉費

[担当：高齢福祉課] P.121

2202 緊急通報システム事業に関する経費 11,067,000 円 (11,655,000 円)

[その他 1,167,000 円 一財 9,900,000 円]

* 特財積算根拠

[負担金:緊急通報システム設置費負担金 1,167,000 円]

○ 目的

在宅の病弱なひとり暮らし高齢者等の世帯へ突発的な災害、急病、事故等の緊急事態に早急な通報ができる緊急通報装置を貸与し、緊急時の救助活動を迅速にすることで、高齢者やその家族等の不安を軽減する。緊急通報装置は、自身でボタンを押して通報する機能のほかに、自動通報機能の火災報知器、安否センサー、相談ボタンによる医師や看護師、専門の相談員などへ常時相談ができる機能を有している。

○ 内容

緊急通報システム使用料 既存利用者分 @1,800×1.10×450 台×12 月 = 10,692,000 円

新規設置分 @1,800×1.10×10 台×12 月 = 237,600 円

[担当：高齢福祉課] P.122

2204 高齢者等移動支援事業に関する経費 13,593,000 円 (13,579,000 円)

[一財 13,593,000 円]

○ 目的

介護保険の要支援、要介護の方などの移動制約者に外出促進、閉じこもり防止のため、移送団体やタクシーを利用した際に使える、初乗り運賃相当額を助成する利用券を交付するとともに、移送団体に対して助成を行うことで、サービスの充実を図る。

○ 内容

・移送サービス及びタクシー利用料助成事業

移動制約者の外出促進と閉じこもり防止を図るため、道路運送法により登録した団体が行う移送サービスについて、利用料の一部を市が助成する。

移送団体利用券 @700 円×750 件×12 月=6,300,000 円

移送団体・タクシー共通利用券 @740 円×380 件×12 月=3,374,400 円

・福祉車両点検整備費補助事業 740,000 円

・移送サービス介助等補助金

移動支援の際の介助及び迎車に対し、費用の一部を助成する。

@300 円×750 件×12 月=2,700,000 円

・利用料助成については、本人が市民税非課税の方を対象とする。

[担当：高齢福祉課] P. 122

2206 愛の定期便事業に関する経費 308,000 円 (502,000 円)

[一財 308,000 円]

○ 目的

ひとり暮らし高齢者を訪問して、乳酸菌飲料の配布及び安否の確認をすることにより、健康の保持及び孤独感の解消を図る。

○ 内容

外出の機会が少なく閉じこもりがちになっている 65 歳以上のひとり暮らし高齢者宅に、乳酸菌飲料を配布しながら安否確認を行う事業。最大週 3 回(月・水・金)利用者負担なし。

乳酸菌飲料業者配達 月・水曜日 @78 円×2 本×95 日×15 人=222,300 円

社協ヘルパー配達 金曜日 @40 円×2 本×52 日×20 人=83,200 円

[担当：高齢福祉課] P. 122

2208 お休み処に関する経費 3,451,000 円 (6,293,000 円)

[一財 3,451,000 円]

○ 目的

ふれあいの場を提供することで、高齢者と地域の人々とのつながりを強め、高齢者の見守り、孤独感の解消を図る。

○ 内容

取手市内にある空き店舗を利用し、地域の人が気軽に立ち寄れる喫茶スペースを提供する。運営にあたっては運営団体との協働のもと、ボランティアスタッフを活用し、運営支援を行う。

・お休み処施設賃借料(家賃・共益費)

戸頭 @56,730 円×12 月=680,760 円

井野 @50,640 円×12 月=607,680 円

- ・会計年度任用職員報酬
戸頭お休み処 938,045 円
井野お休み処 938,045 円

[担当：高齢福祉課] P. 123

2301 敬老祝金支給に要する経費 6,841,000 円 (6,869,000 円)

[一財 6,841,000 円]

○ 目的

高齢者に対し、敬老祝金を支給し、長寿を祝福するとともに、市民の敬老思想の高揚を図る。

○ 内容

支給対象年齢は 88 歳と 99 歳以上の高齢者で、支給額は一律 10,000 円。

敬老祝金 6,570,000 円 88 歳 @10,000 円×544 人 = 5,440,000 円

99 歳以上 @10,000 円×113 人 = 1,130,000 円

[担当：高齢福祉課] P. 123

2701 シルバー人材センター助成に要する経費 32,200,000 円 (34,200,000 円)

[その他 9,002,000 円 一財 23,198,000 円]

* 特財積算根拠

[諸収入：シルバー人材センター貸付金元利収入 9,002,000 円]

(1) 取手市シルバー人材センター補助金 23,100,000 円

○ 目的

高齢者のライフスタイルに合わせた就業を提供するとともに、社会参加を通じて、高齢者の健康で生きがいのある生活の実現と、地域社会の福祉の向上と活性化に貢献する。

○ 内容

受託事業等を実施するための技能講習会、事務費及び職員の人件費。

受託事業・・・植木の手入れ、襖・障子の張替え、清掃、草刈り、施設管理、
家事手伝い、一般事務 他

(2) 取手市シルバー人材センター貸付金 9,000,000 円

○ 目的

取手市シルバー人材センターの配分金(会員の仕事の対価)の立替え払い用資金に資するための貸付金。

○ 内容

シルバー人材センターでは、市内一般家庭・企業、取手市等の公共団体からさまざまな仕事を受注しており、毎月の就業を月末で締め切り、翌月 15 日に会員へ配分金の支払いを行っている。円滑に配分金が支払えるよう、運営資金を貸し付け、年度内に償還させる。

[担当：高齢福祉課] P. 124

2801 あげぼの管理運営に関する経費 37,456,000 円 (75,258,000 円)

[一財 37,456,000 円]

○ 目的

老人福祉法に定める老人福祉センターとして、高齢者に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションの提供を目的とする。また、高齢者に関する各種の相談に応じる。

○ 内容

浴場の利用と趣味教室活動の場として、月約 3,300 人の高齢者が利用している。

指定管理料は、施設管理運営に係る光熱水費、人件費、設備維持管理費が主な内訳である。指定管理者は取手市社会福祉協議会。指定管理契約期間は平成 30 年度から令和 3 年度の 4 年間。

・指定管理料 37,438,000 円

[担当：高齢福祉課] P.124

2802 かたらいの郷管理運営に関する経費 34,821,000 円 (34,821,000 円)

[一財 34,821,000 円]

○ 目的

高齢者の生きがいの増進と利用者の世代間の交流を図る。

○ 内容

世代間の交流、教養の向上、高齢者の生きがいの増進、ボランティア活動の推進等。

大浴場を中心として、月約 6,700 人が利用している。

指定管理料は施設管理運営に係る光熱水費、人件費、設備維持管理費が主な内訳である。指定管理者は日本環境マネジメント株式会社。指定管理契約期間は令和 2 年度から令和 6 年度の 5 年間。

・指定管理料 34,800,000 円

[担当：高齢福祉課] P.124

2804 さくら荘管理運営に関する経費 31,343,000 円 (32,975,000 円)

[一財 31,343,000 円]

○ 目的

老人福祉法に定める老人福祉センターとして、高齢者に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションの提供を目的とする。また、高齢者に関する各種の相談に応じる。

○ 内容

各種趣味教室活動が充実し、高齢者の方の生きがい増進の場として、月約 1,800 人の高齢者が利用している。

指定管理料は、施設管理運営に係る光熱水費、人件費、設備維持管理費が主な内訳である。指定管理者は取手市社会福祉協議会。指定管理契約期間は平成 30 年度から令和 3 年度の 4 年間。

・指定管理料 31,018,000 円

[担当：高齢福祉課] P.126

3801 高齢者の健康増進に要する経費 909,000 円 (500,000 円)

[一財 909,000 円]

○ 目的

高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、人と人とのつながりを通じて、地域づくりを推進するとともに、介護予防を推進することを目的とする。

○ 内容

社会参加活動を通じた介護予防に資する地域活動を実施する団体に対して、補助金を交付する。

- ・公募補助事業（取手市みんなの補助金）
プラチナ健康教室事業補助金 @450,000 円
介護予防及び社会参加支援事業補助金 @459,000 円

[担当：高齢福祉課] P.127

6301 小貝川三次元プロジェクト事業に要する経費 7,023,000 円（7,523,000 円）

[一財 7,023,000 円]

○ 目的

小貝川の恵まれた自然環境の中で、「水・陸・空」の三次元を活用した高齢者の介護予防・障害者の支援・子育て支援を推進する。

○ 内容

ポニーによる乗馬、E ボート、カヌーなどのアウトドア活動を通じての介護予防と障害者支援、子育て支援と総合学習支援等を行う。

- 小貝川三次元プロジェクト運営補助金 4,000,000 円
- 小貝川生き生きクラブ運営委託料 3,000,000 円

[担当：高齢福祉課] P.127

6501 在宅医療・介護連携推進事業に要する経費 1,020,000 円（1,020,000 円）

[その他 1,020,000 円]

* 特財積算根拠

[繰入金：高齢者福祉基金繰入金 1,020,000 円]

○ 目的

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進することを目的とする。

○ 内容

公益社団法人取手市医師会に委託し、切れ目のない在宅医療及び在宅介護の提供体制を構築するため、地域の医療・介護関係者の情報共有を支援する。

- 在宅医療・介護連携システム委託料 @1,020,000 円

1 社会福祉費 5 医療福祉費

[担当：国保年金課] P.128

0501 医療福祉事務に要する経費 15,859,000 円（16,239,000 円）

[国・県 4,907,000 円 一財 10,952,000 円]

* 特財積算根拠

[県補:医療福祉事務費 9,814,000 円×1/2=4,907,000 円]

○ 目的

医療福祉費支給事務の効率的な実施を図る。

○ 内容

- ・ 審査支払手数料 マル福分 (国保連合会) 3,243,600 円
(支払基金) 4,970,800 円 (調剤以外)
(支払基金) 1,599,600 円 (調剤)
- ぬくもり分 (国保連合会) 217,300 円
(支払基金) 1,535,100 円 (調剤以外)
(支払基金) 446,400 円 (調剤)
- ・ 国保連合会共同電算処理委託料 1,872,000 円

[担当:国保年金課] P.128

0601 医療福祉費助成に要する経費 606,760,000 円 (606,660,000 円)

[国・県 241,908,000 円 その他 49,743,000 円 一財 315,109,000 円]

* 特財積算根拠

[県補:(医療福祉医療費 533,560,000 円－高額療養費返納金 49,743,000 円) ×1/2
=241,908,000 円]

[諸収入:高額療養費返納金 49,741,000 円]

[諸収入:第三者行為返納金等 1,000 円]

[諸収入:その他返納金 1,000 円]

○ 目的

出生から 18 歳 (高校生相当年齢)・母子家庭の母子・父子家庭の父子・妊産婦・重度心身障害者の方々に対して、公費で医療費の一部を負担し、住民福祉の向上を図る。

茨城県の医療福祉費支給制度 (小児マル福) で支給制限を受ける 0 歳児から 18 歳 (高校生相当年齢) までを対象に、保険診療分にかかる医療費の一部を取手市が独自に負担する「ぬくもり医療支援事業」を実施している。

○ 内容

疾病や負傷等に関する診療・調剤費・柔道整復師の施術及び補装具等に対する医療費等の扶助を行う。

1 社会福祉費 6 国民年金費

[担当:国保年金課] P.129

0501 国民年金事務に要する経費 588,000 円 (594,000 円)

[国・県 588,000 円]

* 特財積算根拠

[国委:国民年金事務委託金 588,000 円]

○ 目的

国民年金制度は、老後の安定した生活基盤を築くために、国民が保険料を出し合いお互いを支えあう制度である。老後の所得保障だけでなく万一病気やケガで重い障害が残った

場合の障害基礎年金や家計の大黒柱である世帯主等を失ったときに遺族基礎年金が支給される公的年金制度で、国から法定受託事務として行っている。

○ 内容

公的年金制度は、国民年金と厚生年金に分かれ、国民年金は、日本国内に住む 20 歳から 60 歳までのすべての方が加入することになっているため、加入者への納付意識の向上を働きかけ、将来の年金受給資格期間の確保に努める。

・ 需用費	年金パンフレット購入費	89,320 円
・ 役務費	年金事務センター報告書通信運搬費	93,600 円
・ 使用料及び賃借料	年金端末機使用料	348,000 円

2 児童福祉費 1 児童福祉総務費

[担当：障害福祉課] P.131

2001 こども発達センター管理運営に要する経費 38,688,000 円 (40,719,000 円)

[一財 38,688,000 円]

○ 目的

発達に遅れや偏りのある児童(概ね就学前)とその親を対象に、児童福祉法による児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業、保育所等訪問支援事業を提供し、基本的な生活習慣や対人関係を育み、心身の発達を促すことを目的とする。

○ 内容

指定管理者制度により運営する障害児福祉施設であり、平成 30 年度から令和 3 年度まで取手市社会福祉協議会が運営を行う。

通園部門(単独通園、親子通園)、専門職指導(作業療法、言語療法、心理指導など)、相談部門(発達相談、就学相談)を三本柱として専門的な療育を行う。

その他の事業として、こども発達センターの継続利用者で小学校 2 年生までを対象に、放課後等デイサービス事業を行う。

また、平成 30 年度から障害福祉サービスの保育所等訪問支援事業を開始し、障害児支援体制の充実を図る。

・ 委託料		
	こども発達センター指定管理料	38,665,000 円
・ 火災保険料		23,000 円

[担当：子育て支援課] P.131

2101 家庭児童相談室に要する経費 7,406,000 円 (7,230,000 円)

[国・県 327,000 円 その他 50,000 円 一財 7,029,000 円]

* 特財積算根拠

[国補:児童虐待・DV 対策等総合支援事業費補助金 165,000 円]

[国補:子ども・子育て支援交付金 81,000 円]

[県補:子ども・子育て支援交付金 81,000 円]

[負担金:子育て支援短期利用者負担金 34,000 円]

[諸収入:雇用保険料本人負担分 16,000 円]

○ 目的

家庭における適正な養育、その他児童福祉の向上を図るよう、相談、援助を行う。

○ 内容

相談業務に携わる家庭相談員の経費及び事務経費。保護者が病気等により児童の養育に困難が生じた場合に養育を代行する子育て支援事業の経費。

児童相談所・市町村の児童虐待に関する情報をより効率的・効果的に共有するための全国統一のシステムが令和3年度に開始されることから、システム利用に伴う児童相談システムの改修を行う。

・委託料 システム改修委託料 330,000 円

[担当：子育て支援課] P.132

2801 児童扶養手当に要する経費 346,286,000 円 (349,195,000 円)

[国・県 115,287,000 円 一財 230,999,000 円]

* 特財積算根拠

[国負：児童扶養手当負担金 345,861,000 円×1/3=115,287,000 円]

○ 目的

父母の離婚等により父又は母と生計をともしない児童の父・母又は両親にかわってその児童を養育している方に対し、児童の健やかな成長と福祉の増進を図るため手当を支給する。

○ 内容

支給対象：父母の離婚等で父又は母と一緒に生活していない18歳に達した最初の3月31日までの児童(心身におおむね中度以上の障害がある場合は20歳未満)を監護している父・母または両親にかわって養育している方(所得制限あり)

全部支給の場合

対象児童数(人)	月額(円)
1	43,160 (令和3年度は支給額に変更なし)
2	53,350 (令和3年度は支給額に変更なし)
3	59,460 (令和3年度は支給額に変更なし)

※ 3人目以降は、6,110円ずつ加算

一部支給の場合 月額43,150円から10,180円まで段階的に支給する。

手当支給月は、5月、7月、9月、11月、1月、3月で年6回支給する。

対象者数：全部支給390人、一部支給320人、2子加算240人、3子以降加算70人、13条の2(年金併給)6人

[担当：子育て支援課] P.133

3001 要保護児童対策事業に要する経費 335,000 円 (365,000 円)

[国・県 180,000 円 一財 155,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：子ども・子育て支援交付金 90,000 円]

[県補:子ども・子育て支援交付金 90,000 円]

○ 目的

取手市要保護児童対策地域協議会の運営と、要保護児童等の未然防止、早期発見、早期支援、適切な保護を行う。

○ 内容

要保護児童対策地域協議会を調整運営するための経費。研修及び所在不明児調査訪問旅費。児童虐待等の問題を抱える家庭に対する養育の相談支援訪問の委託費。

令和3年度は児童虐待防止の啓発活動として、赤ちゃん訪問や乳幼児健診時に配布するためのパンフレットを作成し、保健センターとの連携を強化する。

[担当：子育て支援課] P.133

3201 児童療育システムに関する経費 3,344,000 円 (2,772,000 円)

[国・県 1,306,000 円 一財 2,038,000 円]

* 特財積算根拠

[国補:地域生活支援事業補助金 881,000 円]

[県補:地域生活支援事業補助金 425,000 円]

○ 目的

発達に遅れや偏りを持つ児童とその保護者を支えるため、障害の早期発見から療育、保育、就学へつながる一貫した地域支援体制を整え、それぞれの役割を明確にしながら、その受け皿となる各機関の療育的専門機能の充実を図る。

○ 内容

関係機関との連携調整会議等を開催し、支援体制の強化を行う。巡回相談員（心理士）が保育所・認定こども園等を訪問し、療育的な視点が必要な児童に対して心理的アプローチを行う。

また、戸頭北保育所の廃止に伴い、移籍する児童が不安なく新しい生活に適應できるよう、巡回相談員が移籍先を訪問し、児童の様子を観察し、保育士や保護者に対して児童に合った対応を助言する。

・巡回相談員謝礼 @20,000 円×120 回= 2,400,000 円

・戸頭北保育所移籍児童巡回相談 @20,000 円×30 回= 600,000 円

[担当：子育て支援課] P.134

3301 少子化対策事業に要する経費 4,888,000 円 (5,276,000 円)

[国・県 1,866,000 円 その他 40,000 円 一財 2,982,000 円]

* 特財積算根拠

[国補:子ども・子育て支援交付金 933,000 円]

[県補:子ども・子育て支援交付金 933,000 円]

[諸収入:とりでファミリー・サポートセンター入会金 40,000 円]

○ 目的

地域社会のなかで、子どもたちが健やかに生まれ育ち、安心して子育てができる環境整備に取り組む。

○ 内容

子育ての手助けをしてほしい人と手助けができる人が会員となり、地域の相互援助活動を実施する。

ファミリー・サポートセンター運営事業委託料 4,888,000 円

2 児童福祉費 2 児童措置費

[担当：子育て支援課] P.135

2601 児童手当支給に要する経費 1,378,800,000 円 (1,426,200,000 円)

[国・県 1,169,160,000 円 一財 209,640,000 円]

* 特財積算根拠

[国負:被用者3歳未満児童手当負担金 $259,200,000 \text{ 円} \times 37/45 = 213,120,000 \text{ 円}$]

[県負:被用者3歳未満児童手当負担金 $259,200,000 \text{ 円} \times 4/45 = 23,040,000 \text{ 円}$]

[国負:被用者3歳以上中学校修了前児童手当負担金 $860,400,000 \text{ 円} \times 4/6 = 573,600,000 \text{ 円}$]

[県負:被用者3歳以上中学校修了前児童手当負担金 $860,400,000 \text{ 円} \times 1/6 = 143,400,000 \text{ 円}$]

[国負:非被用者中学校修了前児童手当負担金 $212,400,000 \text{ 円} \times 4/6 = 141,600,000 \text{ 円}$]

[県負:非被用者中学校修了前児童手当負担金 $212,400,000 \text{ 円} \times 1/6 = 35,400,000 \text{ 円}$]

[国負:特例給付者児童手当負担金 $46,800,000 \text{ 円} \times 4/6 = 31,200,000 \text{ 円}$]

[県負:特例給付者児童手当負担金 $46,800,000 \text{ 円} \times 1/6 = 7,800,000 \text{ 円}$]

○ 目的

児童を養育されている方に手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上を図る。

○ 内容

支給対象：中学校修了前の児童を養育する方に手当を支給する。

・手当月額

3歳未満 15,000 円

3歳以上～小学生 10,000 円 第3子以降は 15,000 円

中学生 10,000 円

所得制限超 児童1人につき 一律 5,000 円

・対象者数：3歳未満 1,698 人、3歳～小学生 6,110 人、中学生 2,080 人、
特例給付 780 人

・年3回支給 6月支給(2月分から5月分まで)、10月支給(6月分から9月分まで)、
2月支給(10月分から1月分まで)

[担当：障害福祉課] P.135

2701 在宅障害児福祉手当支給に要する経費 2,820,000 円 (2,760,000 円)

[国・県 846,000 円 一財 1,974,000 円]

* 特財積算根拠

[県補:障害児福祉手当補助金 $3,000 \text{ 円} \times 47 \text{ 人} \times 12 \text{ 月} \times 1/2 = 846,000 \text{ 円}$]

○ 目的

在宅の心身に重度障害のある20歳未満の児童で、国の障害児福祉手当に該当しない児童を養育している父母又はその養育者に手当を支給することにより、家庭の経済的負担を軽

減し、福祉の増進を図る。

○ 内容

特別児童扶養手当1級受給者、身体障害者手帳1・2級、療育手帳④・Aで、国の障害児福祉手当所得制限以下の家庭を対象に支給する。

@5,000円×47人×12月=2,820,000円

月額5,000円 年3回支給 8月(4~7月分)、12月(8~11月分)、4月(12~3月分)支給

[担当：障害福祉課] P.136

2901 障害児通所給付費に要する経費 473,080,000円(424,975,000円)

[国・県 354,000,000円 一財 119,080,000円]

* 特財積算根拠

[国負：障害児入所給付費等負担金 472,000,000円×1/2=236,000,000円]

[県負：障害児通所給付費等負担金 472,000,000円×1/4=118,000,000円]

○ 目的

発達に遅れや偏りのある児童が基本的動作、知識技能等の訓練を受けることにより生活の質を高めることができるよう、利用した障害児通所サービス(児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援など)について、障害児通所給付費として支給し障害児の福祉の増進を図る。

○ 内容

・ 障害児通所給付費	472,000,000円	
児童発達支援	111,392,000円	240人
放課後等デイサービス	342,672,000円	300人
保育所等訪問支援	4,720,000円	6人
居宅訪問型児童発達支援	472,000円	4人
障害児相談支援	12,744,000円	
・ 国保連支払審査手数料	1,080,000円	

[担当：障害福祉課] P.136

3001 軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業に要する経費 232,000円(245,000円)

[国・県 116,000円 一財 116,000円]

* 特財積算根拠

[県補：軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業補助金 349,694円×1/3≒116,000円]

○ 目的

身体障害者手帳の交付対象とならない18歳未満の軽度・中等度難聴児に対し、言語の習得、教育等における健全な発達を支援するため、補聴器、FM補聴システムの購入に必要な費用の一部を補助することにより、難聴児の言語訓練及び生活適応訓練の促進及び子育て世代の負担軽減を図る。

○ 内容

両耳の聴力レベルが30デシベル以上で70デシベル未満又は専門医等が必要であると認めた児童で、片耳の聴力レベルが70デシベル以上の軽度・中等度の難聴児への補聴器、FM補聴システム購入の費用の一部を助成する。

- ・軽度・中等度難聴用補聴器(補助額は基準価格の2/3)

@52,900円×1.06×2/3≒37,000円

- ・イヤモールド

@9,000円×1.06×2/3≒6,000円

- ・FM補聴システム(補助額は基準価格の2/3)

@268,000円×1.06×2/3≒189,000円

2 児童福祉費 3 児童入所費

[担当：子育て支援課] P.136

2001 民間保育園入所に要する経費 2,090,254,000円(2,093,243,000円)

[国・県 1,446,228,000円 その他 71,495,000円 一財 572,531,000円]

* 特財積算根拠

[国負:子どものための教育・保育給付費負担金 949,227,000円]

[県負:子どものための教育・保育給付費負担金 421,746,000円]

[県補:子どものための教育・保育給付費補助金 75,255,000円]

[負担金:民間保育園入所児保護者負担金 71,495,000円]

○ 目的

保護者の就労又は疾病等により、乳幼児を保育園に入所させることで、乳幼児の健全な心身の発達を図る。

戸頭北保育所の廃止に伴い、他の教育・保育施設等に移籍する児童の保護者に対し、補助金を交付することにより、移籍に要する費用の一部を補助し、もって保育の確保を図る。

○ 内容

民間保育園児入所委託料

(単位:延べ人数、円)

園名	定員	0歳児	1・2歳児	3歳児	4・5歳児	計	入所委託料
取手保育園	90	60	372	168	492	1,092	106,613,216
ふたば保育園	50	36	216	108	240	600	80,506,938
育英保育園	90	60	336	216	396	1,008	97,310,167
たちばな保育園	90	72	396	180	444	1,092	111,688,396
共生保育園	60	72	252	132	348	804	99,792,959
稲保育園	90	144	384	228	468	1,224	126,958,303
戸頭東保育園	138	180	456	168	348	1,152	117,858,536
藤代駅前ナーサリースクール	60	108	168	36	24	336	49,146,752
計	668	732	2,580	1,236	2,760	7,308	789,875,267

地域型保育園児入所委託料

(単位:人数、円)

園名	定員	0歳児	1・2歳児	計	入所委託料
取手市医師会どんぐり保育園	30(地域枠8)	60	240	300	54,787,501

施設給付型幼稚園児入所委託料

(単位:延べ人数、円)

園名	利用定員	1号認定	入所委託料
チューリップ幼稚園	35	360	32,149,911
チューリップ第二幼稚園	25	300	27,673,020
計	60	660	59,822,931

認定こども園 1号認定児入所委託料

(単位:延べ人数、円)

認定こども園 2号3号認定児入所委託料

(単位:延べ人数、円)

園名		利用 定員	1号 認定	委託料	2号 認定	3号 認定	委託料
幼 保 連 携 型	めぐみ幼稚園	142	636	34,307,912	552	348	73,725,607
	たかさごスクール取手	153	108	15,703,419	552	720	143,582,991
	取手ふたば文化	230	1,380	55,858,240	816	384	89,052,872
	みどりが丘幼稚園	256	1,524	80,749,490	552	348	82,423,565
	戸頭さくらの森	132	648	39,573,285	408	228	62,681,953
	取手幼稚園	70	444	32,634,272	108	216	41,373,741
	つつみ幼稚園	188	1,680	72,023,100	360	216	64,326,231
幼 稚 園 型	白山幼稚園	95	876	57,067,273	228	-	26,694,088
	光風台幼稚園	115	1,128	65,394,066	144	-	37,209,804
	あづま幼稚園	178	888	61,327,017	204	216	49,715,250
計		1,559	9,312	514,638,074	3,924	2,676	670,786,102

戸頭北保育所移籍準備補助金

世帯数	移籍人数	移籍時費用	移籍準備費用	補助金額
4世帯	4人	21,000円	20,000円	122,000円

[担当:子育て支援課] P.137

2201 民間保育園運営に要する経費 82,583,000円 (80,407,000円)

[国・県 21,680,000円 一財 60,903,000円]

* 特財積算根拠

[国補:子ども・子育て支援交付金 9,040,000円]

[県補:子ども・子育て支援交付金 9,040,000円]

[県補:保育対策総合支援事業補助金 3,600,000円]

○ 目的

民間保育園等の健全で安定した運営と、児童福祉の増進を図ることを目的とする。

○ 内容

児童福祉法の規定により認可された保育園等に対して民間保育園運営補助金を交付する。また、日本スポーツ振興センター共済掛金を納入している民間保育園等の設置者に設置者負担分相当額を助成する。

そのほか地域の子育て支援事業実施の民間保育園等に次の補助金を交付する。

保育体制強化事業補助金、障害児保育事業補助金、特別支援教育費補助金、一時預かり事業補助金、延長保育促進事業補助金、病児・病後児保育事業補助金、実費徴収に伴う補足給付補助金

施設別の主な補助金内訳は以下のとおり。

補助金内訳 1

(単位:円)

区分	取手保育園	ふたば 保育園	育英保育園	たちばな 保育園	共生保育園	稲保育園
民間保育園 職員給与改善費	1,080,000	1,080,000	1,080,000	1,080,000	1,080,000	1,080,000
民間保育園 格差是正費	1,021,020	1,021,020	1,021,020	1,021,020	1,021,020	1,113,840

民間保育園 施設管理費	972,000	540,000	972,000	972,000	648,000	972,000
民間保育園 一時預かり事業	-	-	-	1,600,000	-	1,763,000
民間保育園延長保 育促進事業補助金	1,505,000	300,000	600,000	600,000	600,000	600,000
民間保育園 病児・病後児保育 事業	-	-	-	-	-	4,582,000
日本スポーツ振興 センター共済掛金	2.3号 16,625	2.3号 9,625	2.3号 16,625	2.3号 16,625	2.3号 11,375	2.3号 16,625
計	4,594,645	2,950,645	3,689,645	5,289,645	3,360,395	10,127,465

補助金内訳 2

(単位:円)

区 分	戸頭東 保育園	藤代駅前 ナーサリ スクール	どんぐり 保育園	たかさご スクール取 手・アネ ックス	取手ふたば 文化	めぐみ 保育園
民間保育園 職員給与改善費	1,080,000	1,080,000	-	1,080,000	1,080,000	1,080,000
民間保育園 格差是正費	1,021,020	1,021,020	-	1,113,840	1,021,020	1,021,020
民間保育園 施設管理費	1,188,000	648,000	-	1,490,400	864,000	777,600
民間保育園 一時預かり事業	-	1,600,000	1,763,000	1,600,000	-	-
民間保育園延長保 育促進事業補助金	600,000	600,000	-	600,000	-	-
民間保育園 病児・病後児保育 事業	-	-	7,623,192	-	-	-
日本スポーツ振興 センター共済掛金	2.3号 18,375	2.3号 11,375	3号 3,675	1.2.3号 21,330	1.2.3号 31,725	1.2.3号 19,845
計	3,907,395	4,960,395	9,389,867	5,905,570	2,996,745	2,898,465

補助金内訳 3

(単位:円)

区 分	戸頭 さくらの森	みどりが丘 幼稚園	取手幼稚園	つつみ 幼稚園	あづま 幼稚園	白山幼稚園
民間保育園 職員給与改善費	1,080,000	1,080,000	1,080,000	1,080,000	1,080,000	-
民間保育園 格差是正費	1,021,020	1,021,020	1,021,020	1,021,020	1,021,020	-
民間保育園 施設管理費	615,600	820,800	432,000	518,400	788,400	-
日本スポーツ振興 センター共済掛金	1.2.3号 18,495	1.2.3号 35,235	1.2.3号 10,125	1.2.3号 38,475	1.2.3号 24,705	1.2号 13,500
計	2,735,115	2,957,055	2,543,145	2,657,895	2,914,125	13,500

補助金内訳 4

区 分	光風台 幼稚園	チュールップ ・チュールップ 第二幼稚園
日本スポーツ振興 センター共済掛金	1.2号 16,200	1号 8,775
計	16,200	8,775

※日本スポーツ振興センター共済掛金については、認定番号により単価が変わる。

[担当：子育て支援課] P.137

2401 管外保育委託に要する経費 97,610,000円 (99,994,000円)

[国・県 65,280,000円 その他 3,313,000円 一財 29,017,000円]

* 特財積算根拠

[国負：子どものための教育・保育給付費負担金 41,713,000円]

[県負：子どものための教育・保育給付費負担金 18,750,000円]

[県補：子どものための教育・保育給付費補助金 4,817,000円]

[負担金：民間保育園入所児保護者負担金 3,313,000円]

○ 目的

保護者の就労等諸事情により、管外(市外)の保育園等に入所する児童に係る経費を負担し、乳幼児の健全な心身の発達を図る。

○ 内容

保育所(園)・幼稚園・認定こども園入所委託料

(単位：延べ人数、円)

園名	0歳児	1・2歳児	3歳児	4・5歳児	計	入所委託料
管外公立保育所(園)	0	13	0	8	21	901,910
管外私立保育所(園)	14	98	50	94	256	27,328,163
管外私立施設給付型幼稚園	-	-	43	139	182	9,756,026
管外私立認定こども園1号認定	-	-	171	311	482	27,388,522
管外私立認定こども園2号3号認定	0	39	30	132	201	16,445,460
管外公立認定こども園2号3号認定	0	3	0	12	15	430,018
管外私立地域型保育園	27	72	0	0	99	15,355,606

[担当：子育て支援課] P.138

2801 子育てのための施設等利用給付に要する経費 45,498,000円 (84,395,000円)

[国・県 34,120,000円 一財 11,378,000円]

* 特財積算根拠

[国負：子育てのための施設等利用給付費負担金 22,747,000円]

[県負：子育てのための施設等利用給付費負担金 11,373,000円]

○ 目的

幼児教育・保育の無償化に伴い、次の場合に施設等利用給付を行う。

①新制度未移行園(子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園等)を利用する場合

②保育の必要性があると認定を受けた者が、認可外保育所等や幼稚園の預かり保育等を利用する場合

○ 内容

新制度未移行園・認可外保育施設・預かり保育・一時保育・病児保育・ファミリーサポートセンター事業の利用者に利用給付を行う。

(単位：円)

利用給付区分		給付上限額	年間延児童数	給付額	
施設等利用給付費	認可外保育施設等	3歳以上児	37,000	309	11,429,000
		3歳未満児	42,000	59	2,495,000
	認可保育施設	預かり保育	11,300	1,414	15,975,000
施設等利用給付費(過年度)	認可外保育施設等	3歳以上児	37,000	3	116,000
		3歳未満児	42,000	1	25,000
	認可保育施設	預かり保育	11,300	14	162,000
施設等利用給付費(教育)	新制度未移行園	満3歳以上	25,700	511	13,129,000
		預かり保育	11,300	178	2,014,000
施設等利用給付費(教育過年度)	新制度未移行園	満3歳以上	25,700	5	133,000
		預かり保育	11,300	2	20,000
合計			2,496	45,498,000	

2 児童福祉費 4 保育所費

[担当：子育て支援課] P.139

2001 保育所の管理運営に要する経費 549,104,000円 (586,385,000円)

[その他 124,871,000円 一財 424,233,000円]

* 特財積算根拠

[負担金：延長保育利用保護者負担金 1,318,000円]

[負担金：日本スポーツ振興センター災害給付負担金 134,000円]

[使用料：公立保育所使用料(保護者負担分) 80,716,000円]

[繰入金：公共施設整備基金繰入金 2,150,000円]

[繰入金：ふるさと取手応援基金繰入金 1,320,000円]

[諸収入：管外保育受託収入 1,078,000円]

[諸収入：保育所職員給食代 14,964,000円]

[諸収入：保育所児童給食代 21,992,000円]

[諸収入：一時保育利用者給食代 630,000円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 569,000円]

○ 目的

①保護者の就労または疾病等により、保育を必要とする乳幼児を公立保育所で受け入れ、保護者の社会活動を促進するとともに、乳幼児の健全な心身の発達を図る。

②戸頭北保育所の廃止に伴い、他の教育・保育施設等に移籍する児童の保護者に対し、

補助金を交付することにより、移籍に要する費用の一部を補助し、もって保育の確保を図る。

○ 内容

1. 公立保育所 6 ヲ所の運営に要する会計年度任用職員保育士等の人件費および施設管理、給食運営等の経費。
2. 戸頭北保育所移籍準備補助金

世帯数	移籍人数	移籍準備費用	補助金額
20 世帯	23 人	20,000 円	460,000 円

[担当：子育て支援課] P. 141

2101 保育所の施設整備に要する経費 1,340,000 円 (71,485,000 円)

[一財 1,340,000 円]

○ 目的

令和 3 年度をもって廃止が決定した戸頭北保育所について、老朽化した施設を解体する施設整備計画を進める。

○ 内容

戸頭北保育所解体工事設計業務委託料 1,340,000 円

3 生活保護費 1 生活保護総務費

[担当：社会福祉課] P. 145

0601 生活保護受給者就労支援に要する経費 1,370,000 円 (1,370,000 円)

[国・県 1,027,000 円 その他 3,000 円 一財 340,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：生活保護受給者就労支援事業補助金 1,370,000 円×3/4≒1,027,000 円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 3,000 円]

○ 目的

就労阻害要因の無い稼働年齢層の生活保護受給者の就労を支援するため、会計年度任用職員を雇用して就労促進と業務の円滑化を図る。

○ 内容

生活保護受給者への就労支援を積極的に働きかけることにより、対象者が就職し、自立できるよう促す。国負担率 3/4。

3 生活保護費 2 扶助費

[担当：社会福祉課] P. 146

2001 生活保護に要する経費 2,083,000,000 円 (1,964,000,000 円)

[国・県 1,617,741,000 円 その他 2,000 円 一財 465,257,000 円]

* 特財積算根拠

[国負：生活保護費負担金 2,083,000,000 円×3/4=1,562,250,000 円]

[県負：生活保護費負担金 221,964,000 円×1/4=55,491,000 円]

[諸収入：生活保護法第 78 条返還金 1,000 円]

[諸収入：生活保護法第 63 条返還金 1,000 円]

○ 目的

生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する。

○ 内容

取手市・保護世帯数	961 世帯	・扶助費	2,083,000,000 円
・保護人数	1,206 人	(内訳)	生活扶助 675,005,000 円
・保護率	11.2‰(ハ [○] ミル)		住宅扶助 294,109,000 円
(令和2年12月末現在)			教育扶助 6,092,000 円
			医療扶助 1,017,999,000 円
			介護扶助 74,157,000 円
			出産扶助 800,000 円
			生業扶助 3,295,000 円
			葬祭扶助 2,100,000 円
			施設事務費 8,506,000 円
			就労自立給付金 300,000 円
			進学準備給付金 400,000 円
			日常生活支援
			委託事務費 237,000 円

4 災害救助費 1 災害救助費

[担当：社会福祉課] P.147

2001 災害見舞金等に要する経費 273,000 円 (451,000 円)

[一財 273,000 円]

○目的

市民が災害を受けたときに、り災者又は葬祭を行う者に対して弔慰金又は見舞金、支援金をおくり、その援護と更正意欲の高揚を図る。

○内容

・災害弔慰金支給審査委員報酬 81,000 円

災害弔慰金・災害障害見舞金を支給するにあたり判定が困難な場合等に医療・保健、その他有識者により調査審議をする災害弔慰金支給審査委員会を設置する。

・災害見舞金 190,000 円

[参考] 災害見舞金の額

1. 死亡等の場合

・死亡	100,000 円
・全治3カ月以上の負傷	50,000 円
・全治1カ月以上3カ月未満の負傷	30,000 円

2. 住家、店舗及び倉庫の損壊、減失等の場合

(1) 住家全壊(全焼)	3人以下の世帯	70,000 円
	4人以上の世帯	100,000 円
(2) 住家半壊(半焼)	3人以下の世帯	30,000 円
	4人以上の世帯	50,000 円

- | | |
|--|--------------------------|
| (3) 住家部分焼 | 10,000 円 |
| (4) 住家以外の家屋焼失(20 m ² 以上の建物を対象とする) | |
| 全壊(全焼) | 20,000 円 |
| 半壊(半焼) | 10,000 円 |
| (5) 借家 | (1) から (4) まで列記の半額以下とする。 |
| 3. 床上浸水の場合 | 30,000 円 |

4 衛生費

1 保健衛生費 1 保健衛生総務費

[担当：保健センター] P.150

20 健康づくりに要する経費 1,189,000円(1,146,000円)

[国・県 164,000円 その他 79,000円 一財 946,000円]

* 特財積算根拠

[県補：健康増進事業費補助金 164,000円]

[諸収入：講座参加個人負担金 79,000円]

○ 目的

健康の保持・増進と疾病の予防を図る。

○ 内容

自らの健康は自ら守るという認識のもと、健康の保持・増進・疾病予防のために必要な知識を学ぶとともに、自分の生活習慣を見直すための教室を開催する。糖尿病予防教室や子育て支援センターを利用している母親に対する健康教育を実施する。食育活動の推進を図るため、取手市食生活改善推進協議会に健康づくり推進事業を委託する。また、今年度は、食生活改善推進員の養成講座を開催し、より活動を活発化させていく。

・健康づくり推進事業関係経費	需用費	消耗品費	82,000円
	役務費	養成講座通知切手代	2,000円
	委託料	健康づくり推進事業委託料	750,000円
		養成講座健康運動指導士委託料	8,000円
・健康教育関係経費	報償費	健康教育講師謝礼	250,000円
	需用費	消耗品費	89,000円

[担当：保健センター] P.150

2401 取手北相馬休日夜間緊急診療所運営に要する経費 28,748,000円(27,058,000円)

[その他 11,211,000円 一財 17,537,000円]

* 特財積算根拠

[負担金：取手北相馬休日夜間緊急診療所運営費負担金

守谷市 6,405,054円＋利根町 2,012,360円＋つくばみらい市 2,794,306円＝11,211,000円]

○ 目的

日曜日や祝日、年末年始における日中及び夜間並びに土曜日の夜間を含めた初期救急医療に対する医療の確保を図る。

○ 内容

取手市、守谷市、利根町及びつくばみらい市により、取手北相馬休日夜間緊急診療所の運営を公益社団法人取手市医師会に委託し、日曜日や祝日、年末年始における日中及び夜間並びに土曜日の夜間に診療所を開設し、初期救急医療体制の構築を図る。

・委託料 28,748,000円

[担当：保健センター] P. 151

2501 常総地域病院群輪番制病院運営費補助金 33,638,000 円 (33,605,000 円)

[その他 20,439,000 円 一財 13,199,000 円]

* 特財積算根拠

[負担金：常総地域病院群輪番制病院運営費負担金

常総市 5,257,529 円＋守谷市 6,967,319 円＋つくばみらい市 5,338,798 円

＋利根町 2,875,699 円＝20,439,000 円]

○ 目的

日曜日や祝日及び夜間(全日)の第二次救急医療体制として、重症患者(手術・入院を要する患者)の医療の確保を図り、また、小児救急医療輪番制により、地域の小児救急医療の確保を図る。

○ 内容

日曜日や祝日の日中及び全日の夜間において、常総地域内の宗仁会病院、JA とりで総合医療センター、取手医師会病院、東取手病院、総合守谷第一病院、守谷慶友病院、きぬ医師会病院及び水海道さくら病院の 8 病院が共同連携し、輪番方式で第二次救急医療業務を実施する。更には、JA とりで総合医療センター及び総合守谷第一病院による輪番方式により、乳幼児などを対象に小児救急医療業務を行い、経費を 4 市 1 町が補助する。

参加市町：取手市、常総市、守谷市、つくばみらい市、利根町

常総地域病院群輪番制病院運営費補助金 31,258,000 円

小児救急医療輪番制運営負担金 2,380,000 円

[担当：保健センター] P. 151

4001 公的病院等運営費補助金 120,964,000 円 (110,919,000 円)

[一財 120,964,000 円]

○ 目的

公的病院等に対し、運営費を補助することにより、救急医療の確保及び地域医療の充実を図る。

○ 内容

法人税法に規定する公益法人等のうち総務大臣が定めるものが開設する病院に対し、特別交付税に関する省令により算定した額を基準として、補助金を交付する。

令和 3 年度は、茨城県厚生農業協同組合連合会 JA とりで総合医療センター及び公益社団法人取手市医師会取手北相馬保健医療センター医師会病院に補助金を交付する。

1 保健衛生費 2 予防費

[担当：保健センター] P. 151

2001 予防接種に要する経費 245,876,000 円 (253,063,000 円)

[国・県 11,282,000 円 その他 7,000 円 一財 234,587,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：緊急風しん抗体検査等事業費補助金 11,282,000 円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 7,000 円]

○ 目的

各種感染症の発生及び蔓延を防止し、市民(国民)の免疫水準を維持するために、予防接種の接種機会を安定的に確保する。

○ 内容

予防接種法に定める定期予防接種(A類疾病、B類疾病)及び予防接種法に基づかない取手市が費用の一部を助成して行う任意予防接種を実施する。

【定期予防接種】

(A類疾病)B型肝炎・Hib感染症・小児の肺炎球菌感染症・ジフテリア・百日せき・破傷風
急性灰白髄炎(ポリオ)・結核(BCG)・麻しん・風しん・水痘・日本脳炎・ヒトパ
ピローマウイルス感染症(子宮頸がん)・ロタウイルス

(B類疾病)季節性インフルエンザ(高齢者)・高齢者の肺炎球菌感染症

【任意予防接種】

おたふくかぜ・季節性インフルエンザ(小児)・高齢者の肺炎球菌感染症

・需用費 5,871,000円

消耗品費(シール・白用紙等) 219,000円

印刷製本費(予診票等) 888,000円

医薬材料費(薬液) 4,764,000円

・役務費 1,080,000円

手数料 1,080,000円

・委託料 235,359,000円

予防接種・抗体検査委託料 235,359,000円

・扶助費 754,000円

任意予防接種助成費 2,000円

定期予防接種助成費 752,000円

<委託料内訳> 予防接種ワクチンの種類

(単位：人)

区分	予防接種ワクチンの種類	見込人数	助成
定期 予防接種	BCG	620	全額
	麻しん風しん(MR) 1期(1歳児)・2期(年長児) 5期(成人)	1,850	全額
	麻しん 1期(1歳児)・2期(年長児)	2	全額
	風しん 1期(1歳児)・2期(年長児) 5期(成人)	2	全額
	B型肝炎	1,674	全額
	ヒブ	2,232	全額
	肺炎球菌(小児)	2,232	全額
	4種混合(ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ)	2,232	全額
	3種混合(ジフテリア・百日せき・破傷風)	1	全額
	不活化ポリオ	1	全額
	水痘	1,116	全額

	日本脳炎		3,046	全 額	
	2 種混合(ジフテリア・破傷風)		591	全 額	
	HPV(子宮頸がん予防)		150	全 額	
	ロタウイルス		1,171	全 額	
	インフルエンザ(高齢者)	一般		17,825	一 部
		減免者		259	全 額
	肺炎球菌(高齢者)	一般		1,270	一 部
減免者			6	全 額	
任意 予防接種	おたふくかぜ		620	一 部	
	インフルエンザ(小児)		9,004	一 部	
	肺炎球菌(高齢者)	一般	179	一 部	
		減免者	5	全 額	
抗体検査	風しん抗体検査		3,000	全 額	

[担当：保健センター] P.152

2301 感染症予防に要する経費 1,008,000 円 (250,000 円)

[一財 1,008,000 円]

○ 目的

感染症発生の予防及び流行蔓延防止を図る。

○ 内容

市内各公共施設等に手指用消毒薬を通年で配布するために手指消毒薬を購入し、感染症対策備蓄用品の準備及び管理や、チラシ作成配布による感染症予防の周知を行う。

1 保健衛生費 3 母子衛生費

[担当：保健センター] P.152

0501 母子衛生事務に要する経費 7,081,000 円 (7,119,000 円)

[国・県 3,324,000 円 その他 19,000 円 一財 3,738,000 円]

* 特財積算根拠

[国補:子ども・子育て支援交付金 1,662,000 円]

[県補:子ども・子育て支援交付金 1,662,000 円]

[諸収入:雇用保険料本人負担分 19,000 円]

○ 目的

子育て世代包括支援センターとして、妊娠期から子育て期にわたるまで、安心して妊娠・出産・子育てができるよう、保健師等の専門職が切れ目のない総合的な相談支援を実施する。

○ 内容

妊娠期から出産、子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する相談に応じ、必要な情報・サービスの提供を行う。

すべての妊産婦の状況を把握するとともに、妊娠期または出産後に継続的な支援が必要

な方に対して、保健師等が支援プランの作成を行い、関係機関との連携を図りながら、必要な支援につなげる。

[担当：保健センター] P. 153

0502 新型コロナウイルス感染症対策経費 13,072,000 円 新規

[その他 8,960,000 円 一財 4,112,000 円]

* 特財積算根拠

[繰入金:ふるさと取手応援基金繰入金 8,960,000 円]

○ 目的

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策のために、国の特別定額給付金の給付対象とならない令和2年4月28日以降に出生した新生児の保護者に対して、感染防止のための家庭での様々な対応への支援として、新生児特別給付金を支給する。

○ 内容

新生児特別給付金の支給の対象となる新生児は、令和3年4月2日から令和4年4月1日までの間に出生し、出生届出時から申請時に本市の住民登録台帳に記録された者とする。新生児特別給付金の額は、支給対象児1人につき2万円とする。

[担当：保健センター] P. 153

20 乳幼児健診に要する経費 15,395,000 円 (15,365,000 円)

[国・県 3,878,000 円 その他 22,000 円 一財 11,495,000 円]

* 特財積算根拠

[国補:子ども・子育て支援交付金 1,939,000 円]

[県補:子ども・子育て支援交付金 1,939,000 円]

[諸収入:雇用保険料本人負担分 22,000 円]

○ 目的

家庭訪問、乳幼児健診により、生後早期からの子育て環境や、児の発育状況、母親の心身の健康状態を確認し、保護者との信頼関係を築きながら、疾病などの早期発見及び早期対応を図る。

○ 内容

(1)家庭訪問

・生後4か月までの乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

生後4か月までの乳児がいる全ての家庭に保健師・保育士等が訪問し、安心して子育てができるように支援する。

・他市町村の依頼により、里帰りしている産婦・乳児の訪問を実施する。

・継続的に支援が必要な場合には地区担当保健師が訪問し、子育て支援課や児童相談所等の関係機関及び医療機関と連携して対応する。

(2)健康診査

4か月児、1歳6か月児及び3歳5か月児を対象に健康診査を実施する。

4か月児健康診査:身体計測、診察(内科)、離乳食指導、保健指導及び図書館職員によるブックスタート

1歳6か月児健康診査:身体計測、診察(内科・歯科)、相談(発達・子育て・栄養)、保健指

導及び歯科衛生士による歯みがき指導・フッ化物塗布

3歳5か月児健康診査:身体計測、診察(内科・歯科)、相談(発達・子育て・栄養)、保健指導及び歯科衛生士による歯みがき指導・フッ化物塗布、視能訓練士による視力検査、尿検査

・4か月児健診関係経費

報酬:医師報酬 21,000円×24回 504,000円 需用費:消耗品費 34,000円

・1歳6か月児健診関係経費

報酬:医師報酬 21,000円×48回 1,008,000円

報償費:心理発達相談員・歯科衛生士謝礼 1,216,000円

需用費:消耗品費、医薬材料費 118,000円

・3歳5か月児健診関係経費

報酬:医師報酬 21,000×56回 1,176,000円

報償費:心理発達相談・視能訓練士・歯科衛生士謝礼 1,752,000円

需用費:消耗品費、印刷製本費 127,000円

委託料:3歳5か月児尿検査委託料 17,000円

(3)育児相談

乳幼児を対象として、児が健やかに成長出来るよう、保健師・栄養士・歯科衛生士・心理士が育児に関する心配事や不安についての相談を実施する。また、地域の身近な場所で相談が受けられるように、各地域子育て支援センターに専門職が外向き相談を実施する。

・育児相談関係経費 報償費:心理発達相談員・歯科衛生士・栄養士謝礼 264,000円

[担当:保健センター] P.155

21 母子保健に要する経費 75,565,000円 (84,466,000円)

[国・県 6,253,000円 その他 706,000円 一財 68,606,000円]

* 特財積算根拠

[国負:未熟児養育医療負担金 1,362,000円]

[国補:産後ケア事業補助金 1,614,000円]

[国補:産婦健康診査補助金 2,400,000円]

[県負:未熟児養育医療負担金 643,000円]

[県補:地域少子化対策重点推進交付金 234,000円]

[負担金:未熟児養育医療保護者負担金 546,000円]

[諸収入:講座参加個人負担金 160,000円]

○ 目的

出産前後の母子の健康管理、児の健全な成長発達及び保護者への教育、育児不安等の軽減を図る。

○ 内容

(1)妊婦父親教室

・プレママ教室・プレパパ教室

妊娠5・6か月頃の妊婦またはその配偶者を対象に妊娠、出産、育児について学ぶ教室を開催する。

教室名	回数
プレママ教室	3回コース×4回
プレパパ教室	5回

※プレママ教室は平日、プレパパ教室は土曜日に開催する。

(2) 母子健康教育

・1歳児歯みがき教室

1歳児を対象に予約制で実施する。育児相談・栄養相談・歯科相談を行い、生涯にわたる歯と口の健康づくりに積極的に取り組む。

・離乳食教室

前期(5～6か月頃)・後期(9～10か月頃)を対象に予約制で実施する。離乳食の進め方等の相談・指導を通し、育児の支援をしていく。

・レッツトライ高校生講座

市内の高校生を対象に、妊娠・出産の知識や男女のからだのしくみ、予防できる病気や感染症について、望ましい時期に望ましい妊娠ができるよう正しい知識を提供し、自分のライフプランを考えるきっかけとする。

・BP1プログラム

生後2～5か月の第1子を育てている母親を対象に、仲間づくりと「少し先を見通した子育ての知識」をBP1プログラムの手法を用いて提供することにより、親の役割や育児スキルを参加者同士で学びあう場とし、育児不安や育児ストレスの軽減を図る。

(3) 妊婦・乳児健康診査

・妊婦健康診査

14回の公費負担での健康診査を実施し、妊婦の健康診査費用の負担軽減を図るとともに、その結果を把握し、必要時、相談、指導を行い、健やかな妊娠と安全な出産を迎えるために支援する。

・新生児聴覚検査

初回検査と再検査に対し公費負担を実施し、聴覚障害の早期発見、早期治療を図る。

・産婦健康診査

産後初期段階で健康診査(出産後2週間頃及び1か月頃の2回)を実施し、母体の身体的機能の回復や授乳状況及び精神状態の把握を行い、母子への心身のケア(産後ケア)などの支援につなげる。

・産後ケア

出産後、育児不安や産後の体調不良があり、身近な方から家事や育児の援助を受けられないなどの場合、医療機関でデイケア(通所)やショートステイ(宿泊)の利用を通して、安心して子育てができるよう育児支援を行う。自己負担金あり。母子保健法の一部改正に伴い、対象母子を出産後おおむね4か月未満から1歳未満へ延長した。

・乳児健康診査

乳児期に第1回(3～7か月の間)、第2回(8～11か月の間)の2回公費負担での健康診査を実施し、その結果を確認し、必要時支援につなげる。

(4) フォローアップ教室

・親子教室

診率の向上を図る。なお、国民健康保険被保険者の経費は国民健康保険特別会計より支出する。各種検診は、感染対策のため完全予約制で実施していく。

・骨粗鬆症検診関係経費	需用費(消耗品費)	30,000 円
	委託料(100 人)	203,000 円
	健康運動指導士委託料	16,000 円
・乳がん検診関係経費報償費(保育士謝礼)		36,000 円
	需用費(消耗品費)	44,000 円
	委託料(超音波・X線 1,335 人)	4,519,000 円
・胃がん検診関係経費	委託料(675 人)	2,938,000 円
・子宮がん検診関係経費	需用費(印刷製本費)	18,000 円
	委託料(2,237 人)	6,191,000 円
	扶助費(クーポン対象者 1 人)	2,000 円
・大腸がん検診関係経費	委託料(1,740 人)	3,234,000 円
・肺がん検診関係経費	委託料 肺がん検診(4,440 人)	7,507,000 円
	喀痰検査(70 人)	223,000 円
・健康診査関係経費	報償費 事後指導講師謝礼	120,000 円
	需用費(消耗品費)	18,000 円
	委託料 ヘルスアップ健診(186 人)	1,394,000 円
	肝炎ウイルス検診(230 人)	739,000 円
・前立腺がん検診関係経費	委託料(1,153 人)	2,545,000 円
・歯科保健関係経費	需用費(歯周疾患検診問診票等)	112,000 円
	役務費(歯周疾患検診個別通知郵送代)	334,000 円
	委託料(286 人)	1,288,000 円
・レディースデイ健診	報償費(保育士)	96,000 円
	需用費(消耗品費)	2,000 円
	委託料(492 人)	5,180,000 円

[担当：保健センター] P.160

2401 精神保健事業に要する経費 801,000 円 (1,037,000 円)

[国・県 408,000 円 一財 393,000 円]

* 特財積算根拠

[県補：地域自殺対策強化事業費補助金 408,000 円]

○ 目的

こころの悩みや病気を抱える方及びその家族等に対する相談の場を設け、適切な支援を行うとともに、精神障害者の福祉の向上を図る。また、広く市民に対し自殺予防及び精神保健福祉に関する普及啓発を図る。

○ 内容

こころの健康相談として、精神科医師による相談を月 1 回実施する。

自殺予防対策事業については、庁内における「いのちを守るネットワーク会議」にて、検討実施していく。自殺予防週間・月間に、キャンペーンを実施し、市民への普及啓発を進める。地域における見守りと気付きに重点をおき、身近な相談者を増やすため、ゲートキ

ーパー養成講座・ミニ講座を継続して開催していく。

メンタルチェックシステム「こころの体温計」を用い、ホームページから自分のこころの健康度をチェックし、必要時に適切な相談機関についての情報を提供できる体制を整える。

・報償費(医師謝礼、ゲートキーパー養成講座講師謝礼)	400,000 円
・旅費(交通費)	2,000 円
・需用費(消耗品費・印刷製本費)	286,000 円
・委託料(メンタルチェックシステム「こころの体温計」)	113,000 円

1 保健衛生費 6 環境衛生費

[担当：環境対策課] P. 162

2101 犬猫対策に要する経費 2,873,000 円 (3,080,000 円)

[その他 2,111,000 円 一財 762,000 円]

* 特財積算根拠

[手数料:犬登録手数料 630,000 円]

[手数料:注射済票交付手数料 1,481,000 円]

○ 目的

狂犬病の予防及び公衆衛生・公共の福祉の増進を果たす。

○ 内容

犬の登録、鑑札及び狂犬病予防注射済票の交付、手数料徴収事務。

道路上の動物の死体を処理する。

動物愛護協議会事務局活動。

犬の飼い方マナー教室を開催する。

動物愛護団体との連携の一つとして、犬猫の引取りに必要となるフードを支給する。

・委託料 動物死体処理業務委託料 1,920,000 円

[担当：環境対策課] P. 164

2401 取手市外 2 市火葬場組合負担金 38,440,000 円 (33,864,000 円)

[その他 21,000,000 円 一財 17,440,000 円]

* 特財積算根拠

[諸収入:取手市外 2 市火葬場組合事務費 21,000,000 円]

○ 目的

取手市外 2 市火葬場組合により火葬場「やすらぎ苑」の管理運営等を行う。

○ 内容

火葬場「やすらぎ苑」の管理運営の適正化を図り、火葬を円滑に実施する。

【火葬場組合負担金】

(単位:千円)

構成市	平均割 30%	人口割 70%	合計	負担割合
取手市	8,985	29,455	38,440	42.781 %
守谷市	8,985	19,106	28,091	31.263 %
つくばみらい市	8,985	14,337	23,322	25.956 %
計	26,955	62,898	89,853	100.0 %

[担当：環境対策課] P. 164

3001 環境基本計画推進に要する経費 474,000 円 (485,000 円)

[その他 90,000 円 一財 384,000 円]

* 特財積算根拠

[繰入金:環境基金繰入金 90,000 円]

○ 目的

環境基本計画に定めた施策を総合的かつ計画的に推進する。

○ 内容

環境基本計画に基づき、地域の環境を保全するための施策を推進し、その進捗状況や取組による効果を検証し、見直しを行う。

・報償費 環境講座講師謝礼 20,000 円

・使用料及び賃借料

エコドライブ講習会施設使用料 28,000 円

エコドライブ講習会車両借上料 12,000 円

・負担金、補助及び交付金

取手市里山・谷津田保全「いもりの里」協議会補助金 350,000 円

コウノトリ・トキの舞う関東自治体フォーラム負担金 30,000 円

[担当：環境対策課] P. 165

3601 緑のカーテン推進に要する経費 430,000 円 (97,000 円)

[一財 430,000 円]

○ 目的

夏季の冷房に使用するエネルギーを減らし、二酸化炭素の排出削減につなげて地球温暖化防止に役立てるため、市民及び事業所に対し緑のカーテン設置の普及・促進を図る。

○ 内容

多くの市民が利用する身近な公共施設に緑のカーテンを設置することで、緑のカーテンづくりの普及・促進を図るとともに公共施設の省エネ対策に取り組む。省エネや地球温暖化対策となる緑のカーテンづくりを気軽に楽しく取り組んでいただくため、緑のカーテン講習会及び緑のカーテンコンクールを開催する。また、講座参加者に、ゴーヤの苗を配布し緑のカーテンの普及拡大を図る。NPO 法人緑のカーテン応援団との共催により緑のカーテンの情報発信・交流の場として、全国緑のカーテンフォーラムを開催する。

・需用費 緑のカーテン公共施設設置用消耗品費 181,120 円

・報償費 緑のカーテンコンクール賞品代 14,000 円

・報償費 全国緑のカーテンフォーラム基調講演講師謝礼 50,000 円

[担当：環境対策課] P. 165

3801 地球温暖化対策の推進に要する経費 4,875,000 円 (153,000 円)

[国・県 1,000,000 円 その他 2,556,000 円 一財 1,319,000 円]

* 特財積算根拠

[県補:自立・分散型エネルギー設備導入促進事業費補助金 1,000,000 円]

[繰入金:ふるさと取手応援基金繰入金 2,556,000 円]

○ 目的

市民、事業者、団体、そして市などあらゆる主体が地球温暖化に対する意識を高め、相互に連携して地球温暖化対策を推進する。

○ 内容

地球温暖化の現状や地球温暖化対策の重要性に関する情報提供や普及・啓発を図るため、地球温暖化防止対策講座を開催する。市域における再生可能エネルギーの普及・拡大を図るため、住宅用太陽光発電設備及び住宅用蓄エネルギー設備を導入する市民に対し、導入に要する経費の一部を補助する。さらに、市が排出するごみの量を削減するため、取手西小学校をモデル校として生ごみ処理機を設置し、給食残さ等の堆肥化を図る。

- ・ 報償費 講師謝礼 50,000 円
- ・ 負担金、補助及び交付金
 - 住宅用太陽光発電システム設置補助金 600,000 円
 - 自立・分散型エネルギー設備導入促進事業費補助金 1,000,000 円
- ・ 備品購入費 生ごみ処理機（1基） 2,556,000 円

1 保健衛生費 7 公害対策費

[担当：環境対策課] P.166

2001 公害対策事業に要する経費 3,930,000 円 (4,572,000 円)

[その他 100,000 円 一財 3,830,000 円]

* 特財積算根拠

[手数料:土砂等による土地の埋立等に係る特定事業許可申請手数料 100,000 円]

○ 目的

市民の健康を守り、快適な生活環境を保全するため、公害の実態を把握し、発生を未然に防止する。そのため、水質分析調査、騒音・振動測定等の監視活動とともに、工場・事業所に指導を行う。

○ 内容

- ・ 公害水質調査委託料
 - 河川水質調査委託料 506,000 円
 - 古利根沼水質調査委託料 385,550 円
 - 井戸水の有害物質調査委託料 393,690 円
- ・ 産業廃棄物対策調査委託料 928,000 円
- ・ 自動車騒音常時監視調査業務委託料 1,400,000 円

[担当：環境対策課] P.166

2501 放射能対策に要する経費 7,046,000 円 (8,593,000 円)

[国・県 6,854,000 円 一財 192,000 円]

* 特財積算根拠

[国補:放射線量低減対策特別緊急事業費補助金 6,744,000 円]

[県補:消費者行政強化事業及び推進事業費補助金 110,000 円]

○ 目的

除染作業が終了した子ども関連施設の事後モニタリング測定を継続して実施し、除染効

果の維持状況を確認するとともに、測定結果をホームページで公表し、住民の安心感の醸成を図る。また、家庭菜園等で採取した市民持込み食材の放射性物質検査を継続して実施し、食の安全・安心を確保する。

○ 内容

- ・除染実施後モニタリング業務委託料 6,563,000 円
- ・一般持込食材放射性物質検査委託料 220,000 円

2 清掃費 1 清掃総務費

[担当：環境対策課] P.168

2201 合併処理浄化槽設置整備費補助事業に要する経費 10,792,000 円 (15,961,000 円)

[国・県 7,316,000 円 一財 3,476,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：循環型社会形成推進交付金 3,583,000 円]

[県補：合併処理浄化槽設置事業費補助金 3,733,000 円]

○ 目的

生活排水による公共水域の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽の設置及び単独処理浄化槽からの転換を促進する。

○ 内容

取手市合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱に基づき、専用住宅に合併処理浄化槽を設置しようとする者に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

・合併処理浄化槽設置費補助

5人槽 @294,000×23基= 6,762,000 円

7人槽 @342,000×9基= 3,078,000 円

10人槽 @459,000×1基= 459,000 円

・単独処理浄化槽撤去費補助 @90,000×5基=450,000 円

2 清掃費 2 じん芥処理費

[担当：環境対策課] P.169

2001 じん芥収集に要する経費 363,619,000 円 (340,879,000 円)

[その他 8,737,000 円 一財 354,882,000 円]

* 特財積算根拠

[手数料：一般廃棄物許可申請手数料 115,000 円]

[手数料：粗大ごみ収集運搬手数料 7,403,000 円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 15,000 円]

[諸収入：資源物売却代 1,204,000 円]

○ 目的

家庭ごみの収集運搬を実施することにより市民の良好な生活環境を確保する。

○ 内容

市内一般家庭から排出される一般廃棄物(可燃、不燃、粗大)及び資源物(あき缶、あきビン、新聞紙、雑誌・雑紙、段ボール、紙パック、古着、プラスチック製容器包装、ペットボトル)の収集運搬を業者に委託して実施する。また、5種16分別による収集を行い、ごみの

減量及びリサイクル推進を図る。

・委託料 じん芥収集運搬委託料 355,500,000 円

可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	有害ごみ		資源物												
			乾電池・体温計	蛍光管	あき缶	無色ビン	茶色ビン	その他の色ビン	新聞紙	雑誌・雑がみ	段ボール	紙パック	古着	容器包装	プラスチック製	ペットボトル	

2 清掃費 3 ごみ減量推進費

[担当：環境対策課] P.170

2001 ごみ減量推進に関する経費 7,071,000 円 (8,193,000 円)

[一財 7,071,000 円]

○ 目的

ごみの減量及び資源の有効利用といったリサイクル推進に関する市民の自主的な取組の促進を図る。

○ 内容

生ごみ処理容器購入補助金は、購入費の2分の1(限度額3,000円、1世帯につき2基まで)を、電気式生ごみ処理機購入補助金は、購入費の2分の1(限度額20,000円、1世帯につき1基まで)を交付する。

資源回収助成金は、自治会、子供会及びPTA等の団体に対して、自主的に回収した資源物について1kg当たり4円を、その資源回収団体から依頼を受けた資源回収業者についても、回収量に応じて1kg当たり1円の助成金を交付する。

・負担金、補助金及び交付金

生ごみ処理機等購入補助金 600,000 円

資源回収団体助成金 6,000,000 円

2 清掃費 5 し尿処理費

[担当：環境対策課] P.171

2001 し尿処理事業に要する経費 35,392,000 円 (35,518,000 円)

[その他 23,220,000 円 一財 12,172,000 円]

* 特財積算根拠

[手数料:し尿処理手数料 23,220,000 円]

○ 目的

市内の清潔な生活環境を保全する。

○ 内容

市内のくみ取り式トイレのし尿くみ取りを定期的実施する。また、世帯からの要望があった際や災害時等、必要に応じて臨時のくみ取りを実施する。手数料は、し尿汲取券または口座振替によって徴収する。

・手数料 龍ヶ崎地方衛生組合搬入手数料 7,378,560 円

・委託料 し尿収集運搬委託料

27,036,000 円

[担当：環境対策課] P. 171

2101 龍ヶ崎地方衛生組合負担金 96,667,000 円 (320,230,000 円)

[一財 96,667,000 円]

○ 目的

取手市から搬出された、し尿及び浄化槽汚泥の処理を適切に行い、生活環境を保全する。

○ 内容

し尿及び浄化槽汚泥を龍ヶ崎地方衛生組合が「龍の郷クリーンセンター」において処理している。なお、龍ヶ崎地方衛生組合において実施されていた基幹的設備改良工事が令和2年度で完了し、一般経費分のみとなることから、分担金が大幅に減額となる。

分担金表

(単位:千円)

No	市町村名	投入 実績%	一般経費		令和3年度 分担金	令和2年度 分担金	比較
			均等割 5%	実績割 95%			
1	龍ヶ崎市	18.02	2,160	59,153	61,313	197,899	-136,586
2	牛久市	10.51	2,160	34,500	36,660	114,426	-77,766
3	取手市	28.79	2,160	94,507	96,667	320,230	-223,563
4	利根町	3.13	2,160	10,275	12,435	39,262	-26,827
5	河内町	6.67	2,160	21,895	24,055	72,735	-48,680
6	稲敷市	16.76	2,160	55,017	57,177	186,076	-128,899
7	美浦村	4.17	2,160	13,688	15,848	56,758	-40,910
8	阿見町	11.95	2,160	39,227	41,387	131,749	-90,362
	計	100.00	17,280	328,262	345,542	1,119,135	-773,593

5 農林水産業費

1 農業費 1 農業委員会費

[担当：農業委員会] P.175

2501 機構集積支援事業に要する経費 1,330,000円(1,084,000円)

[国・県 1,032,000円 その他 2,000円 一財 296,000円]

* 特財積算根拠

[県補：農地集積・集約化対策推進交付金 1,032,000円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 2,000円]

○ 目的

農地の利用状況を調査し、遊休農地の利用増進を図る。

○ 内容

遊休農地の現地調査及び有効利用に係る意向調査並びに農地所有者等の意向調査の実施。

会計年度任用職員報酬 1人	588,000円
雇用保険料	6,000円
会計年度任用職員費用弁償 1人	57,000円
消耗品費	18,000円
通信運搬費	365,000円
タブレット(地図情報システム)使用料	296,000円

1 農業費 3 農業振興費

[担当：農政課] P.176

2001 農業振興に要する経費 20,885,000円(16,553,000円)

[国・県 5,749,000円 一財 15,136,000円]

* 特財積算根拠

[県補：農業経営基盤強化資金利子助成補助金 40,000円]

[県補：環境保全型農業直接支払交付金 1,190,000円]

[県補：農業次世代人材投資資金 4,518,000円]

[県委：家畜伝染病予防事務交付金 1,000円]

○ 目的

各種協議会及び農業関係団体等と連携を図り、地域における農業経営の安定と活性化を目指す。

○ 内容

農業団体や各種協議会等に対する補助等及び認定農業者が農業経営安定化のために借り入れた資金に対する利子補給、地域の担い手として新規就農者や規模拡大を図る農家及び環境保全に効果の高い営農活動に対して交付金を支払う。また、農業公社が実施する事業を円滑に推進するために農業公社事業円滑化補助金を交付する。

[担当：農政課] P.179

4401 水田農業構造改革対策に要する経費 62,666,000円(65,065,000円)

[国・県 5,739,000円 一財 56,927,000円]

* 特財積算根拠

[県補:経営所得安定対策直接支払推進事業費補助金 5,739,000円]

○ 目的

米の需給環境は依然として過剰基調にあり、米価低迷が続いているが、カロリーベースでの食料自給率は約37%と諸外国と比較しても極めて低い水準にある。こうした現状からの脱却には、農家の収入の安定化と余剰水田等を活用した自給力の向上に寄与する作物の推進が必要である。そのため、国では「経営所得安定対策」を積極的に推進している。この政策を踏まえながら、地域の特性や実情に則した独自の補助事業を効果的に実施することで、米生産数量目標の達成に取り組むとともに、農業の活性化、効率的な農地利用、遊休農地の解消等を図る。

○ 内容

《令和3年産米生産数量目標等》

生産数量目標配分	7,078 t
水稲作付面積換算	1,348ha(基準単収525kg換算)
配分農家数	1,929戸

《補助金等》

補助金	予算額	備考
水田農業転作等実施補助金	52,291,000円	米生産数量を達成し、転作を実施した農家への補助
水田農業推進センター活動事業費補助金	200,000円	取手市生産調整推進センターへの活動費補助
県経営所得安定対策直接支払推進事業費補助金	5,739,000円	取手市農業再生協議会への事業費補助
水田農業転作等推進事業負担金	4,291,000円	茨城みなみ農業協同組合への事業負担金

1 農業費 4 農地費

[担当:農政課] P.179

2001 土地改良事業に要する経費 45,086,000円(45,941,000円)

[国・県 4,391,000円 地方債 11,100,000円 一財 29,595,000円]

* 特財積算根拠

[県補:湛水防除施設等管理費補助金 183,000円]

[県補:多面的機能支払交付金 4,208,000円]

[市債:災害関連事業債(地盤沈下対策分) 4,050,000円×90%≒3,600,000円]

[市債:土地改良事業債 10,000,000円×75%≒7,500,000円]

(1)福岡堰地区地盤沈下対策事業負担金【県営事業への負担金】

○ 目的

福岡堰土地改良区管内の用水路が不等沈下による逆勾配、中だるみ等の障害が生じ、農業用水の不足や排水不良が起こっているため改修を実施している。川通用水路、寺下用水路、谷井田用水路、九ヶ村用水路を改修している小貝東部2期地区は令和6年度改修完了予定。また、谷井田落排水路、鐘打落排水路等を改修している福岡堰4期地区は令和4年

度改修完了予定。これにより、農業用水の確保と農業経営の安定化を図る。

○ 内容

・事業費負担金 4,050,000 円(工事費)

事業	実施箇所	内容
地盤沈下対策事業 小貝東部 2 期地区	つくばみらい市管内 (川通用水路、谷井田用水路)	用水路改修 L=1,400m (全体 L=19,979m)
地盤沈下対策事業 福岡堰 4 期地区	つくばみらい市管内 (谷井田落排水路、鐘打落排水路)	排水路改修 L=460m (全体 L=7,937m)

(2) 守谷土地改良施設維持管理最適化事業負担金【団体営事業への負担金】

○ 目的

下高井排水機場施設の設備(除塵機・水平コンベア・操作盤・樋管スライドゲート・開閉装置)が老朽化し支障が生じている。排水機場施設の整備を改修することにより、農業用水の確保と農業経営の安定化を図る。

○ 内容

各市の負担割合は、守谷市 52.63%、取手市 40.94%、つくばみらい市 6.43%の割合で下高井排水機場施設の設備更新を実施する。守谷土地改良施設維持管理最適化事業期間は、令和 3 年度から令和 7 年度において工事を実施する。

・事業費負担金 336,000 円(工事費)

事業	実施箇所	内容
守谷土地改良施設 維持管理最適化事業	取手市域及び守谷市域	下高井排水機場施設の設備 (除塵機・水平コンベア・操作盤・樋管スライドゲート・開閉装置)

(3) 山王西部地区用排水路改修工事負担金【団体営事業への負担金】

○ 目的

当地区は、平成 16～22 年度に集落地域整備統合補助事業により担い手の育成を目的に区画整理事業を行った区域であるが、土堀水路であるため担い手等の高齢化に伴い水路機能の維持管理が困難な状況のため、生産者の労力軽減を図り、営農意欲を向上させることを目的とする。

○ 内容

山王西部地区内の小用水(土堀水路)総延長 L=190.30m について改修工事を実施する。

・事業費負担金 10,000,000 円(工事費)

(4) 小文間パイプライン整備負担金【団体営事業への負担金】

○ 目的

当地区における小用水路は土堀水路であり、地形的に中だるみを生じており、毎年の用水不足が生じているため改修工事を行うものである。これにより農業用水の反復利用と労力の軽減を図り、生産者の営農意欲を向上させることを目的とする。

○ 内容

小文間地区パイプライン整備事業の一環として行い、小用水への吐出し口までの整備に合わせ小用水(土堀水路総延長 L=625m)の改修工事を実施する。

・事業費負担金 1,980,000 円(工事費)

(5) 中内地区排水路整備工事負担金【団体営事業への負担金】

○ 目的

連絡排水路の素掘り部分をコンクリート側溝に改修することにより、機能性の向上とともに管理上の負担軽減を図ることを目的とする。

○ 内容

中内地内の連絡排水路(総延長 L=150m)の改修工事を実施する。排水路整備期間は、令和3年度から令和4年度において工事を実施する。

・事業費負担金 1,969,000 円(工事費)

(6) 多面的機能支払交付金

○ 目的

農業者又は農業者及び地域住民等で構成された組織が行う農地・水路・農道等の保全管理、農業施設の長寿命化を図る活動に対しての支援を目的とする。

○ 内容

市之代・貝塚・上高井・下高井地区、上萱場地区、浜田地区、神住地区が実施する基礎的保全管理活動(田・畑の草刈、水路泥上げ等 面積 18,720a)に対し交付する。

交付単価 (田)3,000 円/10a、(畑)2,000 円/10a

負担割合 国 1/2 県 1/4 市 1/4

・事業交付金 5,612,000 円

6 商工費

1 商工費 1 商工総務費

[担当：産業振興課] P.181

2201 自転車活用推進事業に要する経費 909,000円 新規

[一財 909,000円]

○ 目的

専門家や地域の関係団体で構成する自転車活用推進会議を設置するとともに、市民の自転車利用実態に関するアンケート等の実施により、市民の意見を反映した市独自の自転車活用推進計画を策定する。

○ 内容

自転車活用推進会議委員謝礼	405,000円
消耗品費	30,000円
印刷製本費	164,000円
通信運搬費	310,000円

1 商工費 2 商工振興費

[担当：産業振興課] P.182

2001 商工業振興助成に関する経費 25,026,000円 (25,043,000円)

[その他 3,300,000円 一財 21,726,000円]

* 特財積算根拠

[使用料：駐車場使用料 1,200,000円]

[繰入金：ふるさと取手応援基金繰入金 2,100,000円]

○ 目的

市内の商工会や商店街への助成等を行うことにより、市の商工業の発展に寄与することを目的とする。

○ 内容

(1) 商店街活性化事業補助金	1,640,000円
・商店街活性化事業補助金 7団体	1,100,000円
・駅周辺活性化事業補助金 3団体	540,000円
(2) 商工会事業補助金	19,357,000円
・取手市商工会事業補助	16,874,000円
・産業振興 ICT 推進事業	2,483,000円
(3) とりで産業まつり補助金	2,000,000円
(期 日) 令和3年11月予定	
(場 所) 取手緑地運動公園	
(参加者) 30,000人見込	
(4) 藤代商工祭補助金	1,000,000円
(期 日) 令和3年9月予定	

(場 所)藤代地区商店会大通り
(参加者)3,000 人見込

[担当：産業振興課] P. 183

2002 買い物弱者支援事業に関する経費 2,000,000 円 (2,000,000 円)

[その他 1,400,000 円 一財 600,000 円]

* 特財積算根拠

[繰入金:ふるさと取手応援基金繰入金 1,400,000 円]

○目的

既存スーパーの撤退、地元商店街の衰退、市民の高齢化に伴う買い物弱者への買い物環境の改善を図るために市内に移動販売車を巡回する。

○内容

買い物が困難な市民に対して移動販売車にて生鮮三品等の買物の場を提供する事業者に対し、取手市買い物弱者支援事業補助金交付要綱に基づき人件費の一部を支援する。

[担当：産業振興課] P. 183

2101 中小企業事業資金融資あっ旋事業に要する経費 61,515,000 円 (79,878,000 円)

[国・県 655,000 円 その他 33,000,000 円 一財 27,860,000 円]

* 特財積算根拠

[国・県:茨城県災害対策融資 (令和元年台風 15 号・19 号災害特例) 利子補給金補助金
655,000 円]

[諸収入:自治金融資金貸付金元利収入 33,000,000 円]

(1)取手市中小企業事業資金融資あっ旋制度

○ 目的

市内の中小企業者に対する事業資金の保証あっ旋をすることで、市内中小企業者の金融の円滑化を図り、企業の安定と繁栄に寄与することを目的とする。

○ 内容

茨城県信用保証協会を公的保証人とすることで事業資金の借入れを円滑にするとともに、市内金融機関に1年間の預託を行うことにより融資実行利率を低利に抑え、制度の基盤を強固なものにする。また、制度利用者に対し、保証料を補助することで制度利用者の負担軽減を図る。

・制度の概要

制 度	自 治 金 融		振 興 金 融	
内 容	1,000 万円	返済 7 年	2,000 万円	返済 7 年
保 証 料	年 0.45~1.9%(平均で 1.15% 10 万円で約 3,200 円)			

・保証料補助の内訳

制 度	金 額	備 考
自治金融	29,217,000 円	新規 95 件、過年度 148 件
振興金融		新規 60 件、過年度 90 件
自治金融・振興金融保証債務残高 2,634,757,000 円 ※令和 2 年 12 月末現在		

・預託金、寄託金

制 度	金 額	備 考
自治金融預託金	30,000,000 円	市内金融機関 6 行に預託 (令和 2 年 10 月 19 日～令和 3 年 10 月 19 日)
損失補償寄託金	900,000 円	茨城県信用保証協会に寄託

[担当：産業振興課] P. 183

2701 中小企業育成事業に要する経費 156,000 円 (157,000 円)

[一財 156,000 円]

○ 目的

取手市の農産品を含む特産品を都内等で販売する機会を設けることで、取手市及び市内事業者の PR と販路拡大による地域経済の活性化を図る。

○ 内容

農商工連携による市町村と千代田区の交流促進と会員相互の連携を図ることを目的に活動している任意団体「ちよだフードバレーネットワーク」(事務局は特定非営利活動法人農商工連携サポートセンター)の会員として、各種サービスを活用する。

・旅費	51,000 円
・駐車場使用料	4,000 円
・キッチンカー(移動販売車)レンタル料	55,000 円
・常設アンテナショップ「ちよだいちば」出店料	42,000 円
・有料道路通行料	4,000 円

[担当：産業振興課] P. 183

2801 産業振興に関する経費 43,146,000 円 (55,315,000 円)

[一財 43,146,000 円]

(1) 地域資源ブランド化事業

○ 目的

取手ブランドを全国に向けて PR するとともに、農業・観光等の振興を図り市全体の活性化を図る。

○ 内容

市内耕作放棄地でなたね等の油糧作物を栽培し、地油を生産する。

・需用費(消耗品費、搾油所及び倉庫電気代、修繕料)	216,000 円
・委託料(消防設備保守点検委託料)	27,000 円
・負担金(下高井地域振興協議会負担金)	100,000 円

(2) 産業活動支援条例に基づく奨励金

○ 目的

産業活動支援条例に基づき、市内に事業所を新設または増設する企業に対し、施設奨励金及び雇用促進奨励金を交付することにより、産業の振興及び雇用機会の拡大を図り、地域経済の活性化を図る。

○ 内容

- ・施設奨励金 42,738,000 円

[担当：産業振興課] P. 184

2804 創業支援等事業に関する経費 6,417,000 円 (4,709,000 円)

[その他 1,610,000 円 一財 4,807,000 円]

* 特財積算根拠

[諸収入：講座参加個人負担金 110,000 円]

[諸収入：地方創生に向けてがんばる地域応援事業助成金 1,500,000 円]

(1) 創業支援等事業業務委託料 3,278,000 円

○ 目的

産業競争力強化法の施行に伴い、市は創業支援等事業者(一般社団法人とりで起業家支援ネットワーク)と連携して、創業支援等事業計画を作成し、各種創業支援等事業に取り組んでいる。起業でまちを元気にする、をキーワードに起業家タウン取手の実現を目指す。

○ 内容

- ・創業スクール事業
- ・ビジネスプランコンテスト事業

(2) 産業振興チャレンジ支援事業補助金 200,000 円

○ 目的

市内で起業をした事業者に対し、起業する際に必要な初期費用を補助することにより、市内での起業を促進し、地域経済の活性化を図る。

○ 内容

一般社団法人とりで起業家支援ネットワーク(Match とりで)で起業家カードを発行された起業家に対して、申請に基づき、10,000 円を限度に補助金を交付する。なお、補助金の対象となる経費は、市内で提供されたサービスや商品のみとする。

(3) 市民事業活動促進補助金 1,439,000 円

○ 目的

事業者に対しインキュベーションオフィス等の利用料金を補助することにより、市民の事業活動を促進し、市内経済の活性化を図る。

○ 内容

インキュベーションオフィス等を利用して事業活動を行う事業者に対し、その一月当たりの利用料金(光熱水費、通信費その他事業者が実費として支払うもの及びオプションサービスにかかる費用をのぞく。)が10,000 円以上の場合、100 分の50に相当する経費を最長で連続12 か月間補助する。

(4) 創業支援事業補助金 1,500,000 円

○ 目的

連携創業支援等事業者である一般社団法人とりで起業家支援ネットワーク(Match とりで)が実施する創業支援事業に対し、取手市創業支援事業補助金交付要綱に基づき補助金を交付する。

○ 内容

市が整備し一般社団法人とりで起業家支援ネットワーク(Matchとりで)が運営するチャレンジショップ「MATCH MARKET」において、個人の起業において希望者の多い飲食店の開業に特化した創業スクールを開催する。

[担当：産業振興課] P. 184

2901 空き店舗活用事業に要する経費 3,200,000円(3,200,000円)

[一財 3,200,000円]

○目的

空き店舗の有効利用及びまちの賑わいづくりの促進のため、空き店舗に出店する者に対し、取手市空き店舗活用補助金交付要綱に基づき支援する。

○内容

・空き店舗活用事業補助金 3,200,000円

項目	補助率	補助対象経費の上限額
店舗改装費	2分の1以内	100万円以内 (起業家以外は50万円以内)
店舗の賃借料	2分の1以内	月額5万円以内で1年間

[担当：産業振興課] P. 185

3201 わくわく取手生活実現事業に要する経費 2,828,000円(2,828,000円)

[国・県 2,121,000円 一財 707,000円]

* 特財積算根拠

[県補:わくわく茨城生活実現事業補助金 2,828,000円×3/4=2,121,000円]

○目的

市内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消を図るため、東京圏から本市へ移住して就業又は起業定着に至った方に、茨城県と共同して移住支援金の給付を行う。

○内容

東京23区に在住または東京圏在住で23区に通勤する方が、当市に移住し、茨城県が移住支援金の対象とする就業先としてマッチングサイトに掲載している求人に応じた場合、もしくは県内で起業し茨城県が実施する「地域解決型起業補助金」の交付決定を受けた場合に、世帯100万円、単身60万円の移住支援金を支給する。

1 商工費 3 労働対策費

[担当：産業振興課] P. 185

2001 労働対策に関する経費 15,140,000円(25,028,000円)

[その他 10,006,000円 一財 5,134,000円]

* 特財積算根拠

[諸収入:生涯現役促進地域連携事業推進協議会貸付金元利収入 10,000,000円]

[諸収入:雇用保険料本人負担分 6,000円]

(1) 取手市地域職業相談室の運営に関する経費

○ 目的

平成 19 年 10 月開設の取手市地域職業相談室(通称:取手市ふるさとハローワーク)において、国と市が連携しながら、職業相談、職業紹介サービスを提供し、安定した雇用機会の確保、就職の促進を図る。また、「とりで起業家支援ネットワーク」や「とりで生涯現役ネットワーク(取手市生涯現役促進地域連携事業推進協議会)」との連携を図り、就労支援の充実を図る。

○ 内容

取手駅前商業施設に設置し、国と市の共同で管理運営を行う。

業務時間	毎週月～金曜日 午前 10 時～午後 5 時		
主な業務	職業相談、職業紹介と求人情報の提供		
相談員	国 2 名	受付事務	市 2 名

・会計年度任用職員報酬 1,919,000 円

・地域職業相談室賃料 2,298,000 円

(2) 生涯現役促進地域連携事業推進協議会貸付金 10,000,000 円

○ 目的

地域の実情に応じた高年齢者の多様な就業機会を確保するために、厚生労働省職業安定局委託事業である「生涯現役地域連携事業」を受託する、取手市生涯現役促進地域連携事業推進協議会に対し、事業実施に必要な事業費を貸付けする。

○ 内容

・総合相談事業(コンシェルジュ事業)

・高年齢者雇用新規開拓・啓発事業

・シンポジウム事業

・セミナー・スクール事業

1 商工費 4 働く婦人の家・勤労青少年ホーム管理費

[担当:産業振興課] P.186

2001 働く婦人の家・勤労青少年ホーム管理運営に要する経費 16,401,000 円

(12,964,000 円)

[地方債 3,000,000 円 その他 2,248,000 円 一財 11,153,000 円]

* 特財積算根拠

[市債:ゆうあいプラザ施設整備事業債 3,973,000 円×75%≒3,000,000 円]

[使用料:施設使用料 1,236,000 円]

[手数料:コピー手数料 17,000 円]

[繰入金:公共施設整備基金繰入金 973,000 円]

[諸収入:雇用保険料本人負担分 4,000 円]

[諸収入:印刷機使用料 18,000 円]

○ 目的

利用者が余暇を使い趣味の活動や学習活動をするために運営し、施設を良好な状態に保

つために維持管理を行い、利用環境の充実に寄与する。

○ 内容

働く婦人の家の適切な維持管理を行う。主な経費は、会計年度任用職員報酬、需用費、委託料、工事請負費である。また、当該地区の公共下水道の整備が完了し、供用開始となったことから、公共下水道接続工事を実施する。

- ・会計年度任用職員報酬 3,680,000 円
- ・需用費 4,367,000 円(光熱水費、修繕料ほか)
- ・委託料 3,705,000 円(施設の清掃管理委託、夜間管理委託ほか)
- ・工事請負費 3,973,000 円(公共下水道接続工事)

1 商工費 5 消費生活対策費

[担当：産業振興課] P.188

2001 消費生活対策に要する経費 11,026,000 円 (10,688,000 円)

[国・県 1,047,000 円 その他 22,000 円 一財 9,957,000 円]

* 特財積算根拠

[県補：消費者行政強化事業及び推進事業費補助金 1,047,000 円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 22,000 円]

○ 目的

消費者の利益の擁護及び増進に関する対策の推進を図り、消費生活に係る知識の普及と情報の提供に努め、市民の消費生活の安定と向上を確保することを目的とする。

○ 内容

(1) 消費生活展実施委託料 650,000 円

消費生活展は、消費者団体等が、消費生活に関する題材を多面的かつ具体的に取り上げ、一般消費者(市民)の方々へ情報提供や消費者力向上を目的とし、開催する。

(2) 消費生活センター相談業務

商品やサービスの契約及び多重債務等に関する相談、苦情、問合せを受け付け、助言・あっ旋・情報提供などを行う。また、消費者の自立を促し消費者被害の未然防止を図る。

業務日	月曜日～金曜日
相談時間	午前9時～午後4時
相談員数	3人

(3) 消費者トラブル等未然防止啓発事業

市民の方々が、悪質商法や特殊詐欺など消費者トラブル、消費者被害を未然に防ぎ、安心した消費生活を営むことができるよう、街頭キャンペーン、消費者セミナー、出前講座など啓発事業を実施。

1 商工費 6 観光費

[担当：産業振興課] P.189

2001 観光事業に関する経費 39,925,000 円 (44,985,000 円)

[一財 39,925,000 円]

○ 目的

取手市の魅力を全国に発信し、観光事業の振興を図るため、市観光協会の各事業への助成等を行い、郷土愛の高揚に貢献する。

○ 内容

- (1) 小堀古利根周辺の清掃管理委託料 360,000 円
- (2) 漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会負担金 542,000 円
(茨城県国際観光テーマ地区推進協議会負担金 70,000 円含む)
- (3) 市観光協会補助金 39,003,000 円

観光協会一般補助金	4,223,000 円
花火大会補助金	30,680,000 円
たこあげどんどもつり補助金	2,050,000 円
桜ライトアップ事業補助金	750,000 円
取手駅前にぎわい創出事業補助金	1,300,000 円

観光協会主催イベント

イベント名	実施予定期日	場 所	来場者見込
第 67 回とりで利根川大花火	令和 3 年 9 月中旬	取手緑地運動公園	100,000 人
第 54 回とりで利根川 たこあげ大会	令和 4 年 1 月	取手緑地運動公園	2,500 人
第 52 回とりで利根川 どんどもつり	令和 4 年 1 月	取手緑地運動公園	2,500 人
第 9 回とりで観光フォト コンテスト	令和 4 年 2 月中旬	ふじしろ図書館	—
第 5 回取手駅前にぎわいフェスタ	令和 4 年 3 月下旬	取手ウェルネス プラザ	2,500 人
第 18 回桜ライトアップ事業	令和 4 年 3 月下旬	老人福祉センター 「さくら荘」	2,500 人

7 土木費

2 道路橋りょう費 2 道路維持費

[担当：管理課] P.195

2001 道路維持補修に要する経費 359,713,000円(319,559,000円)

[国・県 62,232,000円 地方債 60,400,000円 その他 34,617,000円]

一財 202,464,000円]

* 特財積算根拠

[国補：防災・安全交付金(インフラ老朽化対策分) 113,151,000円×55%≒62,232,000円]

[市債：市道整備事業債(103,151,000円-62,232,000円)×90%≒41,600,000円]

[市債：市道整備事業債 25,179,000円×75%≒18,800,000円]

[使用料：道路使用料 15,690,000円]

[繰入金：公共施設整備基金繰入金 18,879,000円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 48,000円]

○ 目的

総延長約1,000kmの市道を安全・快適に利用できるように道路施設の点検・維持・修繕を行う。また、橋梁や道路施設の点検を実施し補修を計画的に行う。

○ 内容

道路施設で破損があった場合に、専門的な技術及び機器等を使用しなければならないような破損については専門業者に修繕を依頼し、破損の程度が小さく職員で補修できるものについては補修材料を購入して補修する。なお、委託料は、街路樹の剪定、道路法面の草刈、道路構造物の処分費等の維持管理に要する経費及び道路の側溝、路面の清掃、取手・藤代各駅のエレベーター、エスカレーターの点検・清掃等に要する経費である。

橋梁においては、二巡目の定期点検を行い、前年度までの修繕詳細設計を基に橋梁及び横断歩道橋の補修工事を実施する。横断歩道橋については2橋の補修工事実施設計を行う。

工事請負費	橋梁補修工事費(橋梁3橋・横断歩道橋1橋)	81,910,000円
委託料	橋梁点検委託料(45橋)	10,000,000円
	横断歩道橋補修工事実施設計委託料(2橋)	21,241,000円

2 道路橋りょう費 3 道路改良費

[担当：道路建設課] P197

20 道路改良に要する経費 236,453,000円(121,583,000円)

[地方債 221,200,000円 一財 15,253,000円]

* 特財積算根拠

[市債：市道整備事業債 61,311,000円×90%≒55,000,000円]

[市債：合併特例債 175,142,000円×95%≒166,200,000円]

○ 目的

生活に密着した道路を拡幅整備し、緊急時の救急車両の通過や交通の利便性を図る。

○ 内容

道路改良事業を実施する。各路線の事業費・内容等は次のとおり。

(単位:円)

事業名	事業費	事業内容
2016 井野団地外周道路 (市道 0115 号線他)	84,766,000	改良工事 L=280m 84,766,000
2031 戸頭新屋敷 (市道 2241 号線他)	14,289,000	用地測量業務委託 N=1 式 14,289,000
2040 井野台四丁目 (市道 3276 号線他)	37,236,000	補償算定調査業務委託 N=1 式 10,245,000 不動産鑑定土地評価業務委託 N=1 式 1,995,000 用地費 A=330 m ² 14,520,000 物件移転補償 N=1 式 10,000,000 損失補償 N=1 式 476,000
2041 井野台 (市道 3453 号線他)	45,892,000	改良工事 L=250m 45,892,000
2042 米ノ井弁才天 (市道 0203 号線)	5,489,000	用地測量業務委託 N=1 式 5,489,000
2057 片町 (市道 5379 号線)	44,484,000	改良工事 L=220m 44,484,000
2089 桑原 (市道 3100 号線他)	4,297,000	不動産鑑定土地評価業務委託 N=1 式 2,178,000 用地費 A=200 m ² 2,000,000 損失補償 N=1 式 119,000

2016 井野団地外周道路(市道 0115 号線他)



2031 戸頭新屋敷(市道 2241 号線他)



2040 井野台四丁目(市道 3276 号線他)



2041 井野台(市道 3453 号線他)



2042 米ノ井弁才天(市道 0203 号線)



2057 片町(市道 5379 号線)



2089 桑原(市道 3100 号線他)



[担当：道路建設課] P. 198

25 通学路整備に要する経費 120,489,000 円 (115,000,000 円)

[国・県 66,000,000 円 地方債 51,700,000 円 一財 2,789,000 円]

* 特財積算根拠

[国補:防災・安全交付金(生活空間の安全確保分) 120,000,000 円×55%=66,000,000 円]

[市債:合併特例債 (120,489,000 円-66,000,000 円)×95%=51,700,000 円]

○ 目的

小中学生の通学路の歩道整備等を行い、児童等の安全対策を図る。

○ 内容

道路改良事業を実施する。各路線の事業費・内容等は次のとおり。

なお、通学路安全対策プログラムに基づき危険箇所対策として、道路改良及び安全対策施設整備を求められた箇所について、安全対策を行うものである。

(単位:円)

事業名	事業費	事業内容
2512 山王 (市道 4262 号線他)	55,314,000	不動産鑑定評価業務委託 N=1 式 314,000 土地評価業務委託 N=1 式 2,805,000 改良工事 L=240m 49,215,000 用地費 A=150 m ² 900,000 電柱移設補償費 N=4 本 2,000,000 損失補償 N=1 式 80,000
2520 野々井 (市道 2759 号線他)	65,175,000	改良工事 L=260m 65,000,000 付帯工事 N=1 式 175,000

2512 山王(市道 4262 号線他)



2520 野々井(市道 2759 号線他)



3 都市計画費 1 都市計画総務費

[担当：都市計画課] P. 202

0801 桑原地区整備推進に要する経費 14,044,000 円 (152,105,000 円)

[一財 14,044,000 円]

○ 目的

桑原地区において組合施行の土地区画整理事業による大規模な商業・業務施設を核とした新市街地を創出し、市の求心力を高めることで、市民生活環境の向上だけではなく、雇用の創出や若者世代の定住化を促進し、まちの活力を高めていくことを目的として、土地区画整理事業の事業化に向けた国や県等との関係機関協議を進めるとともに、桑原地区土地区画整理準備組合に対する事業化支援を行う。

○ 内容

土地区画整理事業の早期事業化を実現するため、市街化区域編入等の都市計画決定に向けた国や県等との関係機関協議を進めるとともに、準備組合・事業協力者と協働して、土地区画整理組合の設立に向けた関係権利者の合意形成を支援する。

桑原地区都市計画決定支援業務委託料	14,036,000 円
その他の経費	8,000 円

[担当：都市計画課] P. 202

2501 都市交通政策の推進に要する経費 117,721,000 円 (119,372,000 円)

[一財 117,721,000 円]

○ 目的

市民の日常の移動手段を確保する観点から、コミュニティバスの運行や民間路線バスへの支援を通じて、市内公共交通網の維持・整備を図る。

コミュニティバスについては、公共公益施設や中心市街地へのアクセスを確保すること

により、市民の生活利便性の向上を図るとともに、高齢者等の交通弱者の移動手段を確保することを目的に運行するものである。

民間路線バスについては、市民の公共公益施設等へのアクセスの確保及び広域的・幹線的な交通手段を確保するため、特定の路線の運行に対する支援を行うものである。

○ 内容

コミュニティバスは、市内7路線を7台の車両で運行し、その運行経費と運賃等の差額分を運行事業者に補償する。バス車両については、7台すべてが低床で高齢者等においても乗り降りしやすい車両をリースし運行する。

路線バスについては、バス運行事業者に対し、取手駅西口からグリーンスポーツセンターを經由し戸頭駅を結ぶ路線の運行経費の一部について補助し、また、取手駅や藤代駅を発着として複数市間を運行する路線の維持を図るため、国、県及び沿線市と経費の一部を負担する。

コミュニティバス運行経費補償金	91,151,000円
コミュニティバス使用料	17,036,000円
路線バス運行事業補助金	7,300,000円
路線バス運行事業負担金	1,966,000円
その他の経費	268,000円

3 都市計画費 2 建築指導費

[担当：建築指導課] P.204

2001 狭あい道路拡幅事業に要する経費 1,350,000円 (1,850,000円)

[その他 1,350,000円]

* 特財積算根拠

[手数料:建築許可手数料 145,000円]

[手数料:建築認定手数料 933,000円]

[手数料:開発行為許可申請手数料 272,000円]

○ 目的

狭あい道路は環境衛生や災害時の消防、救急活動に支障を来すため、狭あい道路を拡幅し解消することが安全安心なまちづくりにつながる。狭あい道路に接する敷地所有者等が建築行為を行う際に、建築基準法の規定により既存塀等を撤去し道路を拡幅する場合、既存塀等の撤去及び再築造費用並びに道路後退部分を分筆して道路とするための費用を市が補助することにより、狭あい道路の拡幅を促進し、同法の主旨徹底を図るとともに、安全安心なまちづくり及び快適な住環境の整備に寄与することを目的とする。

○ 内容

(1) 狭あい道路拡幅整備促進補助金 700,000円

幅員が4mに満たない道路に接する敷地において、道路を拡幅するために道路後退部分に

あるブロック塀等を撤去、後退した位置に再築造したりする場合に補助金を交付する。

本年度の撤去及び再築造の補助予定件数は次のとおり。

補助金の名称	件数	金額
狭あい道路拡幅整備促進補助金	解体 6件	300,000円
	再築造 4件	400,000円
計	10件	700,000円

補助の金額算定は次のとおり。

区分	撤去補助金額 (限度額 50,000円)	再築造補助金額 (限度額 100,000円)
コンクリートブロック塀、土留	5,000円/㎡	10,000円/㎡
板塀、トタン塀、フェンス類	1,000円/㎡	5,000円/㎡
生垣	移植	—
	伐採	500円/㎡

区分	撤去補助金額 (限度額 50,000円)	再築造補助金額 (限度額 300,000円)
擁壁 (H:50cm以上)	5,000円/㎡	30,000円/㎡

(2) 建築行為等に係る分筆測量補助金 650,000円

幅員が4mに満たない道路に接する敷地において、道路後退を行い、その後退部分を分筆し、公衆用道路に地目変更または市へ寄付する場合に補助金を交付する。

本年度の地目替及び寄付の補助予定件数は次のとおり。

補助金の名称	件数	金額
建築行為等に係る分筆測量補助金	分筆地目替 1件	50,000円
	分筆寄付 4件	600,000円
計	5件	650,000円

補助の金額算定は次のとおり。

区分	地目変更の場合 (限度額 50,000円)	寄付の場合 (限度額 150,000円)
分筆測量	見積額(査定額)×1/2	見積額(査定額)

[担当：建築指導課] P. 205

2101 木造住宅耐震事業に要する経費 1,385,000円 (1,185,000円)

[国・県 1,012,000円 一財 373,000円]

* 特財積算根拠

[国補：社会資本整備総合交付金(地域住宅交付金分) 500,000円×1件=500,000円]

[国補:社会資本整備総合交付金(住宅・建築物安全ストック形成分)

77,000円×5件×1/2≒192,000円]

[県補:木造住宅耐震化支援事業費補助金 320,000円]

○ 目的

木造住宅の耐震診断を実施することで、地震に対する建築物の安全性に関する知識の普及・向上を図り、耐震改修等に対して補助をすることにより改修を促進させ、今後予想される地震災害から市民の生命、財産を守ることを目的とする。

○ 内容

木造の一戸建住宅で昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築された等、条件のいずれにも該当する建築物に対して耐震診断士を派遣し、無料耐震診断を行う。また、耐震診断の「上部構造評点」が1.0未満の住宅等、条件のいずれにも該当する建築物の耐震改修設計や耐震改修工事を行う場合に費用の一部を補助する。

本年度の木造耐震診断件数及び補強工事に対する補助予定件数は次のとおり。

名 称	件 数	金 額
木造住宅耐震診断委託料	5 件	385,000 円
木造住宅耐震補強補助金	1 件	1,000,000 円
計	6 件	1,385,000 円

木造住宅耐震診断委託料の金額算定は次のとおり。

委託料=70,000円×5件×1.10

木造住宅耐震補強補助金の金額算定は次のとおり。

補助金=限度額1,000,000円(耐震改修設計+耐震改修工事)又は耐震改修工事費の8/10のいずれか低い額×1件

3 都市計画費 3 地籍調査費

[担当:管理課] P.205

2001 地籍調査事業に要する経費 20,791,000円(1,403,000円)

[国・県 12,750,000円 一財 8,041,000円]

* 特財積算根拠

[県負:地籍調査費負担金 17,000,000円×75%=12,750,000円]

○ 目的

国土調査法に基づき、地籍の明確化を図るために一筆毎の土地について、その所有者、地番及び地目の調査並びに境界及び地積に関する測量を行い、その結果に基づき地図及び簿冊を作成する事業である。これらの成果は、法務局に送付され登記内容が改められることをはじめ、個人の土地取引、公共事業、固定資産税の課税など、およそ土地に関する行為のための基礎資料となり、様々な分野で活用されることとなる。

＊ 特財積算根拠

[国補:防災・安全交付金(生活空間の安全確保分) 50,000,000円×55%=27,500,000円]

[市債:合併特例債 (50,346,000円-27,500,000円)×95%≒21,700,000円]

○ 目的

本路線は、近隣から北浦川緑地へのアクセス道路として位置づけられており、北浦川緑地の整備事業(茨城県事業)と一体的に整備を進めている路線である。

○ 内容

・不動産鑑定評価業務委託 N=1 式	346,000 円
・軟弱地盤解析業務委託 N=1 式	13,640,000 円
・土地評価業務委託 N=1 式	3,003,000 円
・残土処分工事 V=4,000 m ³	20,032,000 円
・用地費 A=2,700 m ²	33,119,000 円
・損失補償 N=1 式	238,000 円

2201 都市計画道路 3・5・23 号北敷・沼附線



3 都市計画費 6 都市排水費

[担当:排水対策課] P. 211

27 都市排水整備に要する経費 99,970,000円 (93,148,000円)

[地方債 94,000,000円 一財 5,970,000円]

＊ 特財積算根拠

[市債:合併特例債 99,094,000円×95%≒94,000,000円]

○ 目的

家屋への浸水被害や道路冠水を解消し、雨水排水路整備をすることで居住環境の改善を図る。

○ 内容

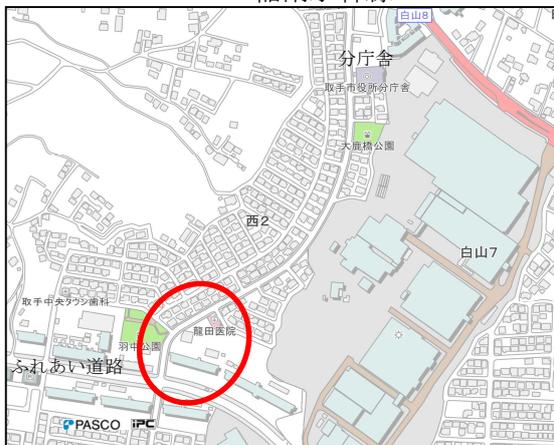
今年度は、藤代地区や西二丁目地区の家屋調査や雨水排水整備工事及び敷地内雨水流出を抑制するための雨水浸透施設設置費用の一部を助成する。

都市排水整備事業一覧

(単位：円)

事業名	事業費	事業内容
2720 稲雨水幹線	41,315,000	雨水排水工事 40,315,000 U400 L≒275m 補補賠(地下埋設物移設) 1,000,000
2751 雨水排水流出抑制対策	205,000	浸透柵・浸透地下埋設管設置助成金 1～3号施設:3件 205,000
2765 藤代横町雨水排水	58,450,000	家屋事前調査 671,000 雨水排水工事 55,979,000 □1300×500 L≒97m φ250 L≒12m 補補賠(地下埋設物移設) 1,800,000

2720 稲雨水幹線



2765 藤代横町雨水排水



3 都市計画費 7 公共下水道事業費

[担当：排水対策課] P. 212

2001 取手地方広域下水道組合負担金 1,620,000,000円 (1,650,000,000円)

[一財 1,620,000,000円]

○ 目的

生活汚水の排除処理及びトイレの水洗化による公共水域の水質保全や住環境の改善を図る。また、下水道施設の建設改良を図る。

○ 内容

負担金	1,400,000,000円	
雨水処理に要する経費に対する負担金		98,805,000円
分流式下水道に要する経費等に対する補助金		1,217,125,000円
企業債の元金償還等に対する補助金		84,070,000円
事業別負担金	10,000,000円	
浸水対策事業（計画検討委託）		10,000,000円
出資金	210,000,000円	
下水道施設の建設改良費に対する出資金		210,000,000円

3 都市計画費 8 公園緑地費

[担当：水とみどりの課] P.215

2701 公園維持管理に要する経費 125,030,000円（172,815,000円）

[その他 11,916,000円 一財 113,114,000円]

* 特財積算根拠

[使用料：公園施設使用料 7,600,000円]

[使用料：公園施設占用料 809,000円]

[使用料：公園敷地使用料 11,000円]

[繰入金：公共施設整備基金繰入金 2,970,000円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 55,000円]

[諸収入：資源物売却代 50,000円]

[諸収入：自動販売機売上配分金 336,000円]

[諸収入：自動販売機電気料 85,000円]

○ 目的

公園の樹木や芝生、スポーツ施設・トイレ・駐車場や遊具などを適切に維持管理を行うとともに、公園施設の保安全管理を実施し、利用者に潤いと安らぎのある空間を提供する。

○ 内容

・樹木の剪定、除草、トイレの清掃、遊具や浄化槽などの施設点検、駐車場やスポーツ施設の施設、施設の修繕などを行う。

委託料

・取手緑地運動公園・とがしら公園及び他公園管理委託料

(内訳)

取手緑地運動公園内 除草、中低木の刈込	10,153,000円
高井城址公園他 34公園 芝刈、除草、中低木の刈込	6,303,000円
相野谷川親水公園他 18公園 除草、中低木の刈込	7,293,000円
とがしら公園、宮ノ前ふれあい公園 清掃、芝刈、除草	8,193,185円

・公園美化業務委託料		
市内公園 58 箇所 除草		5,073,128 円
・公園管理委託料		
市内公園 39 箇所 自治会への除草委託		5,544,000 円
・公園管理及びトイレ清掃業務委託料		
向原公園他 10 箇所 鍵の開閉、トイレ清掃、巡視清掃		6,555,000 円
・下高井近隣公園管理委託料		
ゆめみ野公園他 4 公園 芝刈、除草、中低木の刈込、トイレ清掃		4,636,000 円
・公園遊具定期点検委託料	161 公園 計 509 基	3,245,000 円
・小貝川緑地管理委託料		
小貝川リバーサイドパーク 芝刈、除草、中低木の刈込、花壇管理		5,555,000 円
・藤代地区他公園管理委託料		
中内大塚線緑道他 4 箇所 除草、中低木の刈込		7,040,000 円
・草枝処分委託料		
放射性物質の影響により常総環境センターにおいて処分ができない草枝等の処分を業者に委託		5,000,000 円
使用料及び賃借料		
・公園管理用機械借上料 高所作業車、草刈機等		600,000 円
・公園敷地借上料 8 公園		3,951,000 円

[担当：水とみどりの課] P. 217

3301 水辺利用推進に要する経費 2,565,000 円 (3,205,000 円)

[その他 840,000 円 一財 1,725,000 円]

* 特財積算根拠

[繰入金:ふるさと取手応援基金繰入金 840,000 円]

○ 目的

利根川及び小貝川河川敷の水辺でイベント等を開催し、河川愛護・河川美化への市民意識の高揚と水辺利用の推進を図る。

○ 内容

「とりで利根川河川まつり」「利根川レンタサイクル事業」により利根川及び小貝川河川敷の利用促進、市民の交流、利根川上下流地域との交流を図る。

・とりで利根川河川まつり委託料 1,000,000 円

10月第1日曜日に取手緑地運動公園を会場に行う「第23回とりで利根川河川まつり」実施業務を委託する。

・レンタサイクル管理業務委託料 654,000 円

4月1日から11月30日、3月20日から3月31日までの土・日・祝日の午前9時から

午後4時までの貸出業務を委託する。

[担当：水とみどりの課] P.217

3401 小堀の渡し運航に要する経費 14,817,000 円 (14,812,000 円)

[その他 500,000 円 一財 14,317,000 円]

* 特財積算根拠

[使用料:渡船使用料 500,000 円]

○ 目的

小堀の渡しは、小堀地区住民の生活の足だけでなく、河川敷を訪れる誰もが利用できる取手市の貴重な観光資源である。利根川の景色を楽しみ自然を体感する機会を提供することを目的とし運航する。

○ 内容

小堀船着場、取手緑地運動公園駐車場前船着場、取手ふれあい栈橋の3箇所の船着場を循環する形で渡船を運航する。料金は、一航路につき200円(小学生は半額)とし、小堀地区住民や障がい者、乳幼児は無料とする。

小堀の渡し運航業務委託料 14,288,000 円

小堀船着場、取手緑地運動公園駐車場前船着場、取手ふれあい栈橋の3箇所の船着場を循環する形で1日7便運航する。毎週水曜日及び年末年始は運休する。

観光船としての渡船事業を市内外にPRして、集客を図る。

[担当：水とみどりの課] P.218

3501 舟運交流推進に要する経費 510,000 円 (1,279,000 円)

[一財 510,000 円]

○ 目的

利根川下流域19市町村により、「利根川舟運・地域づくり協議会」を組織し、舟運を通じて水面・空間の利用促進、沿川の交流・連携を行う「利根川舟運による地域活性化事業」の実施により沿川市町村相互の地域活性化を図る。

○ 内容

利根川舟運による地域活性化事業を実施し、観光資源や地域特産品の紹介等による地域の交流・連携を促進する。

舟運交流推進事業委託料 476,000 円

利根川舟運事業実施に係る舟運ツアー催行時のバスや船の運航を委託する。

[担当：水とみどりの課] P.218

3801 北浦川緑地管理に要する経費 24,381,000 円 (23,430,000 円)

[国・県 10,914,000 円 その他 2,385,000 円 一財 11,082,000 円]

＊ 特財積算根拠

[県委:北浦川緑地管理委託金 10,914,000 円]

[使用料:公園施設使用料 1,000,000 円]

[使用料:公園敷地使用料 7,000 円]

[諸収入:自動販売機売上配分金 1,274,000 円]

[諸収入:自動販売機電気料 104,000 円]

○ 目的

北浦川緑地を適正に維持管理し、利用者の利便性の向上を図る。

○ 内容

公園内の樹木の剪定・草刈り・清掃及びサッカー場（人工芝）の維持管理を行う。

委託料	北浦川緑地清掃及び巡視点検業務委託	3,597,000 円
	北浦川緑地植栽管理業務委託	18,667,000 円
	北浦川緑地浄化槽保守点検及び清掃業務委託	310,000 円
	北浦川緑地遊具安全点検業務委託	170,000 円
	北浦川緑地人工芝管理業務委託	484,000 円

4 住宅費 1 住宅管理費

[担当：管理課] P. 220

2001 市営住宅管理に要する経費 85,859,000 円 (68,748,000 円)

[国・県 29,250,000 円 地方債 35,700,000 円 その他 20,859,000 円 一財 50,000 円]

＊ 特財積算根拠

[国補:社会資本整備総合交付金(地域住宅交付金分) 65,000,000 円×45%=29,250,000 円]

[市債:市営住宅整備事業債 (65,000,000 円-29,250,000 円) ×100%≒35,700,000 円]

[使用料:住宅使用料 20,859,000 円]

○ 目的

住宅に困窮する低額所得者に対して、低廉な家賃の賃貸住宅を供給することにより、市民生活の安定と、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

○ 住宅概要

(R3.1.31 現在)

管理戸数	利用戸数	空家戸数	政策空家戸数
281 戸	177 戸	80 戸	24 戸

※政策空家とは、市営住宅の老朽化が著しい住宅、入居に適さない住宅で政策的に入居募集を停止した住宅のこと。

住宅名	構造・階数	建設年次	住戸面積	管理戸数	家賃(円/月)
宮和田住宅	木造・1階	昭和26年	23.1㎡	2戸	600円～900円
舟山住宅	木造・1階	昭和38年	32.2㎡	8戸	4,300円～6,400円
南住宅	木造・1階	昭和40年	31.6㎡	4戸	4,100円～6,100円
第二南住宅	PC造・1階	昭和41年	31.4㎡(36.5㎡)	16戸	4,300円～7,500円
野々井住宅	PC造・1階	昭和42年	31.4㎡(36.5㎡)	20戸	4,900円～8,700円
第二野々井住宅	PC造・1階	昭和43年	31.4㎡	15戸	5,200円～7,900円
西方住宅	PC造・1階	昭和43年	36.5㎡	25戸	5,700円～8,700円
大根住宅	PC造・2階	昭和44～46年	39.5㎡(42.7㎡)	121戸	10,000円～12,200円
駒場住宅	PC造・2階	昭和47年	42.7㎡	14戸	14,900円～19,300円
駒場住宅A棟	PC造・4階	昭和48年	46.6㎡	32戸	14,300円～21,300円
駒場住宅B棟	PC造・4階	昭和49年	46.6㎡	24戸	14,500円～21,600円

◇修繕料 6,700,000円

・住宅修繕(玄関ドア修繕、壁クロス張替え、床板張替え、水廻り修繕等)

◇火災保険料 252,000円

(加入物件:11団地281戸、1集会所)

◇委託料 1,267,000円

・高架水槽清掃委託(駒場住宅A・B棟:高架水槽2基・受水槽1基) 123,000円

・住宅空地等草刈業務委託 1,012,000円

(大根住宅法面:A=820㎡、西方住宅法面:A=410㎡、その他:A=14,120㎡)

・汚水雨水管清掃委託(第二南住宅敷地内側溝:L=39.4m) 132,000円

◇使用料及び賃借料 12,331,000円

・住宅敷地借上料(市営住宅9団地ほか:A=40,869.10㎡) 12,226,000円

◇工事請負費 65,000,000円

・第二南住宅(16戸)外壁・屋根防水工事 24,000,000円

・西方住宅(25戸)外壁・屋根防水工事 41,000,000円

[担当:都市計画課] P.220

2301 定住化促進住宅政策に要する経費 40,487,000円(44,087,000円)

[国・県 18,000,000円 その他 15,710,000円 一財 6,777,000円]

* 特財積算根拠

[国補:社会資本整備総合交付金(地域住宅交付金分) 40,000,000円×45%=18,000,000円]

[繰入金:ふるさと取手応援基金繰入金 15,710,000円]

○ 目的

急速に進展する少子高齢化に対し、まちの活力を創出し、持続可能なまちづくりを進め

るため、子育て世代等の市内定住化を促進し、あわせて魅力ある住環境の整備を図る。

○ 内容

良質な新築住宅の取得や中古住宅のリノベーションに対する補助、シニア世代の持家を活かした子育て世代への家賃補助等を行う。

定住化促進住宅補助金	40,000,000 円
住宅取得補助金	@450,000 円×78 戸=35,100,000 円
住宅リノベーション補助金	@300,000 円×13 戸= 3,900,000 円
シニア層の持家活用よる住み替え支援補助金	@200,000 円× 5 戸= 1,000,000 円
その他の経費	487,000 円

8 消防費

1 消防費 1 常備消防費

[担当：消防本部 総務課] P.222

0501 消防総務事務に要する経費 23,809,000 円 (21,317,000 円)

[その他 2,760,000 円 一財 21,049,000 円]

* 特財積算根拠

[手数料:危険物許認可手数料 429,000 円]

[手数料:コピー手数料 1,000 円]

[繰入金:ふるさと取手応援基金繰入金 2,330,000 円]

○ 目的

消防を取り巻く環境の変化に適正かつ迅速に対応し、各種災害による被害の軽減及び地域住民の多様化するニーズに応えるため、消防活動能力の向上、消防体制の充実強化を図る。

○ 内容

- ・ 自動体外式除細動器リース料 3,943,000 円
市内の公共施設、小・中学校、コンビニエンスストアなどに104台を設置する。
- ・ 防火衣リース料 5,904,000 円
消防活動のため、151着を消防職員に貸与する。
- ・ 消防用備品 1,109,000 円
消防用備品は、水難救助資機材、化学防護服（レベルB、Cタイプ）、墜落防止器具等を整備する。
- ・ 自動体外式除細動器収納ボックス 2,594,000 円
学校校舎内に設置している自動体外式除細動器（AED）の利便性向上のため、学校敷地内の屋外へ自動体外式除細動器（AED）収納ボックス20台を設置する。

[担当：消防本部 総務課] P.224

2201 消防庁舎の管理運営に要する経費 162,929,000 円 (214,780,000 円)

[地方債 132,100,000 円 その他 9,493,000 円 一財 21,336,000 円]

* 特財積算根拠

[市債:合併特例債 139,090,000 円×95%≒132,100,000 円]

[繰入金:公共施設整備基金繰入金 9,270,000 円]

[諸収入:いばらき指令センター基地局電気使用料 223,000 円]

○ 目的

災害活動の拠点施設である消防庁舎を大規模改修し、機能の向上及び庁舎の長寿命化を

図る。また、経年劣化した戸頭消防署及び吉田消防署の電話機入替工事を実施する。

○ 内容

- ・ 戸頭消防署改修工事実施設計業務委託料 4,760,000 円
翌年度の改修工事に向け戸頭消防署改修工事実施設計業務委託を行う。
内部改修工事（女性用当直勤務施設含む）、電気設備改修工事（LED化等）、空調設備改修工事等の実施設計業務委託を行う。
- ・ 吉田消防署大規模改修工事監理業務委託料 4,330,000 円
- ・ 吉田消防署大規模改修工事 130,000,000 円
- ・ 下水道受益者負担金 741,000 円
吉田消防署大規模改修工事及び工事監理業務委託を行う。
屋根、外壁防水工事、内部改修工事、電気設備改修工事（LED化等）、空調改修工事、下水道接続工事等を行う。
- ・ 電話機入替工事 2,543,000 円
戸頭消防署及び吉田消防署の経年劣化した電話機の入替え工事を行う。

[担当：消防本部 総務課] P.227

3401 いばらき消防指令センターに要する経費 63,152,000 円 (53,805,000 円)

[地方債 35,000,000 円 その他 5,000 円 一財 28,147,000 円]

* 特財積算根拠

[市債:緊急防災・減災事業債 35,094,000 円×100%≒35,000,000 円]

[諸収入:いばらき指令センター設備保険料受入金 5,000 円]

○ 目的

県内 20 消防本部 33 市町が共同運用する消防指令管制業務は、業務の効率化を推進するとともに、各消防本部の連携及び情報共有化が可能となり隣接地域や大規模災害時における相互応援体制の充実強化が図られる。

○ 内容

- ・ 火災保険料 5,000 円
- ・ 茨城消防救急無線・指令センター運営協議会負担金 27,901,000 円
- ・ 茨城消防救急無線・指令センター設備更新費 35,094,000 円
いばらき指令センターの維持管理に必要な負担金等、及び令和 2 年度から令和 4 年度まで茨城消防救急無線・指令センターの通信指令業務を維持しながら、コンピュータ関連機器の更新及びシステム強化を行う。

1 消防費 2 救急業務費

[担当：消防本部 警防課] P.227

0501 救急業務に要する経費 5,932,000 円 (5,633,000 円)

[一財 5,932,000 円]

○ 目的

救急需要の増加及び救急業務の高度化に対応するため、救急資機材の適正な供給や維持管理を図る。

○ 内容

- ・ 救急消耗品費 2,600,000 円
救急活動で使用するマスクや感染防止衣などの救急用消耗品を確保する。
- ・ 医薬材料費 1,980,000 円
救急活動で使用する輸液やブドウ糖などの医薬品等を確保する。
- ・ 救急隊員感染防止予防接種業務委託料 381,000 円
救急活動に必要な消耗品や医薬剤料等の充実を図り、救命率の向上や搬送体制の強化、救急業務の高度化に対応するとともに市民等への応急手当の普及促進など、救急業務の更なる充実強化に取り組む。

1 消防費 3 非常備消防費

[担当：消防本部 総務課] P. 228

2001 消防団員に要する経費 46,103,000 円 (47,393,000 円)

[その他 12,127,000 円 一財 33,976,000 円]

* 特財積算根拠

[諸収入：消防団員退職報償金受入金 12,000,000 円]

[諸収入：消防団福祉共済返戻金 127,000 円]

○ 目的

地域防災力の中核である消防団員の活動環境の向上及び、充実を図る。

○ 内容

- ・ 消防団員報酬 18,510,000 円
- ・ 退職報償金 12,000,000 円
- ・ 退職報償負担金 10,599,000 円
- ・ 消耗品費 (団員用被服) 1,336,000 円
- ・ 消防団員準中型免許取得助成金 300,000 円
運転免許制度改正に伴い、準中型運転免許取得費用に係る助成を実施し、団員 (機関員) の確保を行う。

[担当：消防本部 総務課] P. 229

2101 消防団の運営に要する経費 40,212,000 円 (60,760,000 円)

[地方債 19,800,000 円 一財 20,412,000 円]

* 特財積算根拠

[市債：消防防災設備整備事業債 20,918,000 円×1/2×100%≒10,400,000 円]

[市債：消防防災設備整備事業債 (20,918,000 円－10,400,000 円)×90%≒9,400,000 円]

○ 目的

消防団活動の適正な運営のため、施設装備の充実強化を図る。

○ 内容

・費用弁償 4,805,000 円

火災や各種訓練等の手当を確保する。

・消防団運営交付金（分団・団幹部） 5,968,000 円

各分団の運営資金を確保する。

・消防ポンプ自動車 20,918,000 円

消防団運営の維持、活性化及び活動能力向上のため、第1分団（取手1丁目～3丁目、新町1丁目～6丁目、中央町）の車両を更新する。

1 消防費 4 消防施設費

[担当：消防本部 警防課] P.230

2201 消防施設の整備に要する経費 32,109,000 円 (29,672,000 円)

[地方債 30,400,000 円 一財 1,709,000 円]

* 特財積算根拠

[市債：消防防災設備整備事業債 32,109,000 円×1/2×100%≒16,000,000 円]

[市債：消防防災設備整備事業債 (32,109,000 円－16,000,000 円)×90%≒14,400,000 円]

○ 目的

消防体制の充実強化のため、消防車両等の更新を図る。

○ 内容

・消防ポンプ自動車 32,109,000 円

車両整備計画により、戸頭消防署に配備されている平成5年式消防ポンプ自動車を更新する。

9 教育費

1 教育総務費 2 事務局費

[担当：学務給食課 → R3 学務課] P. 233

2201 通学送迎に要する経費 20,559,000 円 (4,380,000 円)

[一財 20,559,000 円]

○ 目的

遠距離通学となる児童・生徒の安全な通学手段を確保する。

○ 内容

通学送迎委託料 17,842,000 円

・取手小学校・取手第一中学校(小堀地区)	6,160,000 円
・取手東小学校(小文間地区)	7,920,000 円
・永山小学校(市之代/貝塚地区)	2,772,000 円
・桜が丘小学校(大留地区)	990,000 円

[担当：学務給食課 → R3 学務課] P. 234

2301 教育情報機器整備に要する経費 161,289,000 円 (147,945,000 円)

[一財 161,289,000 円]

○ 目的

高度情報化社会に対応した校務処理を行うために、教育情報ネットワークを構築し、教育委員会と小中学校の事務の効率化を図る。

○ 内容

教育委員会と学校が情報を共有する教育情報ネットワークを構築し、ICTを活用した教育活動の推進及び校務事務の効率化並びに個人情報の保護を図る経費である。

・ICT活用教育支援スタッフ業務委託料	25,847,000 円
・教育センターシステムクラウド運用管理委託料	9,021,000 円
・教育センターシステムクラウド使用料	36,805,000 円
・教育・校務用パソコン使用料	7,751,000 円
・校務支援システム使用料	8,756,000 円
・教職員用パソコン使用料	42,743,000 円
・家庭学習用インターネット環境整備補助金	1,700,000 円

[担当：指導課] P. 235

3101 いじめ防止対策に要する経費 13,655,000 円 (13,546,000 円)

[一財 13,655,000 円]

○ 目的

常設の取手市いじめ問題専門委員会にて、いじめの事案に関する調査、いじめの防止等に関する施策の企画、立案及び教育委員会への提言、また、いじめに係る各種施策の法令遵守の状況を定期的に確認し、いじめ事案への迅速かつ適切な対応を図る。また、学級集団アセスメント調査により学級の運営状況を客観的に把握し、子どもたちからの声を受け

止めるいじめ防止アプリによりいじめの早期対応を図る。

令和2年度より、県内でもあまり事例のない全員担任制（小学校はチーム指導）、教育相談部会システムという新たに2つの重点施策を推進している。専門家による講演会、研修会を通し、引き続きこれらの重点施策をより効果的なシステムとしていく。

スクールカウンセラー・スーパーバイザーの専門的な知見からの助言、指導を踏まえ、いじめの再発防止に関する施策の一つひとつを着実に遂行する。

○ 内容

・いじめ問題専門委員会委員報酬(5人) 541,000円

いじめの未然防止、早期発見、早期対応に資する、いじめの防止等に関する調査研究、施策の企画立案や教育委員会への提言のための委員会を開催する。

また、重大事態が発生した場合には速やかに臨時会を開催し、迅速かつ適切な事実関係調査等を実施する。

・教員資質・能力向上研修謝礼 640,000円

令和2年度より市内全20校の小中学校に導入した全員担任制（小学校はチーム指導）、教育相談部会システム等いじめの再発防止策の着実な実施、ならびに専門家より効果的な取り組みに資する講演会及び研修会を実施する。

・学級集団アセスメントの実施 2,453,000円

児童生徒にアンケートを実施し、学級集団の情報を分析・評価し、問題を抱える対象児童生徒に適切な支援を行う。調査対象である小学3年生から中学3年生にかけ、各集団の状況を客観的に把握し、適切な学校運営につなげる。

・スクールカウンセラー・スーパーバイザー支援業務委託 8,794,000円

スクールカウンセラーの中でも高度に専門的な知見を有し、再発防止策の遂行及びスクールカウンセラー等への助言をする専門家を配置する。

令和2年度の市内全20校の小中学校における教育相談部会システムの立ち上げにおいては、2名のスクールカウンセラー・スーパーバイザーならびに3名の学校連携支援員が各学校の教育相談部会に参加し、新たな教育相談部会システムの導入ならびに運営方法についての助言、指導を行い、円滑かつ効果的な教育相談部会の運営につなげることができた。令和3年度においても、引き続き、スクールカウンセラー・スーパーバイザーの有する高度な専門的知見を踏まえ、より効果的な教育相談部会システムの運営に資する助言、指導を行う。

・いじめ防止アプリ使用料 746,000円

市立中学生を対象に、生徒がいじめを受けた、またはいじめを見たという情報をスマートフォン等で匿名で相談できるアプリを使用し、子どもからの相談に迅速に対応する。

1 教育総務費 3 育英事業費

[担当：教育総務課] P.236

2101 奨学生貸付金 3,000,000円(4,680,000円)

[その他 2,840,000円 一財 160,000円]

* 特財積算根拠

[諸収入：奨学金貸付金元利収入 2,840,000円 償還者数：16名]

○ 目的

市民の教育の機会均等を図るため、能力があるにもかかわらず、経済的に修学が困難な大学生・短大生に奨学金を貸し付けし、有為な人材を育成する。

○ 内容

・新規分 4人(国・公立 30,000円/月 私立 40,000円/月)

・貸付中 3人(国立1人 私立2人)

合 計 7人

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入の減少が見込まれる世帯についても要件を満たす場合は、貸し付けの対象とし、随時受け付ける救済措置を行う。

1 教育総務費 4 教育研究指導費

[担当：指導課] P.236

501 教育振興に要する経費 65,146,000円 (84,559,000円)

[国・県 1,917,000円 一財 63,229,000円]

* 特財積算根拠

[県補：原子力・エネルギー教育支援事業補助金 1,917,000円]

○ 目的

国際化、情報化、科学技術の飛躍的な発展の中で、変化の激しい社会に対応できる児童生徒の育成が必要である。基礎的・基本的な内容を確実に身につけ、自ら学び自ら考える力などの「生きる力」をはぐくむことができるよう、教育の充実を図る。

○ 内容

・英語指導助手業務委託料 60,984,000円

令和3年度から2カ年契約で英語指導助手(ALT)14人(中学校6人、小学校8人配置)を民間専門業者に委託する。学習指導要領の改訂に伴い、小学校中学年より外国語活動が導入され、高学年、中学校での外国語科へと接続されていくこととなった。小中学校におけるALTの活用により、生きた外国語や外国文化・生活にふれ、外国語に対する理解を深める機会を児童生徒に提供することによって、外国語によるコミュニケーション能力の育成や国際感覚等の養成を図る。

・地域人材活用事業講師謝礼 650,000円

地域人材として登録していただき授業を行った市民への講師謝礼

・「わたしたちの茨城県」購入 495,000円

・理科教育用教材購入 1,918,000円

原子力・エネルギー教育における理科教育用備品の購入を行う。

[担当：指導課] P.238

2301 教育総合支援センターに要する経費 38,038,000円 (35,001,000円)

[国・県 517,000円 その他 271,000円 一財 37,250,000円]

* 特財積算根拠

[国補：地域生活支援事業補助金 345,000円]

[県補：地域生活支援事業補助金 172,000円]

[繰入金：ふるさと取手応援基金繰入金 240,000円]

[諸収入:雇用保険料本人負担分 31,000 円]

○ 目的

令和2年1月18日に取手市いじめ問題専門委員会より示された「取手市立中学校の生徒の自死事案に係る再発防止策の提言」を着実に遂行するため、教育総合支援センターの組織体制を見直し、機能を拡充する。再発防止策を学校ならびに市教育委員会にて、組織的に取り組んでいくための継続的な改革を断行していく。

教育総合支援センターは、スクールカウンセラー・スーパーバイザー、学校連携支援員の各小中学校の教育相談部会への定期的な派遣をとおり、日常より学校との連携を図るとともに、事例によっては、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤーなどの専門家とともに課題解決を図っていく。

普段からの教育総合支援センターと各小中学校との密な連携、心理、福祉、法的な専門家からなる相談体制をとおして、学校における各種問題発生時には、迅速かつ適切に対応し、児童・生徒、保護者に信用、信頼される学校ならびに市教育委員会の再生を図る。

○ 内容

- ・子どもの心理や発達課題に関して高度な専門的知識・経験を有するスクールカウンセラー・スーパーバイザーや学校教育相談員、福祉からの課題解決に資するスクールソーシャルワーカー、法的な観点からの助言、指導を担うスクールロイヤーを配置し、学校、児童生徒、保護者などからの多様な相談に対応する。
- ・教育心理学、発達心理学の専門家でもあるスクールカウンセラー・スーパーバイザーは、学校や教職員へのスーパーバイズと同様に、学校や教育総合支援センターにおいて、スクールカウンセラーとしての業務も担い、児童・生徒、保護者の支援を行う。併せて、教育相談員で公認心理師の資格を有する職員が、スクールカウンセラー・スーパーバイザーとともにカウンセリングを行い支援にあたる。
- ・学校連携支援員は学校と教育委員会が連携して児童生徒・保護者の支援にあたるためのコーディネート役を務める。また、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーとともに教育相談部会に入り、教育相談部会システムの効果的な運用に向けてのコンサルテーションも行う。
- ・適応指導教室及び学校においては、教科の指導、集団での活動、個別の相談業務等を行う。これらをとおして、児童生徒が自立しコミュニケーション力をつけ、学校生活に適応できるよう継続的に支援する。学校と連携した指導を図るため、各校に子どもと親の相談員を配置する。

・教育相談員報酬(6人)	7,327,000円
・学校連携支援員報酬(2人)	3,585,000円
・スクールカウンセラー(2人)	4,000,000円
・スクールソーシャルワーカー報酬(1人)	1,728,000円
・スクールロイヤー委託料(1人)	1,100,000円
・子どもと親の相談員謝礼	4,000,000円
・指導主事派遣負担金	9,715,000円

[担当：指導課] P.240

4201 日本語指導員に要する経費 2,506,000円(2,180,000円)

[一財 2,506,000円]

○ 目的

日本語指導を必要とする児童生徒への日本語の指導を通して、学校生活を援助する。

○ 内容

会計年度任用職員報酬 6人 2,346,000円

- (1) 学校での日本語指導への協力
- (2) 教科書・指導資料等の翻訳
- (3) 学校での保護者との通訳等

[担当：指導課] P.241

5001 外部施設を活用した水泳学習推進事業に要する経費 22,260,000円

(22,456,000円)

[一財 22,260,000円]

○ 目的

小学校及び中学校の水泳学習を外部施設の屋内プールを活用し、夏季以外でも水泳学習を行うことにより、計画的・効率的に学習を進め、水泳授業の充実を図る。

○ 内容

令和3年度から小学校は寺原小・永山小・取手西小・高井小・山王小・六郷小を加え、11校で民間プールを活用し、中学校は6校で取手グリーンスポーツセンターを活用して、水泳学習を行う。児童生徒の移動は安全面を配慮し借上げバスを利用する。

- ・水泳学習業務委託料(小学校11校) 9,795,000円
- ・水泳学習業務委託料(中学校6校) 1,224,000円
- ・バス借上料(小学校) 10,020,000円
- ・バス借上料(中学校) 1,221,000円

[担当：指導課] P.241

5301 土曜日学習支援事業に要する経費 506,000円(610,000円)

[国・県 337,000円 一財 169,000円]

* 特財積算根拠

[県補：地域の教育支援体制等構築事業補助金 337,000円]

○ 目的

土曜日に、児童に学習の機会と場所を提供し、自ら進んで学習する習慣を身につけるとともに、学力向上を図る。

○ 内容

取手市内の小学校高学年を対象に、児童が持参した学校の課題や教材等で自主学習を行う場所を、福祉会館・永山小コミュニティスペース・藤代庁舎の3会場に設ける。学習を支援する人材として、退職教員や教員志望の学生、高校生ボランティアを活用する。

- ・土曜日学習支援員謝礼 432,000円

[担当：指導課] P.241

5501 特色ある新しい学校教育の推進に要する経費 4,932,000円 新規

[その他 3,450,000円 一財 1,482,000円]

* 特財積算根拠

[繰入金:ふるさと取手応援基金繰入金 3,450,000円]

○ 目的

取手市立山王小学校は令和3年度より小規模特認校へ移行する。小規模校ならではのきめ細やかな教育環境と、小学校6年間を通して「創造する力、表現する力」を育てる特色ある学校教育プログラムの取り組みを取手市における学校教育の選択の一つとし、市内から広く転入学児童を受け入れる。

また、本取り組みをとおして、取手市ならではの新たな特色ある学校教育プログラムを創出するとともに、児童、教職員、地域の方々、専門家等の多様な人材とともにつくる地域の学校の在り方を模索することをとおして、取手市の魅力の向上に貢献していく。

○ 内容

- ・アーティストと児童の交流事業委託料 4,932,000円

[となりのスタジオ]

アーティストが学校に短期滞在し、スタジオを開設する。外国籍のアーティストを招聘し、子どもたちは外国語の授業で習得した知識と経験を活用して、日本とは異なる文化的背景をもった隣人として、対話をしたり、一緒に作業をしたりすることをとおして、多様な文化、創造のプロセスを体験する。

[大地からはじまること]

自分たちの生活の周りに当たり前にある自然環境から、自分たちの手でものを生み出していくことができることを体感する年間を通じた取り組みプログラム。校庭の土(普段、気にも留めていないただの土)を採取すること、土を練ること、土器を作陶すること、木を切ることや薪割りをすること、野焼き(焼成)すること(自らが栽培したさつまいも等を、煮炊きすることについても検討する)を通して、教科等で得た知識を体験活動に生かす。また、体験活動を通して生じる疑問や課題について改めて教科等の中で探求するような教科と体験活動との間の循環を創出するとともに、社会を理解する多様な視点や価値観への気づきを促す。プログラム設計にあたっては、異学年による取り組み、教職員、保護者、地域の方々との協働が生まれる運営設計を行う。

2 小学校費 1 学校管理費

[担当:学務給食課 → R3学務課] P.243

2001 小学校管理に要する経費 241,231,000円 (242,660,000円)

[その他 17,279,000円 一財 223,952,000円]

* 特財積算根拠

[使用料:学校開放小学校体育館使用料 1,295,000円]

[繰入金:学校施設整備基金繰入金 1,090,000円]

[繰入金:ふるさと取手応援基金繰入金 2,800,000円]

[繰入金:森林環境譲与税基金繰入金 12,000,000円]

[諸収入:取手小太陽光発電による売電料 12,000 円]

[諸収入:雇用保険料本人負担分 82,000 円]

○ 目的

教育環境の更なる充実を図ることで、児童の学習意欲を向上させ「確かな学力」へと繋げる。

○ 内容

・県の少人数指導加配措置を受けていない小学校に、TT(ティームティーチング)講師を配置し、課題別学習や多様な学習、個々に応じた学習を行い、児童の基礎力の定着を図る。 5,535,000 円

・支援が必要な児童が在籍する小学校に教育補助員を配置し、学校生活を支援する。 70,110,000 円

・学校司書を全小学校に配置し、学校図書室の整備を図る。 12,910,000 円

・備品購入(シュレッダー、大判プリンター、学習机・椅子等) 15,121,000 円

[担当:学務給食課 → R3 保健給食課] P.245

2201 小学校保健衛生に要する経費 27,556,000 円 (28,081,000 円)

[国・県 47,000 円 その他 1,822,000 円 一財 25,687,000 円]

* 特財積算根拠

[国補:要保護・準要保護児童生徒共済掛金保護者支出分充当補助金 47,000 円]

[負担金:日本スポーツ振興センター災害給付負担金

460 円×(4,510-548)人≒ 1,822,000 円]

○ 目的

学校保健安全法に基づく児童の定期健康診断及び労働安全衛生法に基づく教職員の定期健康診断を実施することにより、児童及び教職員の健康保持増進を図る。

○ 内容

主な経費は、児童及び教職員の定期健康診断を実施するための学校医等の報酬及び検診委託料(心臓検査、小児生活習慣病検査、教職員生化学検査等)である。

・学校医等報酬 13,582,000 円

・児童・教職員集団検診委託料 4,969,000 円

2 小学校費 2 教育振興費

[担当:学務給食課 → R3 学務課] P.248

2301 要保護・準要保護児童就学奨励費 48,128,000 円 (47,154,000 円)

[国・県 3,667,000 円 一財 44,461,000 円]

* 特財積算根拠

[国補:要保護児童就学援助費補助金 272,680 円×1/2≒136,000 円]

[国補:特別支援教育就学奨励費補助金 7,063,170 円×1/2≒3,531,000 円]

○ 目的

学校教育法に基づき、経済的理由により就学困難な児童の保護者に対し、教育費の援助を行うことで教育環境の向上に寄与する。

○ 内容

給食費、学用品費、入学準備金・新入学用品費、通学用品費、校外活動費、修学旅行費、医療費の援助に要する経費である。入学準備金は、入学時に必要な学用品費を入学前に支給する。

- ・要保護児童数 36 人
- ・準要保護児童数 512 人
- ・入学準備金支給対象人数 70 人

[担当：指導課] P. 248

2901 小学校特別活動助成に要する経費 381,000 円 (2,491,000 円)

[一財 381,000 円]

○ 目的

音楽発表会、体育大会、その他の諸発表大会へ補助金交付や費用負担をすることを通して児童の各種活動の振興を図る。

○ 内容

- ・音楽発表会・コンクール参加自動車借上料 300,000 円
- ・賞状印刷代 81,000 円

2 小学校費 3 学校建設費

[担当：教育総務課] P. 249

2203 小学校建設事業に要する経費(白山小学校) 23,433,000 円 新規

[地方債 22,200,000 円 その他 1,183,000 円 一財 50,000 円]

* 特財積算根拠

[市債：合併特例債 23,383,000 円×95%≒22,200,000 円]

[繰入金：学校施設整備基金繰入金 1,183,000 円]

○ 目的

老朽化の著しい白山小学校校舎及び体育館の長寿命化改良工事(構造体の劣化対策やライフラインの更新などにより建物の耐久性を高めるとともに、省エネルギー化や多様な学習内容、バリアフリー化による環境整備など、現代の社会的要請に応じた施設の長寿命化を図る工事)の基本設計及び実施設計を行い、令和4年度から令和6年度にかけての工事に向けて準備を進める。なお、より優れた施設の建築を実現するため業者選定には公募型プロポーザル方式を採用する。

○ 内容

- ・報償費 プロポーザル審査委員謝礼 38,000 円
- ・旅費 普通旅費 12,000 円
- ・委託料 小学校校舎・体育館長寿命化改良工事实施設計業務委託
令和3年度から令和4年度の継続費合計 54,560,000 円
令和3年度 54,560,000 円×9/21ヶ月≒23,383,000 円

2 小学校費 4 学校給食費

[担当：学務給食課 → R3 保健給食課] P. 250

2001 給食運営に要する経費 320,099,000 円 (303,856,000 円)

[その他 180,957,000円 一財 139,142,000円]

* 特財積算根拠

[繰入金:ふるさと取手応援基金繰入金 1,320,000円]

[諸収入:小学校給食代自校分 179,606,000円 ※児童月額 4,570円]

[諸収入:雇用保険料本人負担分 31,000円]

○ 目的

子どもたちに安全な食材による給食を提供することで、望ましい食習慣の形成を図るとともに、学校給食の円滑な運営を図る。

○ 内容

主な経費は、賄材料費と学校給食調理業務委託料である。

・賄材料費 179,606,000円

・学校給食調理業務委託料 109,339,000円

7校分(取手小、白山小、寺原小、永山小、取手西小、戸頭小、高井小)

3 中学校費 1 学校管理費

[担当:学務給食課 → R3 学務課] P.252

2001 中学校管理に要する経費 72,734,000円 (76,154,000円)

[その他 3,037,000円 一財 69,697,000円]

* 特財積算根拠

[使用料:学校開放中学校体育館使用料 600,000円]

[使用料:学校開放中学校武道場使用料 108,000円]

[繰入金:学校施設整備基金繰入金 560,000円]

[繰入金:ふるさと取手応援基金繰入金 1,740,000円]

[諸収入:雇用保険料本人負担分 29,000円]

○ 目的

教育環境の更なる充実を図り、生徒の学習意欲を向上させ「確かな学力」へと繋げる。

○ 内容

・学校生活の支援を必要とする生徒が在籍する中学校に教育補助員を配置する。

1,457,000円

・学校司書を全中学校に配置し、学校図書室の整備を図る。

5,537,000円

・備品購入(シュレッダー、学習机・椅子等)

1,942,000円

[担当:学務給食課 → R3 保健給食課] P.254

2201 中学校保健衛生に要する経費 14,170,000円 (14,253,000円)

[国・県 23,000円 その他 899,000円 一財 13,248,000円]

* 特財積算根拠

[国補:要保護・準要保護児童生徒共済掛金保護者支出分充当補助金 23,000円]

[負担金:日本スポーツ振興センター災害給付負担金

460円×(2,260-305)人≒ 899,000円]

○ 目的

学校保健安全法に基づく生徒の定期健康診断及び労働安全衛生法に基づく教職員の定期

健康診断を実施することにより、生徒及び教職員の健康保持増進を図る。

○ 内容

主な経費は、生徒及び教職員の定期健康診断を実施するための学校医等の報酬及び検診委託料(心臓検査、小児生活習慣病検査、教職員生化学検査等)である。

・学校医等報酬	6,175,000 円
・生徒・教職員集団検診委託料	3,889,000 円

3 中学校費 2 教育振興費

[担当：学務給食課 → R3 学務課] P. 256

2301 要保護・準要保護生徒就学奨励費 41,793,000 円 (42,030,000 円)

[国・県 1,873,000 円 一財 39,920,000 円]

* 特財積算根拠

[国補:要保護生徒就学援助費補助金 253,640 円×1/2≒126,000 円]

[国補:特別支援教育就学奨励費補助金 3,494,235 円×1/2≒1,747,000 円]

○ 目的

学校教育法に基づき、経済的理由により就学困難な生徒の保護者に対し、教育費の援助を行うことで教育環境の向上に寄与する。

○ 内容

給食費、学用品費、入学準備金・新入学用品費、通学用品費、校外活動費、修学旅行費、医療費の援助に要する経費である。入学準備金は、入学時に必要な学用品費を入学前に支給する。

・要保護生徒数	19 人
・準要保護生徒数	286 人
・入学準備金支給対象人数	85 人

[担当：指導課] P. 256

2901 中学校特別活動助成に要する経費 17,616,000 円 (19,006,000 円)

[一財 17,616,000 円]

○ 目的

音楽発表会、体育大会、その他の諸発表大会へ補助金交付や費用負担をすることを通して生徒の各種活動の振興を図る。

○ 内容

・音楽発表会・体育大会等参加自動車借上料	10,800,000 円
・音楽発表会等楽器運搬費	720,000 円
・各種大会参加負担金	680,000 円
・取手市中学校体育連盟・体育大会等補助金	5,320,000 円
・運動部活動外部指導者損害保険料	4,000 円

3 中学校費 4 学校給食費

[担当：学務給食課 → R3 保健給食課] P. 257

2001 給食運営に要する経費 175,601,000 円 (168,871,000 円)

[その他 97,498,000 円 一財 78,103,000 円]

* 特財積算根拠

[諸収入:中学校給食代自校分 96,308,000 円 ※生徒月額 5,080 円]

[諸収入:雇用保険料本人負担分 10,000 円]

[繰入金:ふるさと取手応援基金繰入金 1,180,000 円]

○ 目的

子どもたちに安全な食材による給食を提供することで、望ましい食習慣の形成を図るとともに、学校給食の円滑な運営を図る。

○ 内容

主な経費は、賄材料費と学校給食調理業務委託料である。

- ・賄材料費 96,308,000 円
- ・学校給食調理業務委託料 64,457,000 円
4校分(取手一中、取手二中、永山中、戸頭中)

4 幼稚園費 1 幼稚園管理費

[担当:学務給食課 → R3 保健給食課] P. 261

2101 幼稚園保健衛生に要する経費 672,000 円 (651,000 円)

[その他 2,000 円 一財 670,000 円]

* 特財積算根拠

[負担金:日本スポーツ振興センター災害給付負担金 135 円×17 人≒ 2,000 円]

○ 目的

学校保健安全法に基づき、園児の定期健康診断を実施することで、園児の健康保持増進を図る。

○ 内容

園児の定期健康診断を実施するための園医等の報酬及び検診委託料である。

- ・園医等報酬 570,000 円
- ・幼児検診委託料(尿検査) 6,000 円

5 社会教育費 1 社会教育総務費

[担当:スポーツ生涯学習課 → R3 生涯学習課] P. 263

2201 生涯学習推進に要する経費 4,573,000 円 (5,969,000 円)

[その他 900,000 円 一財 3,673,000 円]

* 特財積算根拠

[諸収入:市民大学講座受講料 900,000 円]

○ 目的

市民一人ひとりが充実した心豊かな生活を送れるよう、市民の学習ニーズに応えた幅広い学習環境づくりと生涯学習情報の提供を図る。

○ 内容

(1)市民大学講座

市民大学は、市民の多様なニーズに応えるため、政治・経済・歴史・文学、さらに哲学・科学・健康・医療まで、専門的な知識を持っている方を講師に招き、学習機会を体系

的・継続的に提供し、生涯学習の推進を図る。

また、市民大学講座実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえた開催時期や実施方法について、新型コロナウイルス感染症対策を含め、安全な開催に向けて検討していく。

(2) 出前講座

市民が「知りたい・聞きたい・学びたい」内容をメニューから選択、人材登録されているリーダーバンク登録指導者及び行政職員が講師として地域へ出向き講座を実施することで市民の学習意欲の充足を図る。

[担当：文化芸術課] P. 264

2801 市民芸術活動の推進に要する経費 4,881,000円 (4,512,000円)

[その他 2,426,000円 一財 2,455,000円]

* 特財積算根拠

[繰入金:ふるさと取手応援基金繰入金 630,000円]

[諸収入:ハロウィンジャンボ宝くじ収益金市町村交付金 1,796,000円]

○ 目的

市民の文化芸術活動を支援し、また市主催の文化芸術に関する事業を推進することで、市民文化の発展に寄与する。

○ 内容

(1) 市主催事業の開催

事業名	開催月	内容
取手美術作家展	6月	身近な地元作家の作品展 委託料 900,000円(取手美術作家展) 小中学生送迎用ギャラリーツアース 借上料 357,000円
取手市文化祭	11月	市民が日頃行っている文化的活動を集約した芸能(伎芸)、展示の発表、チャリティ販売等 委託料
取手市藤代文化祭	10・11月	・取手市文化祭 1,000,000円(取手市文化連盟) ・取手市藤代文化祭 500,000円(取手市藤代文化協会)
取手市民美術展	11・12月	日本画、洋画、彫刻、書、写真、工芸及びデザイン部門による一般公募作品展及び小中学校の絵画・デザイン・書の作品展
とりで スクール・アートフェスティバル	未定	市内高等学校7校の芸術教育の作品発表会 委託料 296,000円

(2) 補助金の交付

補助金交付先団体	予算額(円)	内容
取手市文化連盟	488,000	運営活動費及び取手市文化連盟創立50周年記念事業費助成
取手市藤代文化協会	210,000	運営活動費の助成

取手少年少女合唱団	80,000	運営活動費の助成
国際音楽の日コンサート 実行委員会	200,000	運営活動費の助成
よいなかまの会	191,000	運営活動費の助成

(3) 文化振興奨励金 60,000 円

市民の芸術文化の振興を図るため、取手市又は茨城県の代表として関東規模以上の芸術文化発表会やコンクール等に予選を経て参加する 18 歳以下の個人、または大学を除く学校等の団体に交付する。

[担当：文化芸術課] P. 265

2901 市民会館・福祉会館管理運営に要する経費 88,327,000 円 (90,413,000 円)

[一財 88,327,000 円]

○ 目的

行政の枠を越えた特色ある運営と円滑な市民会館・福祉会館の管理を行い、市民の文化教養の向上と福祉の増進に寄与する。

○ 内容

指定管理制度により(公財)取手市文化事業団が市民会館・福祉会館の管理運営を行う。また、市民会館・福祉会館の緊急修繕等に対応することで利用者の安全を確保する。

主な内訳	予算額(円)	内容
修繕料	500,000	施設修繕
市民会館・福祉会館指定管理料	87,731,000	両施設の管理運営に係る指定管理

[担当：文化芸術課] P. 266

3001 東京芸術大学との交流に要する経費 6,711,000 円 (6,721,000 円)

[その他 4,830,000 円 一財 1,881,000 円]

* 特財積算根拠

[繰入金:ふるさと取手応援基金繰入金 2,830,000 円]

[諸収入:ハロウィンジャンボ宝くじ収益金市町村交付金 2,000,000 円]

○ 目的

市内に東京芸術大学取手校地があるという地域性を活かし、市民と東京芸術大学との交流を深め、芸術的感性や知識を培い、文化芸術の振興を推進する。

○ 内容

事業名	内容
東京芸術大学卒業修了作品展及び音楽学部推薦者取手市長賞	(美術部門) 東京芸術大学卒業・修了作品展における優秀作品から 2 点 (音楽部門) 東京芸術大学音楽学部推薦の優秀者から 2 名それぞれに取手市長賞を授与する。 ・賞賜金 2,000,000 円 (500,000 円×4)

ふれあいコンサート	東京芸術大学音楽学部によるコンサートを年2回開催する。 (藤代公民館、市民会館を予定)市民会館でのコンサートは、 令和2年度の市長賞受賞者が出演予定。 ・出演謝礼 240,000円 ・著作権演奏使用料 7,000円
東京芸術大学との文化交流事業委託料	市内の希望する小学校と中学校が、東京芸術大学生による美術・音楽の指導を受ける。 ・美術(小学校) 2,403,000円 ・音楽(中学校) 1,647,000円

[担当：教育総務課 → R3 生涯学習課] P. 266

3101 郷土資料収集・整理・保存に要する経費 5,878,000円 (9,704,000円)

[その他 2,826,000円 一財 3,052,000円]

* 特財積算根拠

[使用料:コピー手数料 1,000円]

[繰入金:ふるさと取手応援基金繰入金 2,150,000円]

[諸収入:市史売却代 675,000円]

○ 目的

郷土資料及び歴史資料の収集・整理・保存を継続して行い、分散や消滅を防ぐ。

○ 内容

(1) 郷土資料・歴史資料の収集・整理・保存事業 2,889,000円

収集した郷土資料や歴史資料の整理・保存を行う。

(2) 『取手市史 追補版』編さん事業 2,989,000円

令和2年10月1日に迎えた市制施行50周年の記念事業として、取手市史・藤代町史編さんの成果に、その後の調査で判明した史実や市制施行50年の歩みなどを加えた『取手市史 追補版』を発刊する。追補版は、史実を詳細に記載した本編・資料編と異なり、多くの人が手に取り、親しめる内容とする。

市制施行50周年記念式典の開催に合わせて発刊する。

『取手市史 追補版』印刷製本費 2,877,000円

広く頒布する本編2,000部と周知を兼ねた無料配布用の概要版(大判用紙1枚を予定)4,000部を印刷する。

[担当：文化芸術課] P. 267

3301 アートのあるまちづくり推進に要する経費 28,158,000円 (16,223,000円)

[その他 23,106,000円 一財 5,052,000円]

* 特財積算根拠

[繰入金:ふるさと取手応援基金繰入金 13,430,000円]

[諸収入:取手アートプロジェクト貸付金元利収入 1,350,000円]

[諸収入:ハロウィンジャンボ宝くじ収益金市町村交付金 3,307,000円]

[諸収入:井野アーティストヴィレッジ利用料 5,019,000円]

○ 目的

取手市から全国へ文化の発信を行うとともに、東京芸術大学のキャンパスが市内にあるという地理的環境を活かし、他市町村にはないアートのあるまちづくりの推進を図る。

○ 内容

東京芸術大学やアート関連団体と連携し、その知識・技術・手法などを活用して、市民を交えた創作事業を実施する。

(1) 取手音楽の日事業委託料 4,000,000 円

ジャズという音楽を中心にプロ・アマを問わず愛好家を一同に集め、市内で音楽イベントを開催する。音楽からのアプローチによる「アートのあるまちづくり」を全国に発信する。

(2) 取手の芸術活動連携サポート事業委託料 770,000 円

市内で実施される文化芸術に関する企画及び団体の活動について、連携を促進し企画を磨きあげ、発信力の強化を図る。

(3) 井野アーティストヴィレッジ施設賃借料(7戸分施設) 5,856,000 円

(4) JOBAN アートライン協議会負担金 400,000 円

(5) 取手アートプロジェクト事業運営補助金 3,240,000 円

(6) 取手アートプロジェクト実行委員会事業運営資金貸付金 1,350,000 円

(7) 壁画によるまちづくり委託料 7,000,000 円

市民が芸術を身近に鑑賞でき、地域の環境美化にもつながる壁画制作を委託する。

(8) ストリートアートステージリング制作委託料 1,980,000 円

ストリートアートステージリング作品設置工事 2,840,000 円

ストリートアートステージに設置する全16作品(JR取手駅東口側に点在)は、人の手の届く歩道脇に設置され永久的な展示ができるようにステンレス素材で制作されている。これらの作品を組み合わせ2つのリング状の作品としてあらたに生まれ変わり、公園や公共施設等に設置する。巨大作品として市民の目に留まり、芸術とふれあいの場を提供する。

【担当：文化芸術課】 P. 268

3701 アートギャラリーの管理運営に要する経費 13,747,000 円 (13,881,000 円)

[その他 803,000 円 一財 12,944,000 円]

* 特財積算根拠

[使用料:アートギャラリー使用料 216,000 円]

[使用料:市民ギャラリー使用料 87,000 円]

[諸収入:ハロウィンジャンボ宝くじ収益金市町村交付金 500,000 円]

○ 目的

美術に関する作品等の発表及びその鑑賞並びに文化の交流の場を市民に提供し、芸術及び文化の振興に寄与する。

○ 内容

たいけん美じゅつ場 VIVA 内「とりでアートギャラリー」の貸し出しを行うとともに、取手市民美術展や小中学校児童生徒作品展を始めとした様々な企画展を開催する。また、取手駅と藤代駅の通路に設置された市民ギャラリーの貸し出しも行い、市民の作品展示の

場を提供する。

- (1) アートギャラリー管理委託料 2,556,000 円
- (2) 施設賃借料 9,686,000 円

[担当：スポーツ生涯学習課 → R3 子ども青少年課] P. 269

3801 放課後児童対策事業に要する経費 148,104,000 円 (263,571,000 円)

[国・県 62,648,000 円 その他 42,709,000 円 一財 42,747,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：子ども・子育て支援交付金 80,865,000 円×1/3=26,955,000 円]

[国補：子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金 60,000 円×1/2=30,000 円]

[県補：子ども・子育て支援交付金 80,865,000 円×1/3=26,955,000 円]

[県補：放課後児童対策事業補助金

放課後子供教室推進事業 13,131,257 円×2/3×0.76≒6,653,000 円

地域の教育支援体制等構築事業 4,056,252 円×2/3×0.76≒2,055,000 円]

[負担金：放課後児童対策事業保護者負担金 40,075,000 円]

[繰入金：ふるさと取手応援基金繰入金 2,330,000 円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 304,000 円]

○ 目的

市内の小学生を対象に親の就労や学年の区別なく、学校施設等を利用し、平日の放課後や土曜日及び長期休業日等に、放課後子どもクラブを開所することにより、様々な体験活動や異学年間の交流を図るとともに、保育だけでなく教育的な視点を考慮した子ども達の健全育成と子育て支援の充実を図る。

○ 内容

事業の主な経費は、放課後児童支援員および補助員（会計年度任用職員）報酬、コーディネーター謝礼、学習アドバイザー謝礼、クラブ室用消耗品費、放課後子どもクラブ運営の民間委託費である。

令和3年10月より利用児童の多い取手東小学校、高井小学校、藤代小学校に設置した放課後子どもクラブの運営を民間事業者に委託することにより、慢性的な支援員不足の解消を図り、放課後子どもクラブの安定的な運営を図る。

なお、利用児童が少ない土曜日の開所について、民間委託をする3クラブに集約して開所することにより、支援員等の負担軽減やコスト削減を図るとともに、開所する3クラブの開所時間を毎週土曜日午前7時30分から午後7時まで拡大することにより、放課後子どもクラブを利用している保護者の就労支援の拡充を図る。

さらに、支援員の資質向上のために、民間事業者と合同で支援員研修等を行うことで民間事業者が持つ人材育成のノウハウを活用する。

また、民間委託をする3クラブでは専属の主任支援員やコーディネーター・学習アドバイザー等を配置するなど、「新・放課後子ども総合プラン」が示す放課後児童クラブと放課後子供教室を一体型での運営を試験運用することで、3年間の委託期間中に今後の放課後子どもクラブの運営方法についての調査研究を同時に進めていく。

- ・放課後児童支援員報酬（会計年度任用職員） 99,124,000 円
- ・コーディネーター謝礼 1,245,000 円

- ・学習アドバイザー謝礼 1,131,000 円
- ・放課後子どもクラブ運営業務委託料 32,829,000 円

[担当：スポーツ生涯学習課 → R3 生涯学習課] P. 270

4301 訪問型家庭教育支援事業に要する経費 594,000 円 (594,000 円)

[国・県 393,000 円 一財 201,000 円]

* 特財積算根拠

[県補:地域で支える家庭の教育力向上事業費補助金 590,000 円×2/3≒ 393,000 円]

○ 目的

取手市訪問型家庭教育支援事業を実施することにより、保護者への支援を通じて子どもの育ちを支え、地域における家庭教育の充実を図り、子育て家庭や子どもたちを地域社会全体で見守り支える体制の構築に資することを目的とする。

○ 内容

訪問型家庭教育支援協議会を設置し、訪問型家庭教育支援チーム員が家庭教育に関する情報提供を行うことによって家庭での教育力の向上を図る。

- ・家庭教育支援についての評価・助言を行う協議会を開催することにより、事業全体に係る総合調整を行う。
- ・これまでは、訪問型家庭教育支援チーム員が対象家庭を訪問して情報提供を行った際、保護者と面談を実施していたが、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大している状況下では、相談を希望する保護者を対象に面談または電話による相談を実施することにより、家庭教育に関する情報提供や必要に応じて関係部署への引継ぎなどを行う。対象者は小学校1学年の子を持つ家庭の保護者や転校生の子どもを持つ家庭の保護者。

5 社会教育費 2 公民館費

[担当：公民館 → R3 生涯学習課] P. 273

2101 公民館活動に要する経費 1,523,000 円 (1,965,000 円)

[一財 1,523,000 円]

○ 目的

市内には、学習活動や地域づくりの中心的役割を担う公民館が14館あり、地域に即した生涯学習施設として活用されている。それぞれの地域ニーズに合わせた魅力ある事業を展開し、地域の生涯学習の拠点として、より一層の充実を図る。

○ 内容

市内各地域の公民館において、幅広い年齢層を対象とした講座や講演会等を開催し、地域の人たちが身近に参加でき、学べる機会を提供する。

- ・報償費 1,071,000 円(各公民館講師謝礼等)

[担当：公民館 → R3 生涯学習課] P. 273

2301 公民館施設整備に要する経費 12,438,000 円 (6,841,000 円)

[地方債 5,000,000 円 その他 6,115,000 円 一財 1,323,000 円]

* 特財積算根拠

[市債：公民館施設整備事業債 6,765,000 円×75%≒5,000,000 円]

[繰入金: 公共施設整備基金繰入金 6,115,000 円]

○ 目的

公民館施設の維持管理を行い、利用環境を整える。

○ 内容

市内公民館施設の破損箇所や異常箇所の修繕及び工事を実施し、施設整備を行う。

・修繕料 5,603,000 円(各公民館施設の修繕)

白山公民館と働く婦人の家の排水処理について、下水道本管に接続する工事及び既存浄化槽の撤去工事を行う。

・工事請負費 6,765,000 円(白山公民館下水道接続工事)

5 社会教育費 3 図書館費

[担当: 図書館] P.274

2001 図書館管理運営に要する経費 29,758,000 円 (34,673,000 円)

[地方債 4,200,000 円 その他 2,540,000 円 一財 23,018,000 円]

* 特財積算根拠

[市債: 合併特例債 4,480,000 円×95%≒4,200,000 円]

[繰入金: 公共施設整備基金繰入金 2,540,000 円]

○ 目的

多くの市民が訪れる図書館として、安全安心な読書環境を提供するため、施設の維持管理を図る。

○ 内容

取手図書館は昭和 54 年の開館から 42 年が経過し、建物、設備等の老朽化が著しい。ふじしろ図書館は平成 15 年の開館から 18 年が経過し、修繕を必要とする箇所が頻発するようになっている。機能の維持・回復、安全確保のための修繕を行う。

・ふじしろ図書館空調設備改修工事实施設計業務委託 4,480,000 円

・取手図書館児童開書架ブラインド修繕 891,000 円

・ふじしろ図書館非常用照明修繕 1,624,000 円

[担当: 図書館] P.275

2101 図書館活動に要する経費 95,826,000 円 (89,957,000 円)

[その他 3,919,000 円 一財 91,907,000 円]

* 特財積算根拠

[手数料: コピー手数料 120,000 円]

[繰入金: ふるさと取手応援基金繰入金 3,750,000 円]

[諸収入: 雇用保険料本人負担分 48,000 円]

[諸収入: 印刷機使用料 1,000 円]

○ 目的

多様化する市民ニーズに適応した図書館サービスを提供するため、各種事業の充実に努める。

○ 内容

図書館及び公民館・駅前窓口等の市民に身近なサテライト施設や、学校連携における迅

速な予約本の提供や返却受付を維持するため、引き続き図書館システムの活用、及び図書配送業務を委託する。

また、令和2年度に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、電子図書館システムを導入した。令和3年度においても電子書籍のさらなる拡充を図り、コロナ禍の生活の中でも、自宅等で読書ができる環境を整えるとともに、仕事や子育てなどで図書館を利用することが難しい市民へも働きかけ、サービス提供ができるように普及啓発を図る。

・会計年度任用職員報酬	34,179,000 円
・図書配送業務委託料	7,066,000 円
・電算機賃借料	37,364,000 円
・電子図書館システム使用料	4,400,000 円

[担当：図書館] P.276

2201 図書館資料購入に要する経費 28,444,000 円 (33,977,000 円)

[その他 73,000 円 一財 28,371,000 円]

* 特財積算根拠

[諸収入：図書弁償金 43,000 円]

[諸収入：広告掲載料 30,000 円]

○ 目的

図書館の基本機能である資料提供を遂行するため、必要な図書館資料を収集する。

○ 内容

市民の多様な資料に対するニーズに応えるため、図書館資料の充実を図る。

・定期刊行物等資料購入費（新聞・雑誌等）	3,487,000 円
・図書、AV 資料購入費	21,822,000 円

5 社会教育費 4 文化財保護費

[担当：教育総務課 → R3 生涯学習課] P.277

2101 旧取手宿本陣管理運営に要する経費 7,927,000 円 (8,435,000 円)

[その他 192,000 円 一財 7,735,000 円]

* 特財積算根拠

[諸収入：本陣駐車場使用料 192,000 円]

○ 目的

県・市指定文化財である「旧取手宿本陣」の保護・活用により、文化財への愛着や関心を高める。

○ 内容

「旧取手宿本陣」の保存・管理に努め、一般公開を行う。

・管理委託料(防災設備保守点検、庭園維持管理等)	2,088,000 円
・公開日受付業務委託料	1,900,000 円
・土地賃借料(史跡、駐車場)	3,385,000 円

[担当：教育総務課 → R3 生涯学習課] P.279

2501 埋蔵文化財センター活動に要する経費 1,091,000円 (1,084,000円)

[その他 850,000円 一財 241,000円]

* 特財積算根拠

[繰入金:ふるさと取手応援基金繰入金: 850,000円]

○ 目的

埋蔵文化財センターを様々な文化財に関する情報発信・収集の拠点施設として活用を図り、市民の郷土史に対する理解と親しみを深め、文化的向上に資する。

○ 内容

例年、市内の埋蔵文化財や歴史資料をテーマとして、年2回企画展を実施しているが、令和3年度は、市制施行50周年記念事業として『取手市史 追補版』が発刊されるため、関連企画展2回と『取手市史 追補版』発刊記念講演会を1回開催する。

- ・「取手市史」追補版発刊記念講演会講師謝礼 50,000円×1回= 50,000円
- ・企画展ポスター・パンフレット印刷代 473,000円×2回=946,000円

6 保健体育費 1 保健体育総務費

[担当: スポーツ生涯学習課 → R3 スポーツ振興課] P. 282

2001 スポーツ団体育成推進関係経費 9,060,000円 (9,337,000円)

[一財 9,060,000円]

○ 目的

スポーツ団体を育成・支援することで、市民の体力向上とスポーツの普及振興を図る。

○ 内容

体育協会・スポーツ少年団の育成支援を図る。

団体名	団体数	会員数	活動内容
体育協会	28部	5,175人	<ul style="list-style-type: none"> ・各種講習会の開催 ・視察研修 ・機関紙の発行 ・交流会 ・市主催行事への協力及び参加 ・競技別大会の企画運営 ・指導者の育成
スポーツ少年団	10連盟 36単位団	1,241人	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年のスポーツ指導 ・競技別大会、教室の企画運営 ・認定員養成講習会 ・取手ブロック近隣市町交流会 ・市主催行事への協力及び参加 ・県各講習、研修会への参加

6 保健体育費 2 体育施設費

[担当: スポーツ生涯学習課 → R3 スポーツ振興課] P. 283

2001 取手グリーンスポーツセンター管理運営に要する経費 124,778,000円

(129,739,000円)

[一財 124,778,000円]

○ 目的

生涯スポーツの拠点となる取手グリーンスポーツセンターの維持・管理を行うことで、市民の健康増進とスポーツ団体相互の交流を深める。

○ 内容

指定管理者による充実した施設管理を行い、利用者の拡大を目指し、市民の健康、体力づくりの拠点としてスポーツ・レクリエーションの普及発展に努める。

グリーンスポーツセンター指定管理料

122,199,000 円(人件費、施設管理費等含む)

火災保険料 455,369 円

敷地賃借料 2,123,000 円

[担当：スポーツ生涯学習課 → R3 スポーツ振興課] P. 283

2201 藤代スポーツセンター管理運営に要する経費 39,854,000 円 (41,018,000 円)

[その他 9,947,000 円 一財 29,907,000 円]

* 特財積算根拠

[使用料:藤代スポーツセンター使用料 9,000,000 円]

[手数料:コピー手数料 3,000 円]

[繰入金:公共施設整備基金繰入金 930,000 円]

[諸収入:雇用保険料本人負担分 3,000 円]

[諸収入:ファクシミリ使用料 1,000 円]

[諸収入:印刷機使用料 10,000 円]

○ 目的

生涯スポーツ・健康づくりの施設として、また憩いの場としての公園施設の維持・管理を行うことで、市民が快適な施設でスポーツを楽しむ場の提供を図る。

○ 内容

市民の健康、体力づくりの場としてスポーツ・レクリエーションの普及発展に努める。

修繕料

藤代スポーツセンター駐車場区画線修繕 1,034,330 円

[担当：スポーツ生涯学習課 → R3 スポーツ振興課] P. 286

2402 旧取手一中体育施設 5,228,000 円 (5,650,000 円)

[一財 5,228,000 円]

○ 目的

旧取手一中の跡地利用として、生涯スポーツ・健康づくりの施設と、憩いの場としての施設の維持・管理を行うことで、市民が快適な施設でスポーツを楽しむ場の提供を図る。

○ 内容

市民の健康、体力づくりの場としてスポーツ・レクリエーションの普及発展に努める。

委託料 雨水貯留槽等点検管理業務委託料 2,725,000 円

樹木剪定草刈清掃等業務委託料 1,980,000 円

6 保健体育費 3 学校給食センター費

[担当：学務給食課 → R3 保健給食課] P. 287

2001 給食センター運営に要する経費 135,072,000 円 (131,687,000 円)

[その他 123,840,000 円 一財 11,232,000 円]

* 特財積算根拠

[諸収入:幼稚園給食代 1,477,000 円 ※月額 4,370 円]

[諸収入:小学校給食代センター分 78,296,000 円 ※月額 4,440 円]

[諸収入:中学校給食代センター分 43,317,000 円 ※月額 4,950 円]

[繰入金:ふるさと取手応援基金繰入金 750,000 円]

○ 目的

子どもたちに安全な食材による給食を提供することで、望ましい食習慣の形成を図ることを目標に、学校給食の円滑な運営を図る。

○ 内容

主な経費は、学校給食に要する経費である。

・賄材料費 123,090,000 円

[担当:学務給食課 → R3 保健給食課] P.288

2101 給食センター施設整備に要する経費 76,993,000 円 (100,580,000 円)

[地方債 25,300,000 円 その他 13,757,000 円 一財 37,936,000 円]

* 特財積算根拠

[市債:給食センター整備事業債 33,847,000 円×75%≒25,300,000 円]

[繰入金:学校施設整備基金繰入金 3,830,000円]

[繰入金:ふるさと取手応援基金繰入金 9,927,000円]

○ 目的

適正な維持管理と設備の充実により、給食施設を良好な状態に保つ。

○ 内容

主な経費は、施設の維持管理及び設備の改修に要する経費である。

委託料

・給食運搬業務委託料 16,990,000 円

・汚水・排水処理施設清掃点検委託料 2,316,000 円

・ボイラー設備総合管理委託料 1,650,000 円

・生ごみ収集運搬・リサイクル処理業務委託料 1,089,000 円

工事請負費

・調理場換気ダクト改修工事 874,000 円

・車庫入り口改修工事 978,000 円

・調理場内調味料庫改修工事 900,000 円

・コンベクションオープン改修工事 14,498,000 円

・フライヤー改修工事 19,349,000 円

備品購入

・作業台 798,000 円

・球根皮むき機 737,000 円

11 公債費

1 公債費 1 元金 2 利子

[担当：財政課・社会福祉課] P. 293

9701 地方債元金償還金 利子償還金 4,321,807,000円 (4,109,659,000円)

[国・県 31,406,000円 その他 1,947,000円 一財 4,288,454,000円]

* 特財積算根拠

[県補：新市町村づくり支援事業費補助金 14,313,000円]

[県補：合併市町村幹線道路緊急整備支援事業補助金 17,093,000円]

[諸収入：災害援護資金貸付金元利収入 1,947,000円]

(単位：千円)

区 分	令和2年度末 残高見込額A	令和3年度償還額			令和3年度中 起債見込額D	令和3年度末 残高見込額A-B+D
		元 金 B	利 子 C	計		
1. 普通債	20,569,326	1,897,957	111,569	2,009,526	798,700	19,470,069
(1)総務債	202,656	14,064	339	14,403		188,592
(2)民生債	269,526	22,242	1,150	23,392		247,284
(3)衛生債	7,620	1,270	54	1,324		6,350
(4)農林水産業債	203,112	33,190	1,864	35,054	11,100	181,022
(5)商工債	38,272	3,778	120	3,898	3,000	37,494
(6)土木債	1,943,845	282,105	17,145	299,250	159,100	1,820,840
(7)消防債	506,356	67,582	786	68,368	50,200	488,974
(8)教育債	2,823,579	249,164	13,229	262,393	30,300	2,604,715
(9)地域再生事業債	7,940	7,790	120	7,910		150
(10)合併特例債	12,590,254	1,033,221	71,211	1,104,432	507,600	12,064,633
(11)行政改革等推進債(地域再生分)	22,692	7,066	377	7,443		15,626
(12)災害復旧債	25,136	4,085	152	4,237		21,051
(13)緊急防災・減災事業債	1,038,618	155,997	2,477	158,474	35,000	917,621
(14)全国防災事業債	83,920	4,183	232	4,415		79,737
(15)防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債	719,600		2,030	2,030		719,600
(16)公共施設等除却債	86,200	12,220	283	12,503	2,400	76,380
2. 減税補てん債	363,776	104,276	651	104,927		259,500
3. 臨時財政対策債	22,408,511	1,719,899	79,976	1,799,875	2,600,000	23,288,612
4. 減収補てん債	2,013,677	339,940	20,459	360,399		1,673,737
5. 調整債	127,700	6,740	590	7,330		120,960
6. 退職手当債	135,780	33,940	2,217	36,157		101,840
7. 災害援護資金貸付債	14,255	3,593		3,593		10,662
合 計	45,633,025	4,106,345	215,462	4,321,807	3,398,700	44,925,380

地方債の利率別現在高の状況

(単位：千円)

令和2年度末 現在高見込額	0.5%以下	1.0%以下	1.5%以下	2.0%以下	2.5%以下
45,633,025	32,136,934	6,597,027	3,298,747	3,483,917	116,400
構成比	70.4%	14.5%	7.2%	7.6%	0.3%

取手駅西口都市整備事業
特 別 会 計

1 概要

取手駅西口地区においては、交通結節機能の充実と都市機能の集積を目的として、取手駅北土地区画整理事業による都市基盤整備を進め、合わせて建築物整備事業を一体的に施行することによって、潤いと活気に満ちた中心市街地の活性化を進めている。

取手駅北土地区画整理事業では、取手駅西口地区の宅地造成、交通広場及び都市計画道路の整備を行い、環境に考慮した都市空間の整備を進めることにより、交通結節機能強化及び回遊性の向上を図る。

取手駅西口地区における土地利用については、健康・医療・福祉等の各種都市機能の充実に図り、持続可能な魅力ある中心市街地の形成を進めている。

特に取手駅西口交通広場に面するA街区においては、関係権利者とともに公共施設や商業施設、高層住宅等から構成される多機能複合施設を整備することにより、「市の顔」に相応しい魅力ある都市空間の形成を図る。

2 歳入の状況

(単位：千円)

款	項	目	予算額
1. 使用料及び手数料	1. 使用料	1. 土木使用料	10
2. 国庫支出金	1. 国庫補助金	1. 国庫補助金	110,000
3. 県支出金	1. 県補助金	1. 県補助金	33,799
4. 繰入金	1. 他会計繰入金	1. 一般会計繰入金	600,170
5. 繰越金	1. 繰越金	1. 繰越金	1,100
6. 諸収入	1. 市預金利子	1. 市預金利子	10
	2. 雑入	1. 雑入	2,000
7. 市債	1. 市債	1. 土木債	131,900
合 計			878,989

3 歳出の状況

(単位：千円)

款	項	目	予算額
1. 事業費	1. 審議会費	1. 審議会費	139
	2. 総務費	1. 総務費	101,340
	3. 事業費	1. 事業費	408,001
2. 公債費	1. 公債費	1. 元金	332,718
		2. 利子	36,291
3. 予備費	1. 予備費	1. 予備費	500
合 計			878,989

1 事業費

3 事業費 1 事業費

[担当：区画整理課] P. 16

7501 取手駅北土地区画整理事業に要する経費 399,969,000 円 (450,601,000 円)

[国・県 110,000,000 円 地方債 131,900,000 円 その他 158,059,000 円

一財 10,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：防災・安全交付金（生活空間の安全確保分）

200,000,000 円×55%=110,000,000 円]

[市債：取手駅北土地区画整理事業債

(200,000,000 円-110,000,000 円)×90%=81,000,000 円

67,916,000 円×75%≒50,900,000 円]

[繰入金：一般会計繰入金 156,059,000 円]

[雑入：下水道設備更新負担金 2,000,000 円]

○ 目的

取手駅北土地区画整理事業は、多様な都市機能の集積と土地の高度利用の促進を図るため、都市基盤の整備を進めている。今年度は事業完了に向けた駅前交通広場整備工事を実施する。

○ 内容

事業年度 平成 5 年度～令和 4 年度

施行面積 6.5ha

[委託業務]

委託件数 1 件 159,000 円

[工事請負]

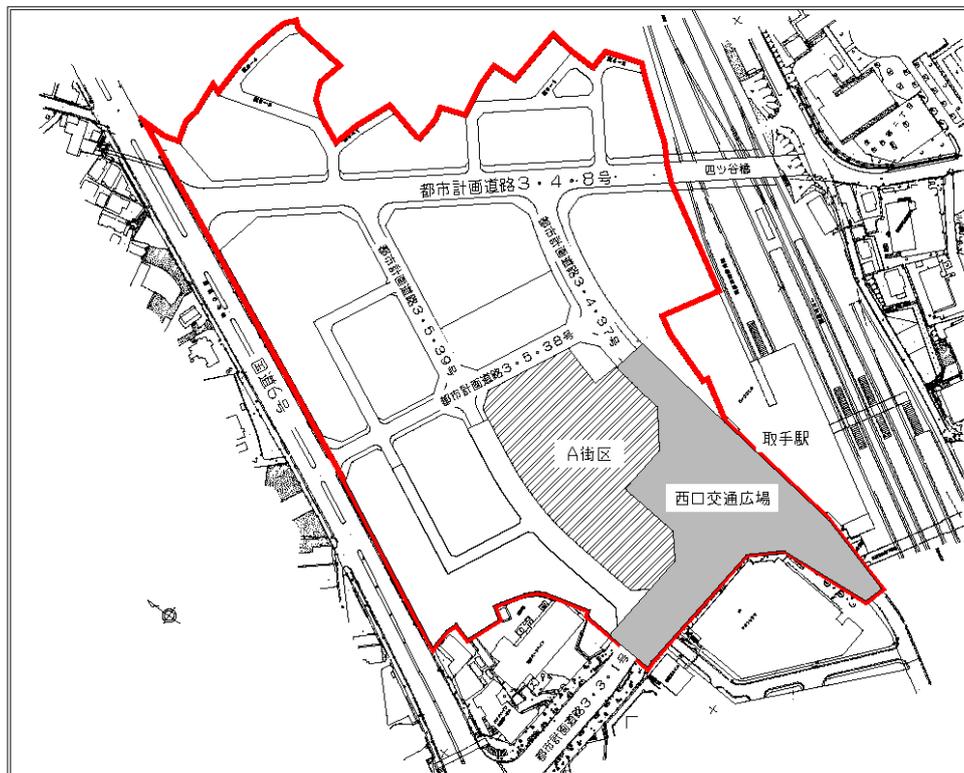
・駅前交通広場整備工事 202,000,000 円

[建物移転補償]

建物移転補償 23 件 125,700,000 円

工事に伴う補償 3 件 69,916,000 円

取手駅北土地区画整理事業区域



[担当：中心市街地整備課] P. 17

7701 取手駅北地区建築物整備事業に要する経費 8,000,000円(0円)

[その他 8,000,000円]

* 特財積算根拠

[繰入金：一般会計繰入金 8,000,000円]

○ 目的

取手駅西口周辺地区においては、取手駅北土地区画整理事業との一体的な土地利用を推進し、「健康・医療・福祉そして環境」を基軸とした都市機能の集積を図り、少子高齢社会への対応と中心市街地の持続可能な活性化を目指した都市再生を進めている。

A街区の土地利用については、第一種市街地再開発事業による都市機能の集積と活力創出を目指し、関係権利者が設立した再開発準備組合による事業化に向けた作業が進められており、市は必要な助言・援助等を行っている。

事業化を推進するにあたり、取手駅西口周辺地区の現況交通量や既存駐車場の需給バランス等を調査・分析することにより、将来的な交通需要を推計し、円滑な交通処理のための方策を検討・立案するため、取手駅西口周辺地区の交通計画を策定する。

○ 内容

[委託業務]

取手駅西口周辺地区交通計画策定支援業務委託料 8,000,000円

国民健康保険事業
特 別 会 計

1 概要

国民健康保険(以下「国保」という。)は、制度創設以来、市民の医療の確保と健康維持に貢献し、医療保険制度の中核として重要な役割を果たしてきた。

しかしながら、急速な少子高齢化の進展や医療技術の高度化及び疾病構造の変化等に伴い医療費が増大する一方で、国保は勤務先の医療保険などと比べると高齢者の割合が高く、加入者の所得水準が低いといった年齢構成上や財政基盤上の様々な課題を抱えている。また、市区町村規模の大小により国保の財政に差があり、小規模市町村では財政が不安定になりやすいなどといった課題があった。このような状況の中、平成 30 年度から都道府県が市区町村とともに保険者となる等の大改革が行われた。

都道府県と市区町村が一緒に運営を担うことにより、事務の効率化、標準化、広域化を推進し、制度の安定化を目指していく。市区町村は、加入者の資格管理や保険料(税)の賦課・徴収、給付の決定・支払い、健康づくりのための事業など加入者に身近なきめ細かい事業を引き続き実施していく。

(1) 被保険者資格の適用適正化

被保険者資格の適用適正化については、事業運営の基本であり、被保険者の医療の確保及び国保運営の健全化のために極めて重要である。特に、国保に加入すべき対象者でありながら加入の手続きがなされていない無保険状態の者、逆に社会保険等の他の健康保険に加入しているのに、国保喪失の届出がされていないため、重複して健康保険に加入してしまっている者などについて、早期に適正な適用を図るための対策を講じる。

(2) 国保税収入の確保

適正な課税及び収納対策により、被保険者間の負担の公平性を確保する。国保税算定の基礎となる所得については、正確な把握が必要であるので、申告のない世帯については、関係機関との連携を図りながら、申告の勧奨などにより所得の把握に努める。

また、保険税収納率の向上のための取り組みに努める。

(3) 医療費の適正化

医療費の適正化を進めるため、第三者求償事務の充実、医療機関における適正受診の啓発、後発医薬品(ジェネリック医薬品)の普及啓発に努める。

(4) 保健事業の推進

特定健康診査については、第三期特定健康診査等実施計画(平成 30 年度～令和 5 年度)に基づき、受診率の向上に努めていく。また、「国保データベース(KDB)システム」の各種統計情報に関するデータを活用したデータヘルス計画についても、第 2 期計画(平成 30 年度～令和 5 年度)を策定し、効率的な保健事業の実施により生活習慣病の重症化予防に努めている。

○取手市国保の現況

(1) 歳入歳出の状況

歳入歳出予算額は、10,133,032 千円で、前年度に比較して 4.8%の減となった。

歳入

(単位：千円)

区 分	令和3年度	令和2年度	増減率 (%)
国民健康保険税	2,154,224	2,217,084	△2.8
使用料及び手数料	1,450	1,700	△14.7
国庫支出金	1	750	△99.9
県支出金	7,128,743	7,588,664	△6.1
財産収入	31	230	△86.5
繰入金	775,515	765,440	1.3
繰越金	40,000	40,000	0.0
諸収入	33,068	33,064	0.0
歳入合計	10,133,032	10,646,932	△4.8

歳出

(単位：千円)

区 分	令和3年度	令和2年度	増減率 (%)
総務費	243,920	245,491	△0.6
保険給付費	7,361,113	7,354,678	0.1
国保事業費納付金	2,074,997	2,188,184	△5.2
共同事業拠出金	10	10	0.0
保健事業費	231,737	221,056	4.8
基金積立金	202,031	619,892	△67.4
諸支出金	14,224	12,621	12.7
予備費	5,000	5,000	0.0
歳出合計	10,133,032	10,646,932	△4.8

(2) 国保加入者の状況

(年間平均3月～2月)

区 分	年 度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	増減率 (%)	
		(見込)	(見込)	(実績)	R3/R2	R2/R1
加入世帯数		16,245 世帯	16,625 世帯	17,005 世帯	△2.3	△2.2
被保険者数	一般	23,967 人	24,903 人	25,840 人	△3.8	△3.6
	退職	0 人	0 人	15 人	—	△100.0
	合計	23,967 人	24,903 人	25,855 人	△3.8	△3.7

(3) 保険給付費等の状況

(単位：千円)

年 度		療養給付費	療養費	高額療養費	出産育児一時金	葬祭費
令和3年度(予算)	一般	6,372,000	56,400	873,000	25,200	11,000
	退職	60	12	24		
令和2年度(見込)	一般	6,100,000	45,000	854,231	21,000	9,400
	退職	20	1	1		
令和元年度(実績)	一般	6,441,233	55,479	871,026	23,860	9,200
	退職	3,180	13	353		

(4) 1人当たりの医療費 (単位：円)

年度	一般	退職
令和3年度(見込)	322,273	—
令和2年度(見込)	331,245	—
令和元年度(実績)	340,936	304,158

※令和2年度・令和3年度の退職分については、遡及振替対応分のみとなるため、原則発生しない。

1 総務費

1 総務管理費 1 一般管理費

[担当：国保年金課] P. 45

7001 国保事務に要する経費 48,278,000円 (50,781,000円)

[国・県 24,548,000円 その他 23,730,000円]

* 特財積算根拠

[県補：都道府県繰入金 (2号分) 24,548,000円]

[繰入金：事務費等繰入金 23,730,000円]

○ 目的

国民健康保険制度の効率的な実施と被保険者に対するサービスの向上を図る。

○ 内容

国民健康保険事務に係る経費であるが、主なものとしては保険証・納税通知書の郵送料及び電算処理業務の手数料・委託料である。

主な経費	一斉更新保険証郵送料	6,801,100円
	納税通知書・特別徴収通知書郵送料	1,920,000円
	国保・後期・介護納付済額通知郵送料	1,386,000円
	第三者行為求償事務手数料	1,280,000円
	連合会レセプト管理システム手数料	1,346,400円
	保険者事務共同電算処理業務委託料	7,709,701円
	国保事務電算処理委託料	19,947,000円
	国保情報集約システム運用管理業務委託料	2,729,439円

[担当：国保年金課] P. 46

7501 医療費適正化特別対策に要する経費 11,609,000円 (12,259,000円)

[国・県 11,601,000円 その他 8,000円]

* 特財積算根拠

[県補：都道府県繰入金 (2号分) 11,601,000円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 8,000円]

○ 目的

国民健康保険に係る医療費の適正化を図り、国保財政の安定化を目的とする。

○ 内容

診療報酬明細書(レセプト)二次点検業務を、茨城県国民健康保険団体連合会に委託することによる事業の効率化とレセプト点検の充実強化を図るとともに、医療費の過誤請求の防止や国民健康保険被保険者資格の適用適正化に努め、医療費の削減を図る。

主な経費	国保被保険者資格点検事務報酬 1 人	1,208,088 円
	国保適用適正化事務報酬 1 人	1,208,088 円
	医療費通知及びジェネリック差額通知郵送料	4,494,000 円
	保険者レセプト二次点検業務手数料	3,264,000 円
	多受診適正化通知業務委託料	330,000 円

2 徴税費 1 徴税総務費

[担当：納税課] P. 48

7601 国保税徴収に要する経費 20,830,000 円 (19,210,000 円)

[国・県 16,109,000 円 その他 4,721,000 円]

* 特財積算根拠

[県補：都道府県繰入金 (2 号分) 16,109,000 円]

[手数料：督促手数料 1,450,000 円]

[繰入金：事務費等繰入金 3,257,000 円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 14,000 円]

○ 目的

国保税収納率向上のため、職員及び徴収事務員による徴収を行うとともに、納税者からの照会等に対する回答の迅速化及び収納管理事務の効率化を図る。

○ 内容

(1) 国保税の収納状況 (現年度) (単位：千円)

年 度	調 定 額	収 納 額	収納率(%)
令和 2 年度(見込)	2,269,362	2,125,711	93.67
令和元年度(実績)	2,346,114	2,193,895	93.51
平成 30 年度(実績)	2,443,236	2,288,678	93.67

(2) コンビニ収納取扱手数料 2,673,000 円

国保税をコンビニエンスストアの店舗(一部を除く)から納付できる。また、納期限を過ぎた場合も、コンビニ用納付書を再発行することで納付可能となる。令和 2 年度からは、納付書のバーコードを利用したスマートフォンアプリ(Pay B、Line Pay、Pay Pay、au PAY、楽天銀行アプリ)による決済も可能となった。

(3) 公金収納情報データ処理手数料 1,387,000 円

国保税の収納処理について、金融機関等の窓口で収納された領収済通知書(紙ベース)を OCR 読み込み・パンチ入力処理によって電子データに変換し、「消込み用データ」として受け取り事務処理を行う。

5 保健事業費

1 特定健康診査等事業費 1 特定健康診査等事業費

[担当：国保年金課] P. 59

7701 特定健康診査等事業に関する経費 111,722,000円(110,988,000円)

[国・県 53,693,000円 その他 5,000円 一財 58,024,000円]

* 特財算出根拠

[県補：保険者努力支援分 3,786,000円]

[県補：特別調整交付金分(市町村) 3,118,000円]

[県補：都道府県繰入金(2号分) 8,009,000円]

[県補：特定健康診査等負担金 37,342,000円]

[県補：健康増進事業費補助金 1,438,000円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 5,000円]

○ 目的

国保加入者の40歳から75歳未満を対象に内臓脂肪型肥満に着目した特定健康診査を実施する。健診結果に基づき保健指導に該当すると判定された者に対し、その要因となっている生活習慣を改善するための指導を行うことにより、生活習慣病等の有病者・予備群を減少させ、国保加入者の健康増進及び中長期的な医療費の抑制を図る。

○ 内容

・特定健康診査

糖尿病・高血圧・脂質異常症等の生活習慣病の有病者・予備群を減少させるため、保健指導を必要とする方を的確に抽出するための健診を実施する。

なお、昨年4月から5月にかけての国の緊急事態宣言発令の影響で、例年7月に行っている特定健康診査を中止にしたため、例年より見込み数が減少している。令和3年度においては、健診予約コールセンターを設置し、例年並みの定員数を確保するため、予算も例年どおりで計上している。

<健診項目>

質問項目、身体計測(身長・体重・BMI・腹囲)、身体診察、血圧測定、血液検査、肝機能検査、血糖検査、尿検査、心電図検査、眼底検査、貧血検査、血清クレアチニン、尿酸

区分	令和3年度(予算)	令和2年度(見込)	令和元年度(実績)
対象者	22,000人	22,859人	23,658人
受診者	10,830人	5,841人	8,358人
受診率	49.2%	25.6%	35.3%

(※年間異動分含む)

・特定保健指導

健診結果から「情報提供」「動機付け支援」「積極的支援」の3つにグループ分けをし、「動機付け支援」及び「積極的支援」の対象者に対して、保健師や管理栄養士等が食習慣や効果的な運動など生活習慣の改善に必要な支援を行うとともに、指導対象であっても指導を

受けていない方への利用勧奨により指導率の向上と生活習慣病の改善を図る。

・糖尿病性腎臓病重症化予防事業

平成30年度から「糖尿病性腎臓病重症化予防事業」を実施し、糖尿病の重症化や腎不全、人工透析への移行を防止することを目的に、取手市医師会の協力を得るとともにかかりつけ医との連携を図り、より有効かつ効果的な保健指導の取り組みを実施する。

また、特定健康診査の結果や医療機関受診状況をもとに未治療者や治療中断者を抽出し、血糖値等が受療勧奨域の者に対して、通知等による受療勧奨を実施する。

[担当：国保年金課] P. 60

7702 新型コロナウイルス感染症対策経費 15,665,000円 新規

[一財 15,665,000円]

○ 目的

市内公共施設において実施する集団健診を、感染リスク軽減策の一環として、完全予約制で実施する。

○ 内容

主な経費 集団健診予約管理業務委託料（コールセンターの設置） 15,552,680円

2 保健事業費 1 保健衛生普及費

[担当：国保年金課] P. 60

7601 健康優良世帯表彰に要する経費 527,000円（2,431,000円）

[一財 527,000円]

○ 目的

健康に対する住民意識の向上を図り、合わせて国保医療費節減に関する啓発を行う。

○ 内容

1年間以上無受診の健康優良世帯に対し、表彰状を贈呈する。

区分	令和3年度（予算）	令和2年度（見込）	令和元年度（実績）
1年間無受診世帯	500世帯	450世帯	507世帯
2年間無受診世帯	500世帯	469世帯	455世帯
合計	1,000世帯	919世帯	962世帯

2 保健事業費 2 疾病予防費

[担当：国保年金課] P. 61

7501 疾病の予防に要する経費 103,823,000円（107,637,000円）

[国・県 61,327,000円 その他 550,000円 一財 41,946,000円]

* 特財積算根拠

[県補：保険者努力支援分 15,076,000円]

[県補：都道府県繰入金（2号分） 46,251,000円]

[諸収入：喀痰検査費用自己負担金 100,000円]

[諸収入：大腸がん検診費用自己負担金 450,000円]

○ 目的

国保加入者が人間ドック等を受診する際に助成を行うとともに、各種がん検診の受診しやすい環境を作り、生活習慣病の予防に寄与するとともに、受診率の向上、疾病の早期発見、早期治療により健康増進と中長期的な医療費の抑制を図る。

○ 内容

・人間ドック

市が実施する特定健康診査を受診しない満40歳以上75歳未満で、国保税に未納がない国保加入者に対し、下記いずれかのドック検診について、年度内に一度助成する。

なお、昨年4月から5月にかけての国の緊急事態宣言発令の影響で、同期間人間ドックを取りやめる医療機関が多かったことから、例年より見込み数が減少している。令和3年度においては、医療機関においても感染防御策を行いながらの健診実施となるため、予算も例年どおりで計上している。

- (1) 日帰り人間ドック 助成額 24,500円
- (2) 脳ドック 助成額 35,000円
- (3) 肺ドック 助成額 24,500円

(*ただし、特定健康診査を含む人間ドック検診を受けた対象者に係る助成金の額は、当該助成金の額から特定健康診査に係る部分に要した費用を減じた額とする。)

ドック名	令和3年度(予算)	令和2年度(見込)	令和元年度(実績)
日帰り人間ドック	2,370人	1,252人	1,830人
脳ドック	670人	220人	442人
肺ドック	40人	16人	30人
合計	3,080人	1,488人	2,302人

・がん検診等助成事業

各種がん検診等の助成事業を実施することにより、受診率の向上とともに疾病の早期発見、早期治療による国保加入者の健康増進及び中長期的な医療費の抑制を図る。

平成30年度から胃がん、乳がん、子宮がん、大腸がん、前立線がんの各がん検診、骨粗しょう症検診、喀痰検査、ヘルスアップ健診、肝炎ウイルス検診、歯周疾患検診の各種検診の自己負担金を500円(ワンコイン)に統一して実施する(肺がん検診の自己負担金については、従来から65歳以上は無料、64歳以下は400円のため、据え置き)。

後期高齢者医療
特別会計

1. 概要

高齢者の医療費が急激に増大するなかで世代間の医療費負担を明確化し、医療保険制度の安定的な財政運営を維持していくために、75歳以上の後期高齢者について新たに独立した後期高齢者医療制度が平成20年4月から開始された。

今後の高齢社会において持続可能な医療保険制度体系の確立を図るためには、後期高齢者医療制度の円滑な運営が不可欠であり、市町村がそれぞれ単独で取り組むよりも、他の市町村と協力して、広域的に事務処理を行う方がより効率的であることから、茨城県内のすべての市町村が加入する「茨城県後期高齢者医療広域連合」が平成19年1月24日付で設立された。

広域連合は、地方自治法に規定される特別地方公共団体であり独自の首長や議会を持ち、後期高齢者医療の運営主体として、市町村との連携を図りつつ、保険料の賦課・医療の給付・医療費の通知や保健事業等を行い、各種届出の受付・保険料の徴収や被保険者証の引渡し等の窓口受付は市町村が行っている。

社会保障制度改革推進法（平成24年法律第64号）に基づき、内閣に社会保障制度改革国民会議が設置され、社会保障制度改革について審議が行われている。後期高齢者医療制度については、現在では十分定着しており、現行制度を基本としながら、実施状況等を踏まえ必要な改善を行うことが適当であると報告されている。

当市の後期高齢者被保険者数は、人口統計からも今後右肩上がり増加する。被保険者数の伸びに合わせて予算編成を行った。

(1) 歳入・歳出の状況

歳入歳出予算額は、3,246,374千円で昨年と比較して11.6%の増となる。

歳入

(単位：千円)

区 分	令和3年度	令和2年度	増減率 (%)
後期高齢者医療保険料	1,613,937	1,393,342	15.8
使用料及び手数料	220	207	6.3
繰 入 金	1,629,013	1,511,603	7.8
繰 越 金	600	600	0.0
諸 収 入	2,604	2,104	23.8
歳 入 合 計	3,246,374	2,907,856	11.6

歳出

(単位：千円)

区 分	令和3年度	令和2年度	増減率 (%)
総 務 費	213,459	205,249	4.0
納 付 金	3,029,715	2,699,907	12.2
諸 支 出 金	2,700	2,200	22.7
予 備 費	500	500	0.0
歳 出 合 計	3,246,374	2,907,856	11.6

(2) 被保険者の状況 (各年度末)

年 度 区 分	令和3年度 (見込)	令和2年度 (見込)	令和元年度 (実績)
被保険者数	21,295人	19,833人	18,471人

(3) 1人当たりの医療費 (単位：円)

年 度 区 分	令和3年度 (見込)	令和2年度 (見込)	令和元年度 (実績)
医療費	821,301	822,835	825,247

1 総務費

1 総務管理費 1 一般管理費

[担当：国保年金課] P.92

7001 後期高齢者医療事務に関する経費 144,067,000円 (149,876,000円)

[その他 144,066,000円 一財 1,000円]

* 特財積算根拠

[繰入金：事務費繰入金 65,572,000円]

[繰入金：後期高齢者健診事業繰入金 47,903,000円]

[繰入金：後期高齢者人間ドック検診事業繰入金 30,590,000円]

[諸収入：雑入 1,000円]

○ 目的

後期高齢者医療制度の効率的な実施と被保険者に対するサービスの向上を図る。

○ 内容

後期高齢者医療事務に係る経費であるが、主なものとして被保険者証の郵送料・茨城県後期高齢者医療広域連合からの委託を受けて行う健康診査のための経費・広域連合への共通経費の負担金や人間ドック検診の助成金である。

また、日常の健康づくり・疾病予防への関心を高めるため、無受診者を対象とした健康優良表彰と記念品の贈呈を行う。

需用費	健診案内封筒、健診説明チラシ印刷製本費	439,109円
役務費	郵送料などの通信運搬費、健診データ管理手数料	12,136,000円
委託料	健康診査、電算処理経費	58,477,000円
負・補・交	広域連合共通経費負担金、人間ドック助成金	72,175,000円

(1) 健康優良者 (1年間以上無受診者に対し、感謝状及び記念品を贈呈する。)

区 分	令和3年度(予算)	令和2年度(実績)	令和元年度(実績)
対象者	450人	374人	367人

(2) 健康診査

区 分	令和3年度(予算)	令和2年度(見込)	令和元年度(実績)
受診者	5,700人	3,779人	5,016人

(3) 人間ドック (助成額：日帰り・肺ドック 24,500円、脳ドック 35,000円)

ドック名	令和3年度(予算)	令和2年度(見込)	令和元年度(実績)
日帰りドック	810人	800人	795人
脳ドック	293人	290人	275人
肺ドック	20人	20人	20人
合 計	1,123人	1,110人	1,090人

[担当：国保年金課] P.93

7002 新型コロナウイルス感染症対策経費 6,500,000円 新規

[その他 6,500,000円]

* 特財積算根拠

[繰入金：後期高齢者健診事業繰入金 6,500,000円]

○ 目的

市内公共施設において実施する集団健診を、感染リスク軽減策の一環として完全予約制で実施するための経費。

○ 内容

委託料 健診予約業務委託料 (コールセンターの設置) 6,500,000円

2 徴収費 1 徴収費

[担当：国保年金課] P.93

7501 保険料徴収に要する経費 4,092,000円 (4,173,000円)

[その他 4,092,000円]

* 特財積算根拠

[手数料：督促手数料 220,000円]

[繰入金：事務費繰入金 3,872,000円]

○ 目的

後期高齢者医療保険料を徴収し、後期高齢者医療の適正な運営を図る。

○ 内容

茨城県後期高齢者医療広域連合が賦課した保険料を徴収するための経費であり、納付書の郵送料及び被保険者の利便性の向上を図るためコンビニエンスストアでの納付を実施するものである。

主な経費 郵送料などの通信運搬費 3,034,000円
口座振替分手数料 421,432円

2 後期高齢者医療広域連合納付金

1 後期高齢者医療広域連合納付金 1 後期高齢者医療広域連合納付金

[担当：国保年金課] P. 95

7501 後期高齢者医療広域連合納付金に要する経費 3,029,715,000 円(2,699,907,000 円)

[その他 3,029,715,000 円]

* 特財積算根拠

[保険料：特別徴収分 1,133,152,000 円]

[保険料：普通徴収分 476,274,000 円]

[保険料：普通徴収分前年度以前分 4,511,000 円]

[繰入金：医療給付費負担分繰入金 1,120,854,000 円]

[繰入金：低所得者軽減分繰入金 293,362,000 円]

[繰入金：被扶養者軽減分繰入金 1,560,000 円]

[諸収入：延滞金 1,000 円]

[諸収入：過料 1,000 円]

○ 目的

医療給付費に対する市の負担分や市が徴収した保険料を茨城県後期高齢者医療広域連合へ納付する。

○ 内容

保険料徴収分	1,613,937,000 円
低所得者軽減分	293,362,000 円
被扶養者軽減分	1,560,000 円
医療給付費負担分	1,120,854,000 円
延滞金・過料	2,000 円

介護保険特別会計

1. 概要

高齢者を社会全体で支える制度として広く定着した介護保険制度は、3年毎に制度の見直しを行っている。令和3年度は第8期介護保険事業計画(令和3年度～令和5年度)の初年度にあたる。計画には、令和7(2025)年から令和22(2040)年までに団塊の世代全てが75歳以上になることを見据え、高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に捉え、地域の特性に応じた地域包括ケアシステムを構築・推進するため、介護サービス提供体制の整備の推進、医療・介護連携の推進、認知症施策の総合的な推進等を図るなど、今後3年間の高齢者福祉や介護保険事業についての具体的な内容を定めている。

取手市の令和3年1月1日現在の65歳以上の人口は36,673人で、高齢化率は34.2%を示し、要介護(支援)認定者が4,977人、認定率は13.6%である。加速する高齢化に伴い、居宅サービスを中心にサービス利用者が拡大するとともに介護給付費も増大している。

高齢者が住み慣れた地域で健康で幸福に暮らせるよう、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止を図るとともに、在宅医療・介護の連携、総合的な認知症施策等を推進し、必要な方に必要なサービスが提供されるよう、地域包括ケアシステムの深化・推進を図る。

要介護(支援)認定者の推移

(4月1日現在)

年 度	65歳以上の人口	高齢化率	65歳以上の認定者数
令和3年度	36,673人	34.2%	4,977人
令和2年度	36,565人	34.2%	4,876人
令和元年度	36,179人	33.7%	4,657人
平成30年度	35,658人	33.1%	4,564人
平成29年度	35,026人	32.3%	4,404人

令和3年度は、令和3年1月1日現在

受給者の推移

(4月1日現在)

年 度	居宅介護(予防)サービス受給者	地域密着型(介護予防)サービス受給者	施設サービス受給者
令和3年度	2,912人	695人	935人
令和2年度	2,881人	664人	890人
令和元年度	2,502人	594人	884人
平成30年度	2,550人	532人	910人
平成29年度	2,472人	527人	853人

令和3年度は、令和3年1月1日現在

介護(予防)給付費当初予算額の推移

年 度	居宅介護（予防）サービス給付費	地域密着型（介護予防）サービス給付費	施設サービス給付費
令和3年度	2,899,440,000円	883,049,000円	3,078,000,000円
令和2年度	2,887,068,000円	849,209,000円	2,969,760,000円
令和元年度	2,760,516,000円	781,620,000円	2,962,344,000円
平成30年度	2,678,682,000円	747,852,000円	2,799,744,000円
平成29年度	2,604,600,000円	726,744,000円	2,744,280,000円

2. 歳入の状況

(単位:千円)

区 分	令和3年度	令和2年度	増 減 率(%)
介護保険料	2,004,029	1,992,177	0.6
使用料及び手数料	267	287	△7.0
国庫支出金	1,677,706	1,585,773	5.8
支払基金交付金	2,162,048	2,114,240	2.3
県支出金	1,205,402	1,177,427	2.4
財産収入	14	54	△74.1
繰入金	1,410,258	1,397,047	1.0
繰越金	25,000	25,000	0.0
諸収入	3,165	3,164	0.1
歳入合計	8,487,889	8,295,169	2.3

3. 歳出の状況

(単位:千円)

区 分	令和3年度	令和2年度	増 減 率(%)
総務費	180,228	169,465	6.4
保険給付費	7,815,080	7,632,864	2.4
地域支援事業費	392,745	395,630	△0.7
諸支出金	79,836	77,210	3.4
予備費	20,000	20,000	0.0
歳出合計	8,487,889	8,295,169	2.3

1 総務費

2 徴収費 1 賦課徴収費

[担当：高齢福祉課] P.123

7501 保険料賦課徴収費に要する経費 7,444,000円 (7,032,000円)

[その他 7,444,000円]

* 特財積算根拠

[手数料:保険料督促手数料 267,000円]

[繰入金:事務費等繰入金 7,177,000円]

○ 目的

介護サービス給付費などに充てる財源を確保するために、市内に住所を有する65歳以上の被保険者(第1号被保険者)に対し、介護保険料の賦課及び徴収事務を行う。

○ 内容

介護保険第1号被保険者に保険料内容の周知を図ると共に、保険料の賦課、徴収及び債権管理を行い保険料納入者の管理を行う。

主な経費 報酬(保険料徴収事務補助員報酬)

924,000円

印刷製本費(介護保険料リーフレット・封筒作成)

1,253,000円

通信運搬費(特別徴収額決定通知書・普通徴収納入通知書等郵送料)

3,836,000円

手数料(特別徴収業務・コンビニ収納等手数料)

1,040,000円

3 介護認定審査会費 2 認定調査等費

[担当：高齢福祉課] P.124

7501 認定調査等に要する経費 52,985,000円 (50,572,000円)

[その他 52,985,000円]

* 特財積算根拠

[繰入金:事務費等繰入金 52,985,000円]

○ 目的

訪問調査の的確な実施、主治医意見書の作成依頼など認定審査会の開催準備をし、公平で適正な要介護・要支援認定を行うことで、介護保険制度の適正な運営を図る。

○ 内容

介護認定調査員が要介護認定申請者に対して訪問調査を実施。かかりつけの医師へ主治医意見書の作成を依頼する。

主な経費 報酬(介護認定調査員他)

20,165,000円

通信運搬費(認定調査票・主治医意見書郵送料)

738,000円

主治医意見書作成手数料

20,666,000円

居宅介護支援事業者介護認定調査委託料

2,574,000円

公用車リース料(認定調査用)

1,546,000円

2 保険給付費

1 介護サービス等諸費 1 居宅介護サービス給付費

[担当：高齢福祉課] P.126

7501 居宅介護サービス給付費に要する経費 2,773,440,000円(2,763,168,000円)

[国・県 1,030,856,000円 その他 1,742,584,000円]

* 特財積算根拠

[国負:介護給付費負担金 554,693,000円]

[国補:普通調整交付金 129,481,000円]

[県負:介護給付費負担金 346,682,000円]

[保険料:特別徴収分 525,617,000円]

[保険料:普通徴収分 14,725,000円]

[保険料:普通徴収分前年度以前分 1,036,000円]

[支払基金:第2号被保険者保険料 748,828,000円]

[繰入金:介護給付費繰入金 346,683,000円]

[繰入金:低所得者の保険料軽減に要する費用 97,535,000円]

[繰入金:介護給付費準備基金繰入金 6,660,000円]

[諸収入:第三者納付金 1,500,000円]

○ 目的

要介護認定者が、指定居宅サービス事業者から介護サービスを受けた時に、居宅介護サービス給付費を支給することにより、利用者負担の軽減を図る。

○ 内容

居宅介護サービス給付費 @42,800円×5,400人×12月=2,773,440,000円

1 介護サービス等諸費 2 地域密着型介護サービス給付費

[担当：高齢福祉課] P.126

7501 地域密着型介護サービス給付費に要する経費 881,280,000円(847,440,000円)

[国・県 286,416,000円 その他 594,864,000円]

* 特財積算根拠

[国負:介護給付費負担金 176,256,000円]

[県負:介護給付費負担金 110,160,000円]

[保険料:特別徴収分 244,165,000円]

[支払基金:第2号被保険者保険料 237,946,000円]

[繰入金:介護給付費繰入金 110,160,000円]

[繰入金:介護給付費準備基金繰入金 2,593,000円]

○ 目的

要介護認定者が、住み慣れた地域で生活できるよう地域に密着した介護サービスを受けた時に、地域密着型介護サービス給付費を支給することにより、利用者負担の軽減を図る。

○ 内容

地域密着型介護サービス給付費 @108,000円×680人×12月=881,280,000円

1 介護サービス等諸費 3 施設介護サービス給付費

[担当：高齢福祉課] P. 126

7501 施設介護サービス給付費に要する経費 3,078,000,000円 (2,969,760,000円)

[国・県 1,000,351,000円 その他 2,077,649,000円]

* 特財積算根拠

[国負：介護給付費負担金 461,700,000円]

[県負：介護給付費負担金 538,650,000円]

[県補：財政安定化基金貸付金 1,000円]

[保険料：特別徴収分 851,285,000円]

[保険料：普通徴収分前年度以前分 1,500,000円]

[支払基金：第2号被保険者保険料 831,060,000円]

[繰入金：介護給付費繰入金 384,750,000円]

[繰入金：介護給付費準備基金繰入金 7,554,000円]

[諸収入：第三者納付金 1,500,000円]

○ 目的

要介護認定者が、介護保険施設である指定介護老人福祉施設、指定介護老人保健施設、介護医療院等で介護サービスを受けた時に、食費、居住費、日常生活費を除く施設介護サービス給付費を支給することにより、利用者負担の軽減を図る。

○ 内容

施設介護サービス給付費 @270,000円×950人×12月=3,078,000,000円

1 介護サービス等諸費 6 居宅介護サービス計画給付費

[担当：高齢福祉課] P. 128

7501 居宅介護サービス計画給付費に要する経費 376,968,000円 (374,256,000円)

[国・県 122,514,000円 その他 254,454,000円]

* 特財積算根拠

[国負：介護給付費負担金 75,393,000円]

[県負：介護給付費負担金 47,121,000円]

[保険料：特別徴収分 71,632,000円]

[保険料：普通徴収分 32,811,000円]

[支払基金：第2号被保険者保険料 101,781,000円]

[繰入金：介護給付費繰入金 47,121,000円]

[繰入金：介護給付費準備基金繰入金 1,109,000円]

○ 目的

要介護認定者が、指定居宅介護支援事業者から介護支援を受けた時に、居宅介護サービス計画給付費を支給することにより、利用者負担の軽減を図る。

○ 内容

居宅介護サービス計画給付費 @13,900円×2,260人×12月=376,968,000円

2 介護予防サービス等諸費 1 介護予防サービス給付費

[担当：高齢福祉課] P. 128

7501 介護予防サービス給付費に要する経費 126,000,000円（123,900,000円）

[国・県 40,950,000円 その他 85,050,000円]

* 特財積算根拠

[国負:介護給付費負担金 25,200,000円]

[県負:介護給付費負担金 15,750,000円]

[保険料:特別徴収分 30,243,000円]

[保険料:普通徴収分 4,666,000円]

[支払基金:第2号被保険者保険料 34,020,000円]

[繰入金:介護給付費繰入金 15,750,000円]

[繰入金:介護給付費準備基金繰入金 371,000円]

○ 目的

要支援認定者が、指定居宅サービス事業者から介護サービスを受けた時に、介護予防サービス給付費を支給することにより、利用者負担の軽減を図る。

○ 内容

介護予防サービス給付費 @17,500円×600人×12月=126,000,000円

4 高額介護サービス等費 1 高額介護サービス費

[担当:高齢福祉課] P.131

7501 高額介護サービス費に要する経費 202,020,000円（181,872,000円）

[国・県 65,656,000円 その他 136,364,000円]

* 特財積算根拠

[国負:介護給付費負担金 40,404,000円]

[県負:介護給付費負担金 25,252,000円]

[保険料:特別徴収分 40,829,000円]

[保険料:普通徴収分 15,144,000円]

[支払基金:第2号被保険者保険料 54,545,000円]

[繰入金:介護給付費繰入金 25,252,000円]

[繰入金:介護給付費準備基金繰入金 509,000円]

[諸収入:第1号被保険者延滞金 83,000円 返納金 2,000円]

○ 目的

要介護認定者が受けた介護サービスに係る利用者負担額が一定額を超えた時に、高額介護サービス費を支給し利用者負担の軽減を図る。

○ 内容

同一月に利用した介護サービスの利用者負担の合計額（同じ世帯内に複数の利用者がある場合には世帯合算額）が所得に応じた限度額を超えた時に、申請により超えた分を高額介護サービス費として支給する。また、令和3年8月から「現役並み」の所得区分が細分化され、高額所得者の限度額が引き上げられる（年収約770万円未満の世帯の方:44,400円、年収約770万円以上の世帯の方:93,000円、年収約1,160万円以上の世帯の方:140,100円）。

高額介護サービス費 現物高額分 @12,000円×130件×12月=18,720,000円

償還分 @23,500円×650件×12月=183,300,000円

自己負担の限度額（月額）

区 分	限度額
年収約 1,160 万円以上の世帯の方	140,100 円
年収約 770 万円以上の世帯の方	93,000 円
年収約 770 万円未満の世帯の方	44,400 円
市民税課税世帯の方	44,400 円
世帯全員が市民税非課税	24,600 円
<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢福祉年金受給者の方 ・ 前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円以下の方等 	24,600 円（世帯） 15,000 円（個人）
生活保護受給者	15,000 円

6 特定入所者介護サービス等費 1 特定入所者介護サービス費

[担当：高齢福祉課] P.133

7501 特定入所者介護サービス費に要する経費 256,674,000 円（257,028,000 円）

[国・県 83,418,000 円 その他 173,256,000 円]

* 特財積算根拠

[国負：介護給付費負担金 38,501,000 円]

[県負：介護給付費負担金 44,917,000 円]

[保険料：特別徴収分 37,630,000 円]

[保険料：普通徴収分 33,485,000 円]

[支払基金：第 2 号被保険者保険料 69,302,000 円]

[繰入金：介護給付費繰入金 32,084,000 円]

[繰入金：介護給付費準備基金繰入金 755,000 円]

○ 目的

所得の低い方の施設利用が困難にならないよう利用者の収入状況に応じた自己負担限度額を設定し、負担軽減を図る。

○ 内容

世帯全員が住民税非課税の方等で一定の条件を満たす場合、申請により「介護保険負担限度額認定証」を交付し、限度額を超えた分は特定入所者介護サービス費として支給する。

なお、住民税非課税世帯でも預貯金などの資産が一定以上ある場合や住民票上世帯が異なっても配偶者（内縁含む）が課税されている場合には、給付の対象外となる。

また、利用者の非課税年金（遺族、障害、寡婦等の年金）も収入として算定し、負担限度額段階の判断基準に反映する。

令和 3 年 8 月から、第 3 段階が本人年金収入等 80 万円超 120 万円以下の段階（第 3 段階①）と同 120 万円超の段階（第 3 段階②）の 2 つの段階に区分される。また、食費の負担限度額が、第 2 段階は 600 円、第 3 段階①は 1,000 円、第 3 段階②は 1,300 円に変更される。併せて、預貯金等の基準について、現行は単身世帯の場合 1,000 万円であるが、第 2 段階、第 3 段階①、第 3 段階②の 3 つの所得段階それぞれに基準が設定される（第 2 段階：650 万円、第 3 段階①：550 万円、第 3 段階②：500 万円）。

特定入所者介護サービス費

施設・食事 @24,000円×490人×12月＝141,120,000円

施設・居住 @20,000円×380人×12月＝91,200,000円

短期・食事 @9,300円×115人×12月＝12,834,000円

短期・居住 @8,000円×120人×12月＝11,520,000円

利用者 負担段階	居住費等の負担限度額				食費の 負担 限度額
	ユニット型		従来型個室	多床室	
	個室	個室的 多床室			
第1段階	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円
第2段階	820円	490円	490円 (420円)	370円	600円
第3段階①	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	1,000円
第3段階②	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	1,300円
基準費用額	2,006円	1,668円	1,668円 (1,171円)	377円 (855円)	1,445円

※ () 内は介護老人福祉施設または短期入所生活介護を利用した場合

3 地域支援事業費

1 介護予防生活支援サービス事業費 1 介護予防・生活支援サービス事業費

[担当：高齢福祉課] P.134

7501 介護予防・生活支援サービス事業に要する経費 158,372,000円 (156,092,000円)

[国・県 69,064,000円 その他 89,308,000円]

* 特財積算根拠

[国補：介護予防・日常生活支援総合事業交付金 31,424,000円]

[国補：介護保険保険者努力支援交付金 18,000,000円]

[県補：介護予防・日常生活支援総合事業交付金 19,640,000円]

[保険料：特別徴収分 25,990,000円]

[支払基金：地域支援事業支援交付金 42,421,000円]

[繰入金：介護予防・日常生活支援総合事業繰入金 20,897,000円]

○ 目的

要支援者等に対して、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域において自立した日常生活の支援を実施することにより、運動機能の維持向上や閉じこもり予防を図るとともに、活動的で生きがいのある人生を送ることができるよう支援することを目的とする。

○ 内容

従来、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護により提供されていた専門的なサービスに加え、住民主体の支援等の多様なサービス、一般介護予防事業の充実を図り、市の独自事業等を活用することにより、要支援者等の能力を最大限いかしつつ、要支援者等の状態等に応じたサービスを実施する。

(第1号訪問事業)

- ・訪問介護相当サービス
(訪問介護員等によるサービス専門的なサービス)
@17,000円×250人×12月=51,000,000円
- ・訪問型サービスB
(有償・無償のボランティア等により提供される住民主体による支援)
@150,000円×3団体=450,000円
- ・訪問型サービスD
(移動支援サービスによる生活支援)
@150,000円×1団体=150,000円

(第1号通所事業)

- ・通所介護相当サービス
(通所介護事業者の従事者によるサービス)
@23,000円×370人×12月=102,120,000円
- ・通所型サービスA
(主に雇用されている労働者とともにボランティアが補助的に加わった形により提供するサービス)

元気ハツラツ教室委託料 @2,000円×10人×4回×12月=960,000円

@2,000円×5人×4回×12月=480,000円

- ・通所型サービスB
(有償・無償のボランティア等により提供される住民主体による支援)
@150,000円×1団体=150,000円

(第1号生活支援事業)

- ・その他生活支援サービス
(栄養改善を目的とした配食や一人暮らし高齢者に対する見守りとともに行う配食等)
月～金までの週5日のうち必要と認められる日の夕食を配達する。利用者負担は400円。
委託料金 @523円×4,800食×1.1=2,761,440円

2 一般介護予防事業費 1 一般介護予防事業費

[担当：高齢福祉課・健康づくり推進課] P.135

8001 地域介護予防活動支援事業に要する経費 11,937,000円 (13,133,000円)

[国・県 3,878,000円 その他 8,059,000円]

* 特財積算根拠

[国補：介護予防・日常生活支援総合事業交付金 2,387,000円]

[県補：介護予防・日常生活支援総合事業交付金 1,491,000円]

[保険料：特別徴収分 3,345,000円]

[支払基金：地域支援事業支援交付金 3,223,000円]

[繰入金：介護予防・日常生活支援総合事業繰入金 1,491,000円]

○ 目的

介護予防活動の地域展開を目指して、住民主体の通いの場等の活動を地域の実情に応じて効果的かつ効率的に支援することを目的とする。

○ 内容

(回想法スクール)

「アタマとカラダ」の健康を維持しながら回想法の実践を通し、認知症予防を目指す教室。教室では、地域で認知症予防を担う人材として、回想法を実践するボランティアアシスタントを養成する。

回想法スクール委託料 916,000 円

(介護予防拠点施設運営)

地域の高齢者が気軽に集い、健康づくりや趣味のサークル活動に取り組むことのできる介護予防拠点施設（いきいきプラザ、げんきサロン戸頭西・稲・藤代）の管理運営を通じて、高齢者の健康増進と生きがいを図る。

指定管理者は取手市社会福祉協議会。指定管理期間は平成 30 年度から令和 3 年度。

いきいきプラザ・げんきサロン指定管理料運営費分 6,766,000 円

(地域介護予防支援事業補助金)

地域の身近な集会所等を活用し、主に元気な高齢者を対象にした介護予防事業等に取り組む地域住民の団体に対し、活動費等の補助金を交付する。

地域介護予防支援事業補助金 2,450,000 円

(介護支援ボランティアポイント事業)

65 歳以上の要介護認定を受けていない高齢者が、市内の指定された介護老人福祉施設、介護老人保健施設、グループホーム、(地域密着型) 通所介護事業所、小規模多機能型居宅介護支援事業所でボランティア活動に従事。市は従事した時間数に対して、ポイントを付与（1 時間単位=1 ポイント）。累積したポイントに対し、年度末に申請を受け付け交付金を交付する。（1 ポイント=100 円。上限は 50 ポイント。）

介護支援ボランティア事業委託料 @227,273 円×1.1 =250,000 円

介護支援ボランティア交付金 @100 円×60 名×0.6×年間平均従事時間 25 時間
=90,000 円

[担当：健康づくり推進課] P.136

8101 地域リハビリテーション活動支援事業に要する経費 434,000 円 新規

[国・県 140,000 円 その他 294,000 円]

* 特財積算根拠

[国補:介護予防・日常生活支援総合事業交付金 86,000 円]

[県補:介護予防・日常生活支援総合事業交付金 54,000 円]

[保険料:特別徴収分 123,000 円]

[支払基金:地域支援事業支援交付金 117,000 円]

[繰入金:介護予防・日常生活支援総合事業繰入金 54,000 円]

○ 目的

住民主体の通いの場等へのリハビリテーション専門職等による助言等を実施し、介護予防の取組を機能強化することを目的とする。

○ 内容

(介護予防講座)

リハビリテーション専門職を中心とした多様な専門職から、体系化された内容の講座を

住民主体の通いの場等で開催する。

介護予防講座講師謝礼 315,000 円

3 包括的支援事業費・任意事業費 1 総務費

[担当：高齢福祉課] P.137

7601 地域包括支援センターに要する経費 128,178,000 円 (128,152,000 円)

[国・県 91,404,000 円 その他 36,774,000 円]

* 特財積算根拠

[国補:介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 49,351,000 円]

[国補:保険者機能強化推進交付金 17,374,000 円]

[県補:介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 24,679,000 円]

[保険料:特別徴収分 12,086,000 円]

[繰入金:介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業繰入金 24,679,000 円]

[諸収入:雇用保険料本人負担分 9,000 円]

○ 目的

平成 27 年度以降、おおよその日常生活圏域ごとに 4ヶ所の地域包括支援センターを社会福祉法人等に業務委託し、高齢者がいつまでも自分らしく、可能な限り住みなれた地域で自立した生活を続けられるように、主任介護支援専門員、保健師、社会福祉士の専門職員が互いに連携をとりながら継続的・包括的に支援していくことにより、保健医療の向上及び福祉の増進を図る。

○ 内容

地域包括支援センター業務委託料	123,500,000 円
公用車リース料	458,000 円
地域包括支援センターシステム使用料	91,000 円
主任介護支援専門員研修講師謝礼	180,000 円
会計年度任用職員報酬	3,053,000 円

3 包括的支援事業費・任意事業費 2 任意事業費

[担当：高齢福祉課] P.138

8202 紙おむつ支給に関する経費 13,980,000 円 (13,980,000 円)

[国・県 8,073,000 円 その他 5,907,000 円]

* 特財積算根拠

[国補:介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 5,382,000 円]

[県補:介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 2,691,000 円]

[保険料:特別徴収分 3,216,000 円]

[繰入金:介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業繰入金 2,691,000 円]

○ 目的

在宅要介護高齢者等に対して紙おむつを支給することにより、要介護高齢者等及び介護にあたる家族の負担軽減を図る。

○ 内容

要介護認定 4 以上の在宅高齢者及び要介護認定 1 以上で、介護保険介護認定調査票にお

いて排泄（排便・排尿）の項目に全介助、一部介助及び見守り等に該当がある在宅高齢者に対して、紙おむつを年4回支給する。（本人が市民税非課税の方を対象とする）

扶助費 @3,300円×320人×12月×1.1=13,939,200円

通信運搬費 @84円×470人=39,480円

[担当：高齢福祉課] P. 139

8206 認知症高齢者見守り事業に関する経費 680,000円（952,000円）

[国・県 391,000円 その他 289,000円]

* 特財積算根拠

[国補：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 261,000円]

[県補：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 130,000円]

[保険料：特別徴収分 159,000円]

[繰入金：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業繰入金 130,000円]

○ 目的

地域における認知症高齢者の見守り体制の構築を目的とした、徘徊高齢者を保護できる仕組みの構築を行う。

○ 内容

徘徊のおそれのある認知症高齢者を対象に、携帯品や靴に着ける見守りキーホルダー・ステッカーを配布し、徘徊時に保護された際、迅速に身元が特定できるようにする。

見守りステッカー @400円×1.1×400足=176,000円

システム使用料 462,000円

[担当：高齢福祉課] P. 139

8301 配食サービスに関する経費 6,880,000円（6,888,000円）

[国・県 2,230,000円 その他 4,650,000円]

* 特財積算根拠

[国補：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 1,487,000円]

[県補：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 743,000円]

[保険料：特別徴収分 891,000円]

[繰入金：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業繰入金 3,759,000円]

○ 目的

要支援認定者または基本チェックリスト該当者を除くひとり暮らし高齢者や高齢者世帯等で、身体的に買い物や調理が困難な人を対象に、夕飯の配達をすることにより、安否の確認、栄養摂取の補助、孤独感の解消を図る。

○ 内容

月～金までの週5回のうち必要と認められる日の夕食を配達する。利用者負担は400円。

委託料金 @523円×11,520食×1.1=6,627,456円

[担当：高齢福祉課] P. 140

8501 成年後見制度利用支援事業に要する経費 6,962,000円（3,874,000円）

[国・県 4,020,000円 その他 2,942,000円]

＊ 特財積算根拠

[国補:介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 2,680,000 円]

[県補:介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 1,340,000 円]

[保険料:特別徴収分 1,602,000 円]

[繰入金:介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業繰入金 1,340,000 円]

○ 目的

成年後見制度市長申立てに要する経費や成年後見人等の報酬の助成等を行うことを目的とする。

○ 内容

身寄りのない認知症高齢者等であって、契約による介護保険サービス等の利用が困難な方のうち、成年後見人等による支援を必要とするが、審判の申立てを行う親族がない場合などに、市長が成年後見制度の審判の申立てを家庭裁判所に行う。

市長申立てに要する各種手数料 1,022,000 円

成年後見人等報酬助成 5,940,000 円

3 包括的支援事業費・任意事業費 3 在宅医療・介護連携推進事業費

[担当:高齢福祉課] P.140

7501 在宅医療・介護連携推進事業に要する経費 3,600,000 円 (3,700,000 円)

[国・県 2,079,000 円 その他 1,521,000 円]

＊ 特財積算根拠

[国補:介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 1,386,000 円]

[県補:介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 693,000 円]

[保険料:特別徴収分 828,000 円]

[繰入金:介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業繰入金 693,000 円]

○ 目的

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進することを目的とする。

○ 内容

取手市医師会に業務委託を行い、在宅医療において積極的役割を担う地域の医師、歯科医師、薬剤師、看護職員、介護支援専門員等の多職種協働による在宅医療の支援体制を構築することで、退院支援から生活の場における療養支援、急変時の対応及び看取りまでを包括的かつ継続的に実践される在宅医療の提供体制を確立する。

在宅医療・介護連携推進事業委託料 3,600,000 円

3 包括的支援事業費・任意事業費 4 生活支援体制整備事業費

[担当:高齢福祉課] P.140

7501 生活支援体制整備事業に要する経費 3,130,000 円 (3,276,000 円)

[国・県 1,807,000 円 その他 1,323,000 円]

＊ 特財積算根拠

[国補:介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 1,205,000 円]

[県補:介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 602,000 円]

[保険料:特別徴収分 721,000 円]

[繰入金:介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業繰入金 602,000 円]

○ 目的

単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増加する中、医療、介護のサービス提供のみならず、地域住民に身近な存在である市町村が中心となって、NPO 法人、ボランティア、地縁組織、介護サービス事業所、民生委員等の生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていくことを目的とする。

○ 内容

地域における助け合い・支え合いづくりの推進を目的に、定期的な情報共有・連携強化の中核となる場で、地域の課題やニーズの解決策や対応策等を一緒に考える場として、「地域における支え合いづくり推進協議会（協議体）」を第1層（市全体）及び第2層（各地域包括支援センター）に設置する。

また、地域において生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」を各地域包括支援センターごとに選出し、介護予防・生活支援サービスに関する必要事項を協議する。

生活支援体制整備事業委託料 2,970,000 円

3 包括的支援事業費・任意事業費 6 地域ケア会議推進事業費

[担当：高齢福祉課] P. 141

7501 地域ケア会議推進事業に要する経費 1,258,000 円 (1,333,000 円)

[国・県 726,000 円 その他 532,000 円]

* 特財積算根拠

[国補:介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 484,000 円]

[県補:介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 242,000 円]

[保険料:特別徴収分 290,000 円]

[繰入金:介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業繰入金 242,000 円]

○ 目的

地域ケア会議は、市や地域包括支援センターが主催し、医療、介護等の専門職をはじめ、民生委員、自治会長、NPO 法人、社会福祉法人、ボランティア等地域の多様な関係者が協働し、介護支援専門員のケアマネジメント支援を通じて、介護等が必要な高齢者の住み慣れた住まいでの生活を地域全体で支援していくことを目的とする。

○ 内容

地域ケア個別会議は、地域包括支援センターが主催する「個別課題の検討及び多職種協働によるケアマネジメント支援」と共に、市が主催する「要介護者の訪問介護（生活援助）の訪問回数のケアプラン検証」を実施していくものである。

地域ケア会議推進事業委託料 @280,000 円×4ヶ所×1.1=1,232,000 円

地域ケア個別会議委員謝礼 @6,300 円×4人×1回×=25,200 円

3 包括的支援事業費・任意事業費 7 認知症総合支援事業費

[担当：高齢福祉課] P. 141

7501 初期集中支援事業に要する経費 1,184,000 円 (1,193,000 円)

[国・県 682,000 円 その他 502,000 円]

* 特財積算根拠

[国補:介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 455,000 円]

[県補:介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 227,000 円]

[保険料:特別徴収分 275,000 円]

[繰入金:介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業繰入金 227,000 円]

○ 目的

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築することを目的とする。

○ 内容

認知症に係る専門的な知識・技能を有する医師（認知症サポート医）の指導の下、「認知症初期集中支援チーム」を4ヶ所の地域包括支援センター全てに設置し、複数の専門職が、家族の訴え等により認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問、観察・評価、家族支援等の初期の支援を包括的、集中的に行い、自立生活のサポートを行う。

認知症初期集中支援事業委託料 @240,000 円×4ヶ所×1.1=1,056,000 円

認知症初期集中支援チーム員研修負担金 @40,000 円×2名=80,000 円

[担当：高齢福祉課] P. 142

7601 地域支援・ケア向上事業に要する経費 1,077,000 円 (1,447,000 円)

[国・県 621,000 円 その他 456,000 円]

* 特財積算根拠

[国補:介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 414,000 円]

[県補:介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 207,000 円]

[保険料:特別徴収分 249,000 円]

[繰入金:介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業繰入金 207,000 円]

○ 目的

医療機関や介護サービス及び地域の支援機関での連携を図り、認知症地域支援推進員（認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う）を各地域包括支援センターに2名ずつ配置し、当該推進員を中心として、医療・介護等の連携強化等による、地域の支援体制の構築と認知症ケアの向上を図ることを目的とする。

○ 内容

地域包括支援センター、認知症疾患医療センターを含む医療機関、介護サービス事業者や認知症サポーター等地域において認知症の人を支援する関係者の連携を図るため、「認知症カフェ（通称:オレンジカフェ）」の運営経費等の助成を実施する。

また、認知症の本人が集い、本人同士が主体となって自らの体験や希望、必要としていることを一緒に語り合う「本人ミーティング」の実施や回想スクールを受講したレミニシヤン（心療回想士）が介護保険施設等を訪問して、認知症の方に回想療法を行う取組みと

して「レミニフレンド事業」を実施する。

認知症地域支援・ケア向上推進事業委託料 @10,000 円×4ヶ所×1.1=44,000 円

認知症カフェ（オレンジカフェ）運営補助金 @100,000 円×1ヶ所=100,000 円

@50,000 円×1ヶ所=50,000 円

認知症地域支援推進員研修負担金（新任者・現任者）@38,000 円×10人=380,000 円

レミニフレンド事業委託 @1,000 円×2人×4回×12月×3ヶ所×1.1=316,800 円

競輪事業特別会計

1 競輪事業費

2 事業費 1 競輪開催費

[担当:産業振興課] P. 170

7501 通常競輪事業に要する経費 1,503,728,000円 (1,096,396,000円)

○ 内容

今年度の通常競輪を1回6日間の開催を実施する。

競 輪 名		日数	入場者見込	車券発売見込
通常競輪	前 節	3日	6,000人	1,000,000千円
〃	後 節	3日	5,000人	500,000千円

※通常競輪の前節3日間の発売は、競輪場及び全国のサテライト発売所、後節3日間は、全国のサテライト発売所での場外発売を予定。

衛星テレビ放映(スピードチャンネル)については6日間放映予定。

主な歳出予算

・選手賞典費	66,945千円
・委託料(場外車券発売開催委託料、競輪業務実施委託料等)	223,191千円
・使用料及び賃借料(施設借上料、場外通報システム使用料等)	13,796千円
・全国競輪施行者協議会分担金	16,500千円
・JKA交付金	30,100千円
・的中車券払戻金	1,125,000千円

[担当:産業振興課] P. 172

7701 場外車券発売競輪事業に要する経費 157,433,000円 (164,845,000円)

○ 内容

今年度の場外車券発売競輪を12回48日間実施する。

場外車券発売競輪名	開催数	日数	入場者見込 (延べ数)	車券発売見込 (延べ数)
共同通信社杯GII	1回	4日	6,500人	105,000千円
記念競輪	11回	44日	60,500人	1,045,000千円

入場者見込 67,000人 売上見込 1,150,000,000円

主な歳出予算

・報酬(競輪場従事員報酬)	48,000千円
・委託料(統制業務管理委託料、場内外清掃委託料等)	60,732千円
・使用料及び賃借料(施設借上料、ファン送迎バス借上料)	38,825千円

3 諸支出金

1 諸支出金 1 一般会計繰出金

[担当:産業振興課] P.175

7501 競輪事業繰出金 10,000,000 円 (10,000,000 円)

○ 内容

通常競輪、場外競輪の収益金を一般会計へ繰出する。

(単位:千円、%)

	3 年度	2 年度	比較	増減率
競輪事業繰出金	10,000	10,000	0	0.0

取手地方公平委員会
特 別 会 計

1. 概要

公平委員会は、地方公務員法（以下「法」という。）第7条により、人口15万未満の市町村及び地方公共団体の組合は、条例で公平委員会を置かなければならず、また、議会の議決を経て定める規約により、他の地方公共団体と共同して公平委員会を置くことができると規定され、当委員会は、昭和32年10月1日に共同設置された。

公平委員会の職務については、法第8条により、①職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること。②職員に対する不利益な処分についての審査請求に対する裁決をすること。③職員の苦情を処理すること。④その他法律に基づきその権限に属せしめられた事務となっている。

公平委員会の委員については、法第9条の2により3人の委員をもって組織し、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。

2. 歳入予算

歳入予算額は682,000円で、内訳は負担金392,000円、前年度繰越金289,000円及び諸収入1,000円である。

負担金の内訳

取手地方公平委員会規約により、平等割2分の1、職員数割2分の1を関係団体が分担することとなっている。

(単位：円)

関係団体名	金額
取手市	130,000
守谷市	81,000
利根町	46,000
取手地方広域下水道組合	32,000
取手市外2市火葬場組合	28,000
利根川水系県南水防事務組合	28,000
常総地方広域市町村圏事務組合	47,000
合計	392,000

3. 歳出予算

歳出予算額は、682,000円である。

1 総務費

1 総務費 1 委員会費

[担当：監査委員事務局] P.189

7001 公平委員会事務に要する経費 259,000 円 (260,000 円)

[その他 36,000 円 一財 223,000 円]

* 特財積算根拠

[負担金：取手地方公平委員会負担金 36,000 円]

○ 内容

各公平委員会連合会への年会費負担金及び研究会等の参加旅費が主なものである。

[担当：監査委員事務局] P.189

7201 公平委員報酬等に要する経費 393,000 円 (396,000 円)

[その他 356,000 円 一財 37,000 円]

* 特財積算根拠

[負担金：取手地方公平委員会負担金 356,000 円]

○ 内容

委員 3 人分の報酬及び各公平委員会連合会研究会等の参加旅費が主な支出である。

報酬金額 336,000 円

委員長 9,000 円×13 日

委員 8,400 円×13 日×2 人

参 考 資 料

目 次

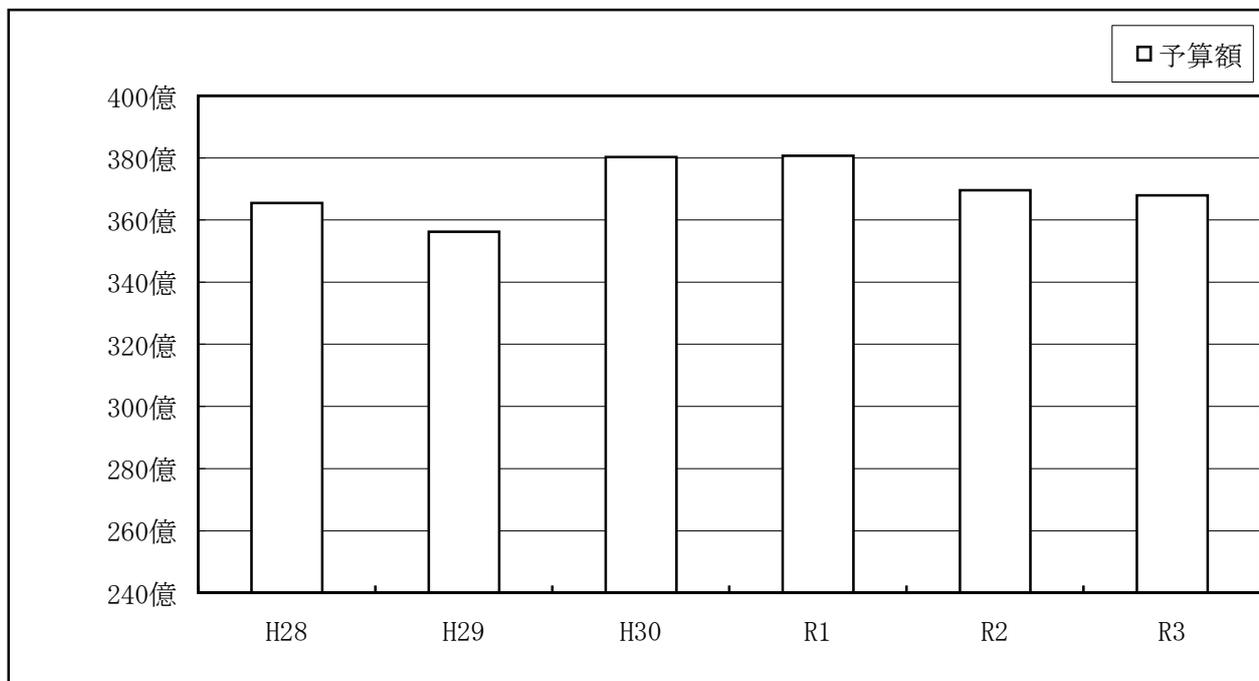
一般会計予算額の推移	189
一般会計性質別歳出内訳	190
特別会計予算額の推移	191
款別性質別一覧表(一般会計)	192
各款における節の占める予算額及び比率(一般会計)	194
令和3年度常総地方広域市町村圏事務組合 市町村負担金算出計算書	196
令和3年度取手地方広域下水道組合 負担金及び出資金算出計算書	198
令和3年度地方消費税率引上げ分の社会保障財源化	199
令和3年度合併特例債充当一覧(一般会計)	200

一般会計予算額の推移

(単位:千円)

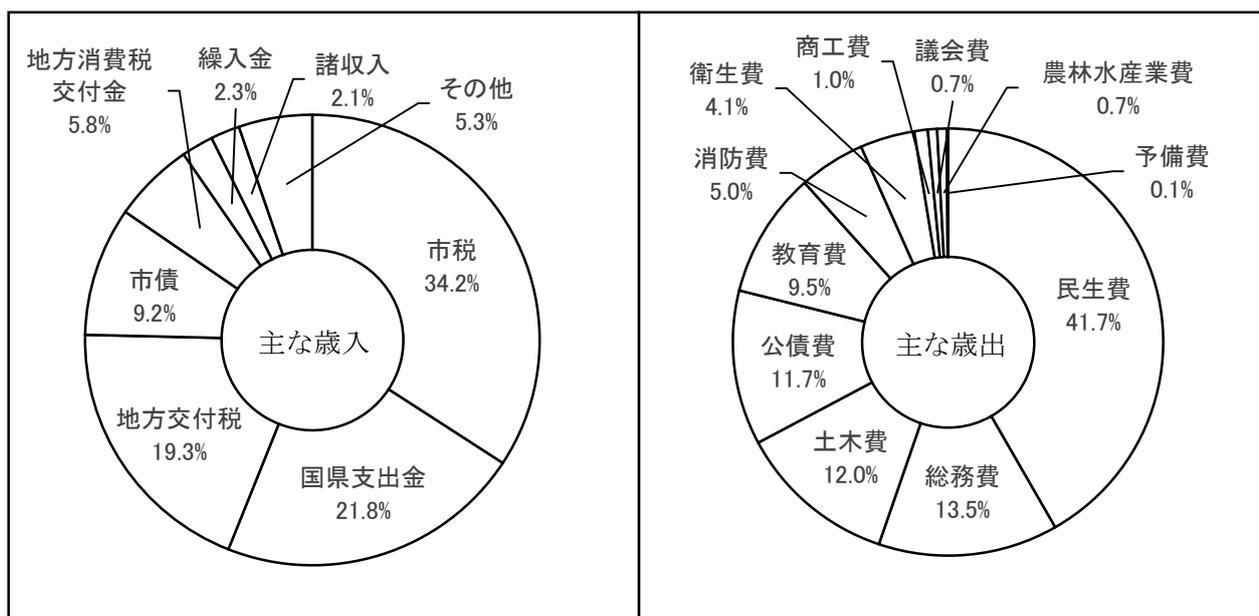
年 度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額	36,550,000	35,620,000	38,030,000	38,062,511	36,960,000	36,800,000

※令和元年度は当初骨格予算のため、6月補正後の予算額で比較



※令和元年度は当初骨格予算のため、6月補正後の予算額で比較

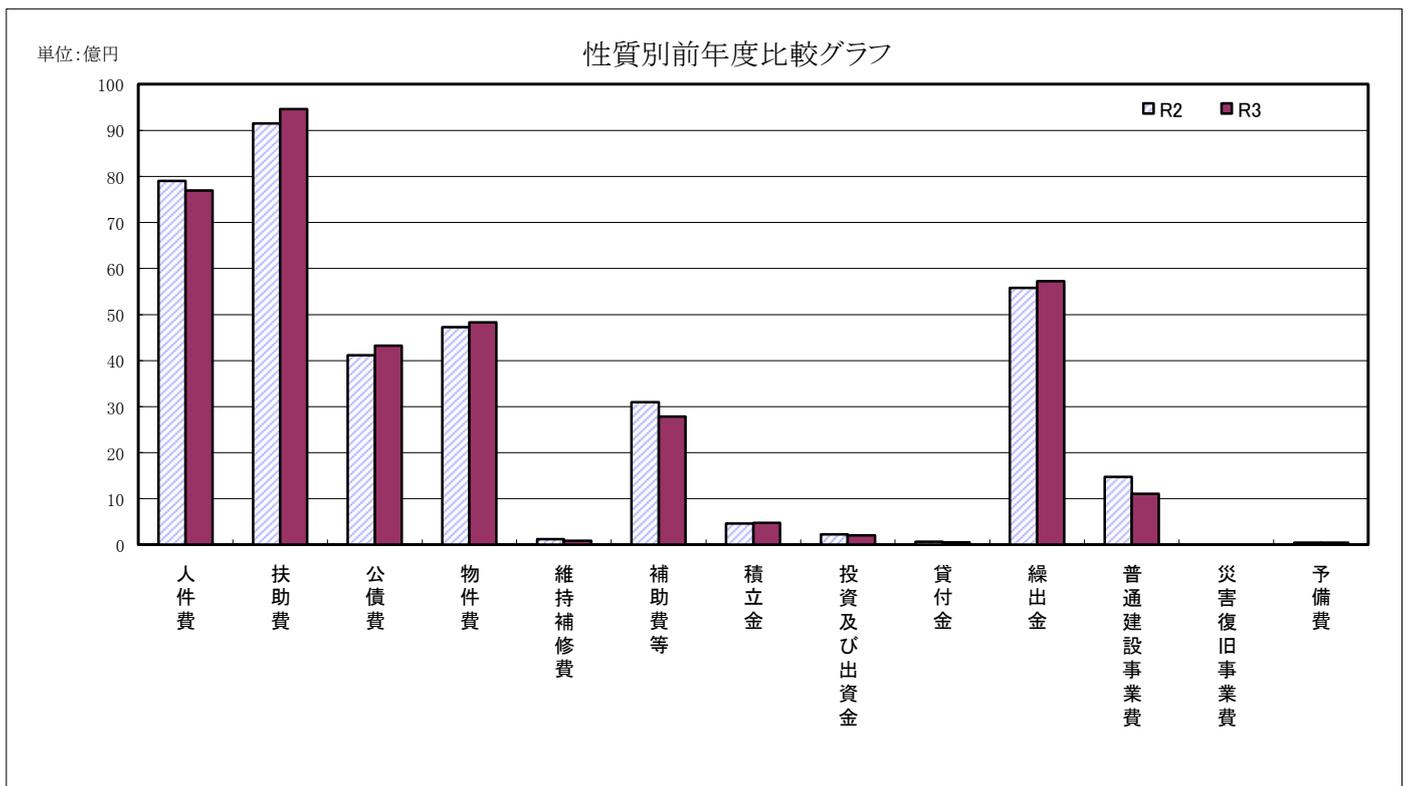
一般会計款別歳入・歳出の割合



令和3年度一般会計性質別歳出内訳

(単位：千円、%)

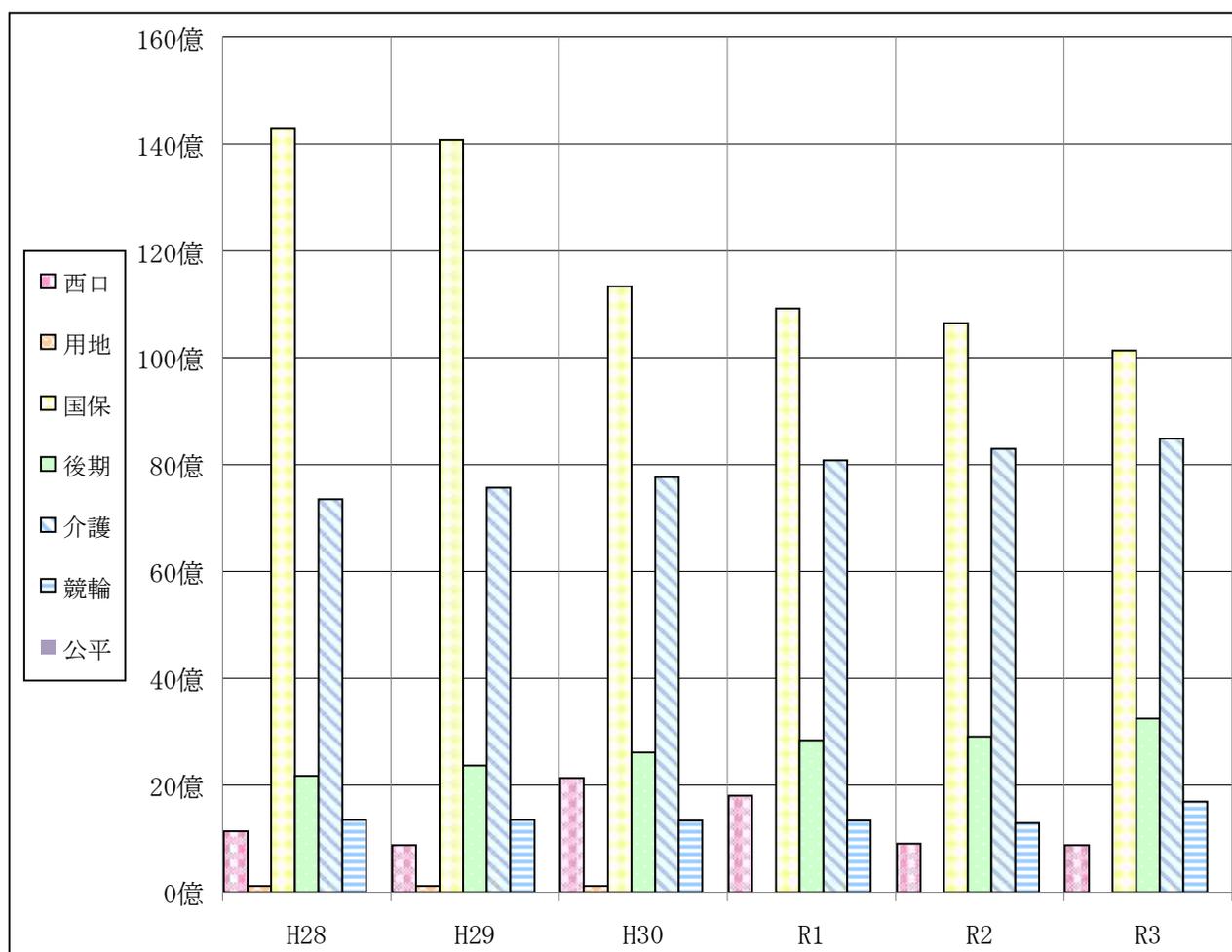
区 分	令和3年度 当初予算		令和2年度 当初予算		比 較	増減率
		構成比		構成比		
人 件 費	7,691,817	20.9	7,899,694	21.4	△ 207,877	△ 2.6
うち特別職	45,727	0.1	45,737	0.1	△ 10	△ 0.0
うち議員	190,027	0.5	200,895	0.5	△ 10,868	△ 5.4
うち一般職	6,398,978	17.4	6,527,517	17.7	△ 128,539	△ 2.0
うち会計年度任用職員	958,505	2.6	985,731	2.7	△ 27,226	△ 2.8
扶 助 費	9,458,192	25.7	9,142,754	24.7	315,438	3.5
公 債 費	4,324,807	11.8	4,112,659	11.1	212,148	5.2
物 件 費	4,833,125	13.1	4,727,347	12.8	105,778	2.2
維 持 補 修 費	91,760	0.2	122,405	0.3	△ 30,645	△ 25.0
補 助 費 等	2,780,375	7.6	3,098,653	8.4	△ 318,278	△ 10.3
積 立 金	472,577	1.3	460,041	1.3	12,536	2.7
投 資 及 び 出 資 金	210,900	0.6	230,200	0.6	△ 19,300	△ 8.4
貸 付 金	53,352	0.1	68,920	0.2	△ 15,568	△ 22.6
繰 出 金	5,725,057	15.6	5,576,501	15.1	148,556	2.7
普 通 建 設 事 業 費	1,108,033	3.0	1,470,821	4.0	△ 362,788	△ 24.7
災 害 復 旧 事 業 費	5	0.0	5	0.0	0	0.0
予 備 費	50,000	0.1	50,000	0.1	0	0.0
合 計	36,800,000	100.0	36,960,000	100.0	△ 160,000	△ 0.4



特別会計予算額の推移

(単位:千円)

年 度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
取 手 駅 西 口	1,136,387	878,371	2,132,183	1,804,038	908,937	878,989
用 地 先 行 取 得	113,925	112,439	110,966	廃 止		
国 民 健 康 保 険	14,297,194	14,070,961	11,334,176	10,921,746	10,646,932	10,133,032
後 期 高 齢 者 医 療	2,177,723	2,369,868	2,612,512	2,837,143	2,907,856	3,246,374
介 護 保 険	7,352,082	7,565,527	7,762,880	8,079,624	8,295,169	8,487,889
競 輪	1,348,660	1,348,633	1,341,045	1,341,226	1,287,051	1,687,038
公 平 委 員 会	657	753	748	712	709	682
計	26,426,628	26,346,552	25,294,510	24,984,489	24,046,654	24,434,004



款別性質別一覧表（一般会計）

区 分	議会費	総務費	民生費	衛生費	農林水産業費	商工費
1 人件費	256,527	1,950,998	1,495,778	331,846	97,630	145,147
うち職員給	52,900	1,123,304	958,610	253,780	66,500	110,400
2 物件費	6,792	974,941	468,235	825,818	14,178	20,768
3 維持補修費		7,093				
4 扶助費		38,000	9,318,747	11,524		
5 補助費等	3,785	1,520,106	331,548	319,494	111,825	149,339
6 普通建設事業費		8,263		10,749	16,030	3,973
(1) 補助事業費				10,749		
(2) 単独事業費		8,263			11,980	3,973
(3) 県営事業費					4,050	
7 災害復旧事業費						
(1) 補助事業費						
(2) 単独事業費						
8 公債費						
9 積立金		463,589	5	3	8,849	
10 投資及び出資金						900
11 貸付金			9,002			40,000
12 繰出金			3,724,880			
13 予備費						
合 計	267,104	4,962,990	15,348,195	1,499,434	248,512	360,127

(単位：千円)

土木費	消防費	教育費	災害復旧費	公債費	諸支出金	予備費	合計	構成比
666,404	1,451,356	1,296,131					7,691,817	20.9%
530,500	1,133,847	714,850					4,944,691	13.4%
571,429	86,877	1,864,087					4,833,125	13.1%
41,927		42,740					91,760	0.2%
		89,921					9,458,192	25.7%
160,206	68,434	115,638					2,780,375	7.6%
762,987	230,453	75,578					1,108,033	3.0%
339,536							350,285	0.9%
407,031	230,453	75,578					737,278	2.0%
16,420							20,470	0.1%
			5				5	
			5				5	
				4,324,807			4,324,807	11.8%
72		59					472,577	1.3%
210,000							210,900	0.6%
		4,350					53,352	0.1%
2,000,170					7		5,725,057	15.6%
						50,000	50,000	0.1%
4,413,195	1,837,120	3,488,504	5	4,324,807	7	50,000	36,800,000	100.0%

各款における節の占める予算額及び比率（一般会計）

節	議会費	総務費	民生費	衛生費	農林水産業費	商工費
1 報酬	114,828	134,212	312,655	25,145	16,524	12,653
2 給料	27,600	656,908	572,600	153,500	38,600	65,200
3 職員手当等	65,965	860,861	402,637	102,207	30,300	45,958
4 共済費	48,134	339,845	207,886	50,994	12,206	21,336
5 災害補償費						
6 恩給及び退職年金						
7 報償費	100	35,024	11,025	5,625	40	923
8 旅費	1,004	6,723	8,471	1,428	70	713
9 交際費	300	700			50	
10 需用費	1,198	107,983	107,298	18,595	2,495	6,896
11 役務費	173	95,725	28,916	20,410	1,066	660
12 委託料	1,056	535,687	2,710,833	777,261	8,614	8,513
13 使用料及び賃借料	2,568	212,146	27,230	6,051	1,592	4,016
14 工事請負費		11,041				3,973
15 原材料費		531	64			
16 公有財産購入費						
17 備品購入費	493	18,832	1,911	2,556	308	
18 負担金、補助及び交付金	3,685	1,442,100	318,231	324,222	127,798	148,386
19 扶助費			6,904,527	11,374		
20 貸付金			9,002			40,000
21 補償、補填及び賠償金						
22 償還金、利子及び割引料		41,000				
23 投資及び出資金						900
24 積立金		463,589	5	3	8,849	
25 寄附金						
26 公課費		83	24	63		
27 繰出金			3,724,880			
28 予備費						
合計	267,104	4,962,990	15,348,195	1,499,434	248,512	360,127
構成比	0.7%	13.5%	41.7%	4.1%	0.7%	1.0%

(単位：千円)

土木費	消防費	教育費	災害復旧費	公債費	諸支出金	予備費	合計	構成比
40,501	18,510	374,159					1,049,187	2.9%
303,600	644,800	430,397					2,893,205	7.9%
221,549	572,247	349,124					2,650,848	7.2%
100,754	205,200	143,088					1,129,443	3.1%
843	13,953	29,184					96,717	0.3%
1,629	5,299	12,763					38,100	0.1%
	50	80					1,180	0.0%
132,519	46,976	745,387					1,169,347	3.2%
6,028	9,215	33,559					195,752	0.5%
480,944	15,720	796,886					5,335,514	14.5%
66,419	16,447	257,812					594,281	1.6%
591,212	133,242	66,715					806,183	2.2%
16,300	78	130	5				17,108	0.0%
50,539							50,539	0.1%
215	56,730	72,940					153,985	0.4%
1,482,913	97,433	81,917					4,026,685	10.9%
		89,921					7,005,822	19.0%
		4,350					53,352	0.1%
106,864	1						106,865	0.3%
				4,324,807			4,365,807	11.9%
210,000							210,900	0.6%
72		59					472,577	1.3%
124	1,219	33					1,546	0.0%
600,170					7		4,325,057	11.8%
						50,000	50,000	0.1%
4,413,195	1,837,120	3,488,504	5	4,324,807	7	50,000	36,800,000	100.0%
12.0%	5.0%	9.5%	0.0%	11.7%	0.0%	0.1%	100.0%	

令和3年度常総地方広域市町村圏事務組合市町村負担金算出計算書

区分		予算額 (按分比) 【A】	特 定 歳 入 控 除 額						計 【B】	
			国庫 支出金	地方債	使用料 及び 手数料	財産収入 雑入	繰越金 預金利子	消防費 負担金		
款別	負担割合									
共 通 事 業 分	1 議会費	均等割 10 人口割 90	876 (0.02)					29		29
	2 総務費	(経常分) 均等割 10 人口割 90	132,982 (3.24)				841	4,366		5,207
		(交流センター分) 均等割 10 人口割 90	50,788				14,399			14,399
		(防災センター分) 均等割 10 人口割 90	20,435		3,000	289	6	1,196		4,491
	3 民生費	入所者数割 100	46,921 (1.14)		34,400			1,540		35,940
	4 衛生費	均等割 10 実績割 90	2,220,437 (54.06)	1,188		287,590	22,345	72,902		384,025
	5 土木費	均等割 10 人口割 90	629,102 (15.31)	89,805	238,800	15,055	1,039	20,655		365,354
	7 公債費	(一般分) 均等割 10 人口割 90	1,027,176 (25.01)					33,725		33,725
		(防災センター分) 均等割 10 人口割 90	63							
		(障害者施設分) 入所者数割 100	52,510							
8 予備費	均等割 10 人口割 90	50,000 (1.22)					1,642		1,642	
小 計			4,231,290	90,993	276,200	302,934	38,630	136,055		844,812
消 防 分	6 消防費	均等割 10 人口割 60 署員数割 30	2,912,235	21,600	276,500	1,320	11,556	20,123	462	331,561
合 計			7,143,525	112,593	552,700	304,254	50,186	156,178	462	1,176,373

注1 市町村負担金欄及び市町別内訳欄中の()書は、つくばみらい市の消防団無線共同購入事業負担金を除く実質負担金である。

【単位:千円】

市町村 負担金 【A】-【B】	左の市町別内訳							
	常総市	取手市	守谷市	つくばみらい市	龍ケ崎市	牛久市	つくば市	利根町
847	181	302	206	158	—	—	—	—
127,775	27,258	45,521	31,097	23,899	—	—	—	—
36,389	5,525	14,005	9,543	7,316	—	—	—	—
15,944	1,964	3,304	2,246	1,718	2,467	2,719	878	648
10,981	4,510	2,745	1,765	1,961	—	—	—	—
1,836,412	285,767	735,836	472,333	342,476	—	—	—	—
263,748	40,046	101,511	69,166	53,025	—	—	—	—
993,451	150,839	382,359	260,526	199,727	—	—	—	—
63	8	13	9	7	10	11	3	2
52,510	21,567	13,127	8,439	9,377	—	—	—	—
48,358	10,316	17,228	11,769	9,045	—	—	—	—
3,386,478	547,981	1,315,951	867,099	648,709	2,477	2,730	881	650
2,581,136 (2,580,674)	702,936	—	1,037,296	840,904 (840,442)	—	—	—	—
5,967,614 (5,967,152)	1,250,917	1,315,951	1,904,395	1,489,613 (1,489,151)	2,477	2,730	881	650

令和3年度取手地方広域下水道組合負担金及び出資金算出計算書

収益の収入

(単位：千円)

	予算額	負担割合	
営業収益	1,398,794		
下水道使用料	1,268,369		
負担金①	129,535	取手市分	98,805 つくばみらい市分 30,730
その他営業収益	890		
営業外収益	2,984,040		
受取利息及び配当金	8		
受託工事収益	9,867		
負担金②	1,641,900	取手市分	1,217,125 つくばみらい市分 424,775
事業別負担金③	10,000	取手市分	10,000
長期前受金戻入	1,295,638		
消費税及び地方消費税還付金	26,117		
雑収益	510		
特別利益	1		
計	4,382,835	取手市分	1,325,930 つくばみらい市分 455,505

収益の支出

	予算額	負担割合	
営業費用	3,819,325		
議会費	2,196	均等割10%	計画汚水量割90%
処理場費	597,271	均等割 8%	有収水量割 92%
ポンプ場費	78,955	事業負担割	
管きよ費	94,072	事業負担割	
業務費	74,726	均等割 8%	有収水量割 92%
総係費	55,236	均等割10%	計画汚水量割90%
給与費	308,435	事業負担割	
減価償却費	2,569,059	事業負担割	
資産減耗費	39,375	事業負担割	
営業外費用	412,710		
支払利息及び企業債取扱諸費	391,392	事業負担割	
受託工事費	21,318	事業負担割	
特別損失	552	事業負担割	
予備費	50,000	事業負担割	
計	4,282,587		

資本の収入

	予算額	負担割合	
資本の収入	2,061,430		
企業債	993,400		
負担金④	184,565	取手市分	84,070 つくばみらい市分 100,495
出資金⑤	236,000	取手市分	210,000 つくばみらい市分 26,000
国庫補助金	576,765		
県補助金	1		
受益者負担金、分担金	70,699		
計	2,061,430	取手市分	294,070 つくばみらい市分 126,495

資本の支出

	予算額	負担割合	
建設改良費	1,956,253		
処理場建設費	266,211	日最大汚水量割	
管きよ建設費	1,451,068	事業負担割	
下水道事業計画	102,959	事業負担割	
給与費	136,015	事業負担割	
固定資産購入費	11,625	事業負担割	
企業債償還金	1,607,433	事業負担割	
計	3,575,311		

負担金及び出資金

	予算額	負担割合	
負担金 ①+②+③+④	1,966,000	取手市分	1,410,000 つくばみらい市分 556,000
出資金 ⑤	236,000	取手市分	210,000 つくばみらい市分 26,000
計	2,202,000	取手市分	1,620,000 つくばみらい市分 582,000

令和3年度 地方消費税率引上げ分の社会保障財源化

社会保障・税一体改革において、引き上げ分の地方消費税収入は、社会保障4経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策）に要する経費に充てるものとされています。

※「社会保障4経費」消費税法第1条第2項に規定

制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費。

(歳入) 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 1,256,000 千円

(歳出) 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 14,479,894 千円

【歳出内訳】

(単位：千円)

事業名	令和3年度 予算額	財源内訳				
		特定財源		一般財源		
		国県支出金	その他	引上げ分の 地方消費税 交付金	その他	
社会福祉	障がい者福祉事業	2,018,773	1,415,016	294	112,835	490,628
	高齢者福祉事業	185,813	481	2,556	34,175	148,601
	児童福祉事業	5,469,058	3,330,356	257,386	351,765	1,529,551
	母子福祉事業	4,806	3,591	6	226	983
	生活保護事業	2,093,482	1,625,665	5	87,471	380,341
	その他社会福祉事業	191,416	20,534		31,951	138,931
	小計	9,963,348	6,395,643	260,247	618,423	2,689,035
社会保険	国民健康保険事業	585,881	401,773		34,424	149,684
	後期高齢者医療事業	1,509,537	222,050	49,368	231,501	1,006,618
	介護保険事業	1,134,664	73,150		198,480	863,034
	小計	3,230,082	696,973	49,368	464,405	2,019,336
保健衛生	医療費助成事業	611,760	241,908	49,743	59,854	260,255
	健康づくり事業	120,921	8,942	2,705	20,432	88,842
	医療提供体制確保事業	183,350		31,650	28,365	123,335
	疾病予防対策事業	246,884	11,282	7	44,051	191,544
	母子衛生対策事業	85,960	10,131	728	14,042	61,059
	生活習慣病対策事業	37,589	2,766	444	6,428	27,951
	小計	1,286,464	275,029	85,277	173,172	752,986
合計	14,479,894	7,367,645	394,892	1,256,000	5,461,357	

令和3年度 合併特例債充当一覧(一般会計)

(単位:千円)

款項目	事業名	項目	対象事業費	充当額
070101	道路管理に要する経費	北浦川谷中第5号橋(仮称)相橋架替負担金	16,420	15,500
070203	道路改良に要する経費	井野団地外周道路(市道0115号線他)改良事業	84,766	80,500
		井野台(市道3453号線他)改良事業	45,892	43,500
		片町(市道5379号線他)改良事業	44,484	42,200
	通学路整備に要する経費	山王(市道4262号線他)通学路整備事業	55,314	23,800
		野々井(市道2759号線他)通学路整備事業	65,175	27,900
070305	都市計画道路3・5・23号 北敷・沼附線に要する経費	都市計画道路3・5・23号 北敷・沼附線整備事業	50,346	21,700
070306	都市排水整備に要する経費	稲雨水幹線整備事業	41,315	39,200
		藤代横町雨水排水整備事業	57,779	54,800
080101	消防庁舎の管理運営に要する経費	戸頭消防署大規模改修事業	4,760	4,500
		吉田消防署大規模改修事業	134,330	127,600
090203	小学校建設事業に要する経費	白山小学校長寿命化改良事業	23,383	22,200
090503	図書館管理運営に要する経費	ふじしろ図書館空調設備改修事業	4,480	4,200
合計			628,444	507,600